

立命館大学大学院文学研究科

博士論文審査要旨

小田切 建太郎

『中動態と竈』

——M・ハイデガーにおける存在をめぐる現象学的及び
精神史的研究——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一七年三月三十一日

審査委員

主査 谷 徹

副査 伊勢 俊彦

副査 日下部 吉信

副査 秋 富 克 哉

論文内容の要旨

本論文は、M・ハイデガーの存在をめぐる思想の展開を、中動態および竈という概念を軸にして説明したものである。本論文の構成は、以下の目次(「章」の下位の「節」は省略し、簡略にする)が示すものである。

序章 本論攷の課題及び意義

第一部 初期ハイデガーにおける存在と中動態

第一章 初期ハイデガーにおける現象とロゴスの中動態

第二章 初期ハイデガーにおける関心の中動態

第三章 人間中心主義と地平的存在論的差異——形而上学期を中心に——

第二部 後期思想における中動態と竈

第四章 人間の中動態から存在の中動態へ、そして竈へ

第五章 家郷的なものと竈——『アンティゴネー』のコロス解釈——

第六章 ヘルダーリンにおける竈

第七章 ハイデガーのヘルダーリン解釈における根源の場所と竈

第八章 イプノスの傍らで——ヘラクレイトスの竈の意味——

終章

序章では、過去のハイデガー研究でほとんど扱われてこなかった二つの概念、中動態と竈の問題が提起され、これらとハイデガーの「存在」概念との関係を説明することが、本論文の課題であることが明示される。そのために、「中動態」という、インド＝ヨーロッパ系言語の古い動詞の「態」の概略が示される(この中動態は、ドイツ語ではMediumと記される)。また、「竈」という概念の概略——これは、ヘスティア(Hestia)あるいはウエスタ(Vesta)というインド＝ヨーロッパ系言語のwes-語根に属する——が示される。

第一部では、初期ハイデガー(形而上学期と呼ばれる時期まで、それゆえ一九二九年頃まで)における、現象、ロゴス、関心(Sorge)といった概念が、中動態として用いられていることを説明する。これらのうち、現象——これは現象学という方法の根幹をなす——についてはすでに『存在と時間』でその中動態的語法が明示されているが、本論文はロゴスについても同様だとする。そして、関心については、一方でその中動態的語

法が示されるとともに、他方で新プラトン主義、とりわけその影響史のなかにあるアウグスティヌスからハイデガーが受け取ったもの——すなわち根源からの離脱と帰還（再帰）の円環運動——が、より明示的に示される。そして、この離脱・帰還の運動は時間の運動でもある。この時間の運動は、「存在者」と「存在」との「地平的存在論的差異」を産み出す。このことが、いわゆる「時間性」(Zeitlichkeit)と（ハイデガー自身が十分に展開しなかった）「テンポラリテート」(Temporalität)にとって共通の構造をなす。本論文は、とりわけ Praesenz と呼ばれる概念の現在のな時間的性格のうちに「ウーシア」あるいは「現前性」(Anwesenheit) という歴史的な概念の可能性条件を見いだす。本論文は、こうした知見を現象学的—解釈学的に摘出する。しかしながら、この時期におけるハイデガーでは、この関心概念をめぐって、現存在と呼ばれる人間がその運動の中心に位置していることが確認され、その意味で（通常の語義におけるそれではないが）ハイデガーの「人間中心主義」が確認される。

第二部では、ハイデガーの「人間中心主義」から「存在中心主義」への移行（「転回」などとも呼ばれる）に関して、そのいわば根底にあったものとして、中動態が人間（現存在）から存在に移行したことが示される。この移行には、新たな——とはいえこれまであまり主題化されてこなかった——概念が関係していた。それが竈である。

本論文は、まずハイデガーによる『アンティゴネー』解釈におけるコロスに注目して、そこで、家郷的なものが重要な役割を果たしていることを示し、それがまた竈と関わっていることを示す。その際、後期ハイデガーの中心的概念とみなされている「エルアイクニス」(Ereignis)——いくつかの和訳では「性起」とも呼ばれる——が論じられる。これは、sich ereignen の形（再帰形）で用いられることが多いが、しかし、ereignen の形（あるいは、これから派生する形）もあり、これを「他動詞」とみなす

解釈がある。他動詞とみなすならば、それは能動態ともなる。しかし、これに対して本論文はそれを中動態だと論じる。さらに、ハイデガーが「*an-ist*」を *transitiv* だと述べている箇所があり、この *transitiv* を「他動詞」の意味に解する解釈もあるが、本論文はこれを「移行的」の意味だとする。この「移行的」は、存在者と存在との差異化をつうじて、存在が立ち現れてくること——現れへと移行することであろう——だというのである。

次に、ハイデガーの解釈に影響を与えたヘルダーリンに注目して、かつまた同時に、西洋の精神史のなかで竈がどのように扱われてきたかを論じる。竈は、移動せずに（とどまりつづけて）「中央」に位置するともに、垂直の関係性のなかで天と大地の「あいだ」に位置するものとみなされてきた。しかも、それは「火」や「炎」などと関連していた。そうしたものとしての竈は、「ヘステティア」(Hestia) として「ウェスタ」(Vesta) という神——これらの名は、*ves-* に由来する——として捉えられてきた。

こうしたヘルダーリンの解釈に対して、さらにハイデガーのヘルダーリン解釈が重ねられて、両者の関係が示される。

さらにまた、ひとつの章を使って、ヘラクレイトスに関わる「イプノス」という概念の意味が解明される。「ヘステティア」が共同体の共有する聖なる竈であるのに対して、「イプノス」は俗なる家の竈であるが、それでも竈としての共通性格をもつ。このことからヘラクレイトスに関する一節が解釈される。これらはすべて、従来十分に注目されてこなかった竈の概念の精神的意味を形成しており、ハイデガーはこれらを重視している。そして、竈の「中央」としての意味が、中動態のなかに含まれる「円環運動」と一体化している。

以上をつうじて、本論文は、中動態と竈という概念から、ハイデガー

の思想展開を解明した。

論文審査の結果の要旨

本論文の特徴は、題名が示すとおり、「中動態」と「竈」という概念を軸にして、ハイデガーの思想の特長を解明した。とりわけハイデガーの中動態という発想の受容は、彼の新プラトン主義に対する注目が関係していることを示した。さらには、これがハイデガーの思想展開（人間中心主義から存在中心主義へ）において重要な役割を果たしたことを論証した。

また、本論文は、ハイデガーにおいて「存在」の概念が竈の概念と強く結びついていること、他方で、竈は、古代ギリシャ以来の西洋の思想的な脈絡においてさまざまに展開したことを——いわゆる哲学文献のみならず、古典文献学的な文献もサーベイしつつ——詳細に追跡したと、そしてまた、それがとりわけヘルダーリンを経由してハイデガーに流れ込んだこと、それがハイデガーの哲学のなかでさまざまに活かされていることを論証した。さらに言えば、ハイデガーがヘルダーリンの（とりわけ詩的な）作品に対して多くの解釈を残していることはよく知られているが、しかし、哲学的な概念としての竈を受け継ぎ、発展させたということは、十分に知られておらず、これを論証した、ということも言えるだろう。

後者に関連して、ドイツ語の Sein（存在）のなかに *being*-語根と *was-*語根が取り込まれていることはよく知られている。前者に関わる *physis*（自然）のハイデガー的捉え方もよく知られており、後者に関わる *Wesung*（本質化などいくつかの訳語がある）などの語法もよく知られている。しかし、後者のもうひとつの関係項である *Hestia* や *Vesta*（竈）については、ある意味で盲点であったと言つてよい。

これら中動態および竈の問題は、従来の研究ではほとんど扱われてこ

なかったという意味で、新しい研究方向を拓いており、しかも、これに関してすでに十分な成果を挙げている。こうした点に関して、審査委員は高い評価を与えた。

他方、以下のような問題点が審査委員から提出された。まず、本論文の意図からすれば、ハイデガーの初期・後期を貫く概念としての中動態を設定し、そのなかで、初期の現存在、後期の竈というように分けるのが適切であり、それに応じて、論題は「中動態・現存在と竈」のようなものが適切ではないか。また、『存在と時間』における時間性として本来的な現在化と非本来的な現在化を考えると、テンポラリテートにおける *Präsenz* はどのような位置をとるか。中動態との関係における *lassen* の語義に揺らぎはないか。ハイデガーの *Medium* は *Mitte* や *Zwischen* と関わるが、これとバンヴェニストの言語学的規定はどう関わるか。形而上学期においても現存在の企投と被投性との関係はすでに後期の思想への萌芽を含んでいるとすれば、本論文の初期・後期の区分はもう少し微妙にならないか。「エルアイクニス」を (*ereignen* の他動詞形・能動態も使用されているにもかかわらず) 中動態とみなすならば、その適切な日本語訳は何か。本来性、非本来的性の区別は竈の概念によってどう変化したか。イプノスとヘステイアの関係は対立的でないか。存在と存在者の差異は、ハイデガーが「二重襲」の概念を展開したとき、どうなったか。などであった。

これらはいずれも重要な問題点であるが、本論文の価値を損ねるものではなく、むしろ、本論文が力作であるがゆえに提起された問題点でもある。

このことからして、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は二〇一七年二月一七日（金）15時から16時45分まで、末川記念会館第二会議室で行われた。

審査委員会は、本論文の独創的な二つの視点（中動態と竈）と、それにもとづく研究の成果を確認した。

公聴会で、執筆者は、前項で示された諸問題に適切に答え、研究力の確かさを証明した。

審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、執筆者が、*Erasmus Mundus* の奨学生としてヨーロッパの三大学（トゥールーズ大学・フランス、ベルク大学ヴッパータール・ドイツ、カレル大学・チェコ）にて研究を進めたこと、すでにドイツ語の単行本（Kenarō Otagiri: *Horizont als Grenze, Zur Kritik der Phänomenalität des Seins beim frühen Heidegger*, Verlag Traugott Bautz GmbH, 2014）を刊行していること、そして、帰国後には日本現象学会において二〇一六年度の研究奨励賞を獲得したことも、執筆者が博士学位に相応しいことを示すものであることが確認された。さらに、公開審査（公聴会）での質疑も、この確認をさらに裏打ちするものであった。

以上、論文審査、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

荻田 みどり

『源氏物語』の「食」の連環

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一六年三月三十一日

審査委員

主査 中本 大

副査 中西 健 治

副査 川崎 佐知子

論文内容の要旨

本論文は、『源氏物語』に描かれる「食」に注目し、その本文を詳細に分析することにより、物語を多面的に読解することを目的としたものである。『源氏物語』における「食」の描写は、「衣」や「住」の描写に比べて記述が限定的ながら、主要な事件や重要な人間関係の近くに点在している。それを踏まえ、抽象描写、間接描写、「不食」表現など、「食」に関するさまざまな表現を考察することで、「食」描写が物語理解の糸口となることを明らかにしていく。

本論は二部構成であり、緒論となる序章では全二部各章を概観し、『源氏物語』に至る記紀以降の散文作品から『源氏物語』以後の平安後期物語に至るまで、「食」描写の文学史的特色を述べる。すなわち、物語における「食」は、「晴」と「褻」の性質に分かれること、晴儀の「食」は共同体への帰属意識を高めるため華々しく描かれるのに対し、褻の「食」は穢れを意識していることを確認する。その上で、褻の場における「食」

描写の意図を考察することが、物語を把握する上で不可欠であることを提起している。

第一部第一章では、『源氏物語』において作中人物は、常に語り手を含めた周囲の人物からの視線が注がれていること、それが登場人物の行動や心情に影響を及ぼすことを踏まえ、登場人物の視線を追跡することで、共同体への帰属意識及び穢れ意識という「食」の両義性が浮き彫りにされることを指摘した上で、藤壺宮の臨終場面で、「柑子などをだに触れさせたまはず」と、その容態が語られることに注目、これと酷似する表現が、重態の柏木を描く際にも見られることの意義を考察し、類似の記述を繰り返すことで、藤壺宮と同じく柏木が、密通の罪に苦しみながら死んでゆくことを、端的に提示していることを指摘する。

続く第二章では、『源氏物語』中で「不食」描写が最も多い女三宮を取り上げる。その懐妊や周囲の目を気にする光源氏の行動に注目し、出産後の女三宮は、「不食」によって死を意識させながらも、自身は死ではなく出家を希求していることから、死と出家には表現上の相違点が見出せること、更に若君を守る母としての女三宮の成長が窺えることを考察する。

第三章では、光源氏が、紫上と女三宮、二人の「不食」の様子を見つめることの意義を検討すべく、「若菜下」の紫上発病から「柏木」の女三宮出家まで、紫の上と女三宮は対照的に描かれていること、その中で、食描写を通して、光源氏が紫の上と心を通わせようとする一方、女三の宮から心理的に離れていく様子が描かれていることを指摘する。その上で、二人を見つめる源氏に注がれる周囲からの視線によって、源氏の行動が制御されていくことを指摘している。

第四章では、宇治の中君の食欲不振の様子が、その妊娠初期に三度繰り返し描写されていることを取り上げ、匂宮の六君との結婚に伴い中君

の心情が揺れ動くなか、周囲の女房や懐妊に気付かない匂宮が、「不食」の中君を「見苦し」と評することに注目し、その意味を考察する。その上で、中君が周囲から孤立し、匂宮の心情との齟齬が大きくなっていく過程を考察している。

第五章では、浮舟の母・中将君が、匂宮の食事風景を垣間見る場面の意味を分析する。垣間見る行為は、観察者の価値観を浮かび上がらせる一方、高貴な匂宮を垣間見たことで中将君の価値観が変容し、浮舟を薫と契らせたい、という理想を抱き始める契機となったことを指摘している。

続く第二部との間には「付章」が置かれている。ここでは「食」に限らず、物語の作中人物が常に周囲の人物の行動を意識し続けていること、周囲の視線に晒されながら物語が展開していることを示す端的な事例を提示している。

付章一では、作中の「騒ぐ」の用例を分析し、「騒ぐ」とは高貴な都人の価値観とは異なる動作であることを指摘し、体面を守るため周囲の視線を避ける中心人物は、騒がしさによって行動が抑制される一方、その合間を縫って行動すること、また騒がしさと主要人物が対比的に描かれることで、冷静さを保つ主要人物の心情を強調することが可能となることを立証している。

続く付章二では、「騒ぐ」と類似する「ののしる」の用法を比較分析し、動作を示す「騒ぐ」に対し、「ののしる」は音声表現に即していること、「ののしる」という表現は、対象となる人物に向けられると同時に、周囲の人物へも広がる性質を持つこと、また「ののしる」は影響を及ぼす範囲が限定的であり、その視覚的・聴覚的領域の内外によって、心情の差異が生まれることを指摘している。

第二部では、人が交流するなかで、「食」が互いの心情を動かす契機と

して効果的に用いられている事例を取り上げ、検討している。第一章では、「薄雲」巻で光源氏が明石君の住む大堰邸で食事する場面を手がかりに、源氏と明石君の複雑な関係を考察している。『枕草子』で「恋人の家で食事をするのは興ざめだ」と記されるように、高貴な人物は外出先で食事すべきではないとする同時代の用例もある。それにもかかわらず、源氏は「うちとく」行為として、明石君のもとで食事していることから、源氏の「うちとく」行為がもたらした明石君との心情のずれを解き明かしていく。

続く第二章では、「真木柱」巻で光源氏が玉鬘に「かりのこ」を贈る一場面を取り上げ、二人の関係を考察している。語義を確認した上で、「かりのこ」が、玉鬘への想いをほめかすのに適した事物であったことを指摘している。さらに、源氏の玉鬘に対する想いを示しながらも、この場面が両者の仲を完全に終わらせる重大な契機となったことを指摘している。

第三章では、物語中の和歌で多用される「塩」が、光源氏の須磨・明石での暮らしを想起させ、源氏が遠く離れた女君と通じ合うために用いられていることを考察している。須磨は伝統的な製塩の地である。源氏は言葉を通じて塩の仮想世界を作り、和歌で遠路を結ぶのである。また、明石一族にとって塩を詠んだ和歌は一族の結束を強めるものともなること、火葬の煙を塩焼きの煙に見立てる用例は、源氏の須磨退去を想起させながらも、現世と死後の隔絶した世界を繋ぐ役割をも果たしていることを考察している。

第四章では、「東屋」巻末における、弁尼から薫にくだものがさし出される場面の意義について考察している。弁尼は薫の意を酌んで亡き大君の形代となる浮舟との間を仲立ちするものの、薫の浮舟への執着を牽制し、大君追慕の情を惹起させていること、この場面が大君追慕の物語か

ら浮舟を中心とした物語へと転換の契機となったことを指摘している。また、「薫がくだものを急いで食べたがっついているように見えた」という解の背景の一つに、薫の秘めた女君への執着を「食」が暗示していることの可能性を指摘している。

「結章」は、『源氏物語』における「食」の取捨選択」と題して、「胡蝶」巻の中宮御読経の注釈として、『河海抄』に、『源氏物語』では描かれない「引茶」が挙げられていることを端緒に、物語で「茶」が描かれなかったことの意味を問い直している。中宮御読経は、前日の紫上の舟楽とは対照的に、殿上人が集まる公の行事である。「茶」を描かず、他の描写も簡素に済ませることで、源氏の栄華を公的な立場から示していると考えられること、「食」描写の取捨選択という考察の着眼点は、『源氏物語』本文だけでなく、各時代の受容例を網羅的に踏まえることで重層的な考察が可能になることを指摘している。

以上、多様な「食」の描写を取り上げ、「食」が登場人物の心情に影響を与え、人間関係を複雑化し、物語を進展させる鍵となることを検証している。物語において視線とも結び付く「食」が、『源氏物語』の読解に新たな視座を与えることを立証した論考でもある。

論文審査の結果の要旨

本論文は、人間の根源的な営みでありながら、物語文学においては直接的な論述が避けられる傾向にあった「食」を糸口に、『源氏物語』を考究した意欲的な成果である。

第一部では、「食」に関する記述と、それを見つめる登場人物のまなざしや感情が、物語展開の鍵となっていることを、また第二部では、先行研究でも繰り返し論じられてきた『源氏物語』の本文理解を、「食」に関する記述を中心に再検討することで、新たな解釈が可能になることを提

起している。第一部は主に作中人物論、第二部は解釈論というように、「食」の記述をめぐって、多面的な考察が試みられていることも高く評価できる。更に『源氏物語』全篇を考察対象としており、新たな読解の視点を提示した本論文の研究史上の功績は小さくないと評価できる。

各章の論考については、特に第一部第一章・第四章および第二部第一章・第二章・第三章の完成度が高いと考えられる。いずれの考察も、語句の用例を徹底的に検討する基本的な方法論を用いつつ、論の構成が工夫されており、しかも意外性のある結論が導き出されているのである。

第一部第一章は「不義」というキーワードが共通する藤壺と柏木との食に関わる意外な接点を考察しつつ、単純なモチーフの繰り返しのみに残まらない物語展開の周到さを丁寧に分けて分析している。また、第四章では、位置付けや評価が難しいとされてきた中君研究の新たな視座を提起するだけでなく、そこに浮舟物語の構想までも見出そうとする視点は説得力があり、大いに首肯されるものであった。

もちろん第二・三章も優れた考察である。あたかも合わせ鏡のように、女三宮と光源氏の心情を映し出すものとして「食」が鍵となる同一場面の描写を取り上げ、全く交わるところがない二人の心情を丁寧に描き出していくのである。

一部と二部をつなぐ付章については、方法論の確かさを評価する一方、本論文には不要であるとの意見が各委員から示された。

第二部第一章では、源氏が明石の君の大堰邸で食事する「薄雲」巻の一場面を取り上げ、もてなされる源氏をめぐる三つの問題（「うちとく」の意味／「くだもの」「強飯」の性質／大堰邸での食事の意味）を提起している。ここでは「うちとけぬ」明石の君が、源氏とはかけ離れた思いを抱いていることを指摘し、その場面の背後に、登場人物間の深い心情や葛藤が隠されていることを検証している。問題意識と結論が明確に対応した論

理展開であり、高く評価できるのである。「くだもの」「強飯」など論文に類出する語句の定義も丁寧で、物語読解において、「食」に注目することの有用性を学界に提唱した意義も大きいと考えられる。

第二章では、「真木柱」巻における源氏が髭黒と結婚した玉鬘に「かりのこ」を贈る場面の意味を考察している。この場面の文章構造や、「かりのこ」の語義を検討し、先行研究で主として取り上げられてきた「かりのこ」が、じつは附属物にすぎず、慕情を秘めた「橘」にこそ源氏の真意が籠められていた、とする予想外の結論を導き出す手腕は称揚すべきであろう。

第三章「塩の歌に寄せる思い」では、歌語「塩」が製塩の地である須磨・明石の実景、歌語の連想による恋や人生の「辛さ」など、様々に形を変えつつも『源氏物語』に一貫して描かれ続けており、登場人物を生かすきと動かす要因となっていることを指摘している。重要な指摘であろう。更に深読みすれば、歌語「塩」を用いることこそが光源氏須磨流の構想の源泉であった可能性も付度させる優れた考察であった。

第四章も「食」が作中人物の身分や教養、思惑を明確に顕在化させる手段となっていることを丁寧に考察したものであり、論文発表時から高く評価されていた論考である。

また特筆すべきは結章の描かれなかった「引茶」に関する考察である。ここでの考察は萩田氏の方法論の確かさを示す重要な緒論としての役割を果たしているのである。

「引茶」をはじめ、「食」は、晴儀とも関わりが深いため、故実として、『源氏物語』の古注釈で取り上げられる機会が多い。南北朝期成立の『河海抄』以来、江戸時代の諸注釈における「食」に注目することも本論を補う視点として有用であろう。また、数多く残されている「源氏絵」をはじめとする絵画表象における「食」の描かれ方にも注目すべきである

が、これについては既に荻田氏の考察の視野に入っており、土佐派の作例を端緒に江戸時代の独自の物語解釈を見出し得る仮説の考察に着手している旨の補足があった。

如上、多くの研究者によって繰り返し論じられてきた著名な場面であつても、「食」に注目することで新たな解釈を獲得する可能性があることを示した荻田氏の方法論は、『源氏物語』研究だけではなく、今後の物語研究の新たな可能性をひらく成果として高く評価できる。

以上の審査結果により、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与することに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一六年一月六日(水)15時から17時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断し、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

深町 博史

『夏目漱石後期文学の展開』

——「思ひ出す事など」、「彼岸過迄」、「行人」、「心」、「硝子戸の中」における「不定」の軌跡——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一六年三月三十一日

審査委員

主査 瀧本 和成

副査 花崎 育代

副査 細川 正義

論文内容の要旨

本論文は、学位論文題名に示されているように夏目漱石の後期文学の展開の特質を五作品を取り上げて、「不定」という視点で分析、考察したものである。従来の夏目漱石文学研究では、後期三部作(『彼岸過迄』、『行人』、『心』)を中心とした小説論を中心に論じられる場合が多く、同時期に執筆された随筆(『思ひ出す事など』、『硝子戸の中』)や漢詩、俳句など他の作品を視野に入れて分析・考察されてこなかった。そのような点を踏まえてそれぞれの作品研究を第一に、作品の構成や語りの視点、あるいは登場人物たちの特徴を指摘し、それぞれの共通点を探りながら、各主題を明らかにしようと努めている。

目次は、以下の通りである。

序論

第一章「思ひ出す事など」

第二章『彼岸過迄』

第三章『行人』

第四章『心』

第五章『硝子戸の中』

結章

註

参考文献

後記

(全一七六ページ)

当論文は、夏目漱石が一九一〇（明治四三）年から一九一五（大正四）年にかけて「東京朝日新聞」と「大阪朝日新聞」に連載した「思ひ出す事など」、『彼岸過迄』、『行人』、『心』、『硝子戸の中』を対象とし、内容や構想が〈不定〉のまま進められた執筆過程に於ける各作品の「活動と発展」を研究したものである。

まず序章は、本論文に於いて夏目漱石後期文学の展開を論じるうえで上記二随想、三小説を取り上げた理由を先行研究を批判摂取する形で明確に示されている。

第一章では、〈修善寺の大患〉以後最初に執筆された随想「思ひ出す事など」を分析・考察している。当初は自身の病状や安穩として日々の感想の報告として執筆されていた作品が、連載中に漱石が体験した「ヂスイリユージョン」を機に死生の考察や快復後の生活を見据えた語りへと移り変わる展開を分析・指摘している。そしてその中から筆者の問題意識の推移を析出し、その後期文学に於いて問われ続けることとなる課題を抽出している。

第二章から第四章にかけては、〈後期三部作〉と称される『彼岸過迄』、『行人』、『心』を作品毎に作者の意図や作品の主題に沿う形で結構や人物形象などを物語の展開を視野に入れて論じている。孰れの作品も短篇連作形式の小説であること、前後半で語り手や中心人物の移行が見られることが共通の特徴だが、本論はこうした点に着目し、各作品に於ける物語の展開と絡めて二人の主要人物の視点変化の分析・考察を行っている。

第二章は、『彼岸過迄』を中心に視点人物の敬太郎が「冒険」から「人間の異常なる機関」へと興味を移す展開と、そこから順次明らかにされる登場人物田口、松本、須永らの内面を抽出している。殊に須永に関しては、後半の語り手として注目し、そこで語られる過去を手掛かりとして「退嬰主義」に陥った過程とその語りの意味を論究したものである。

第三章は、『行人』を軸に他者の話の聴き手で有り続けた『彼岸過迄』の敬太郎とは異なり、当事者として物語の進展に深く関わって行った二郎と妻への不信に苦しむ一郎、この兄弟の造型を中心に、より複雑さを帯びて行く物語展開と作品主題との関係を読み解いている。また、作者漱石の病気により当初の構想を超えて執筆されることになった最終編「塵労」も前三編の主題の延長線上に位置づけている。

第四章は、三部作最後の小説『心』を論究している。前半の「私」と「先生」の交流と後半の「先生」による告白の両面から考究し、長期化された連載に於いて作品が「倫理的」であろうとし続けた「先生」が死を選ぶ必然性を求めて展開されて行った過程を明らかにしている。

第五章では、随想『硝子戸の中』で描出される筆者の内面の変化に注目して分析を行っている。小説『心』の連載を終えた後に「行きづま」りを感じていた漱石が、この作品の執筆を通して〈生〉と〈死〉に対する新たな認識を獲得し、それまでの自己を相対化させて行くことを本文から指摘し、その文学上の分岐点としての意義を見出している。

最後に結章では、それまでの論述を踏まえたうえで、夏目漱石後期文学の展開に於いて「不定」という形の執筆が果たした意味と役割、その意義について論究し、結論づけている。

論文審査の結果の要旨

審査には主査瀧本和成、副査花崎育代教授、副査細川正義教授（関西学院大学）の三名があたった。

本論文は、第一に夏目漱石の後期文学を従来作品としてではなく資料として取り上げられることの多かった随想（「思ひ出す事など」、『硝子戸の中』）や漢詩、俳句などを小説（『彼岸過迄』、『行人』、『心』）と関連させて、真正面から論じたことに最大の特徴と意義がある。第二にこれら同時期の五作品を一つひとつ丁寧に緻密に作品論として独立した形で分析・考察しながら、それぞれの主題と表現を背景（執筆、社会）を視野に入れて深く追究していること。第三点として、論考の目標として作者漱石の創作方法と作品主題との関係（性）を詳細に検討し分析しているということ。第四に創作方法が齎す作品主題への反映とそうした方法によって可能となった（人間の内実を抉る）描写の指摘と考察を行ったこと。言い替えると作品を執筆する行為の意味（作品執筆が齎すもの）への追究とその重要性を明らかにしたこと。第五点は後期文学を執筆「過程」とその「意義」に注目して、「不定」という観点から一貫して論じることによって、その軌跡の内に漱石の試行と苦闘の内実を明らかにしたこと。以上の五点から当論文は新視点と斬新性を併せ持つており、高く評価できる。

今後は、当論考で取り上げた作品群と晩期の作品『道草』や遺作『明暗』との繋がりをどのように捉えるか（あるいは、一九一〇年代の文学状況の中でどのように位置づけられるか）、また外国文学とのさらに緻密な比較考証など（各）作品を相対化する視点の導入や漱石文学に通底する主題

の在処を巡ってのより深い考察が求められると考える。しかしながら、それらの課題点は聊かも論全体を損なうものではなく、本論考が創意に満ちた優れた博士論文として高い水準にあることは、審査委員の一致した意見であった。

以上、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は本論文が博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一六年一月九日（土）17時30分から19時43分まで、立命館朱雀キャンパス三階三三三教室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

橋本正志

『中島敦の〈南洋行〉に関する研究』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一七年二月二四日

審査委員

主査 瀧本和成

副査 中川成美

副査 田口道昭

論文内容の要旨

本論文は、学位論文題名に示されているように中島敦の〈南洋行〉に関する研究をⅤ部14章立てで総合的に分析、考察したものである。従来の中島敦研究に於いて南洋体験の重要性や作品への影響は、木村一信らによって指摘され、自伝的側面から南洋での探求が進められていたが、本著はそうした先行研究の成果を踏まえ文学作品との関係性で初めて本格的に論じた論文である。中島敦の創作作品を散文(小説・評論・随想)に限定することなく短歌や漢詩など韻文作品にも広げ、作品研究を第一に作品構成や語りの視点、あるいは作品毎の人物形象の特徴を分析・考察し、それぞれの共通点及び相違点を見極めながら、各作品の主題を明らかにし、そのうえで南洋体験の意味追究に努めており、当論考の最大の特徴となっている。

論文構成(目次)は、以下の通りである。

序論 中島敦の〈南洋行〉

第1節 本書の目的と方法
 第2節 日本統治下における南洋諸島
 第3節 戦前南洋群島を舞台にした日本近代文学
 第1部〈南洋行〉に至るまで

第1章「北方行」論―漂泊する〈ことば〉の源泉―
 はじめに

第1節 一九三〇年代のナショナリズムの中で

第2節 複数言語による自己認識のありよう

第3節 国家統合の求心力としての言語

第4節 帰属を拒む〈ことば〉の断片

おわりに

第2章〈漢詩〉論―家学の衰頹と〈不遇意識〉のかたち―

はじめに

第1節 中国古典との関わり

第2節 家学が被った近代化の波濤

第3節 〈内〉に閉ざされた漢詩

第4節 漢詩における〈不遇意識〉の性質

第5節 昂進する〈不遇意識〉とその行方

おわりに

第3章「小笠原紀行」論―〈南洋〉との邂逅―

はじめに

第1節 小笠原諸島への旅の動機

第2節 歌集「小笠原紀行」の構成

第3節 異文化世界への行動力とその軌跡

第4節 〈南海の楽園〉の現実

おわりに

第Ⅱ部〈南洋行の時代〉

第1章〈南洋行〉論(1)―国語教科書編纂と〈届かぬ声〉と―

はじめに

第1節 南洋諸島における「島民」教育政策と教科書編纂の沿革

第2節 第四次編纂国語読本について

第3節 第五次編纂の実際

おわりに

第2章〈南洋行〉論(2)―学習者不在〉の論理の中で―

はじめに

第1節 編修書記としての中島敦

第2節 『公学校国語読本』第五次編纂の趣旨方針

第3節 『公学校国語読本』編修内容の検討

おわりに

第3章〈南洋行〉論(3)・補遺―せめぎ合う〈教育理念〉と現実―

はじめに

第1節 文部省図書監修官・釘本久春との関わりから

第2節 〈大東亜共栄圏〉と言語教育政策

第3節 教科書に描かれた〈南洋〉

おわりに

第Ⅲ部〈南洋行〉を経て

第1章「雞」論―〈公学校教育〉への批判の方法

はじめに

第1節 民俗学者・土方久功との交流から

第2節 主題をめぐって

第3節 〈新任教師〉への「不審」

第4節 重層する統治歴と〈神様事件〉

第5節 反証としての「不可解さ」

おわりに

第2章「マリヤン」論―〈南洋諸島〉の虚像と実像―

はじめに

第1節 〈マリヤン〉像をめぐる創意

第2節 文字文化への関心と違和

第3節 越境する感性とその対話

第4節 〈南洋島民〉像の変容

第5節 ゴーギャン『ノア・ノア』の影響

おわりに

第Ⅳ部〈南洋行〉前後を結ぶもの

第1章「山月記」論―遙かなる〈異境〉への漂着―

はじめに

第1節 詩人の「名」への執着

第2節 社会から脱落する「性情」のかたち

第3節 詩人願望の〈矛盾〉

第4節 「欠ける所」の発見

第5節 社会との距離感の〈喪失〉

第6節 同時代批判の確立へ

おわりに

第2章「朱塔」論―〈江南〉の幻影をめぐる葛藤―

はじめに

第1節 芥川龍之介『支那遊記』との関連

第2節 継承される〈江南〉表象

第3節 〈江南〉を望む独自のまなざし

おわりに

第V部補説・研究の周辺

第1章阿部知二の〈ジャワ〉——『火の島』にみる日本語教育観の形成

はじめに

第1節 宣伝班としての活動内容

第2節 「従軍感想」における批評の射程

第3節 〈ジャワ〉体験と言語教育観

おわりに

第2章石川達三の〈南洋行〉——「南進日本」の向こう側へ——

第1節 「赤虫島日誌」を読む

第2節 石川達三について

第3章「日本語を学ぶこと」の意味——〈対話〉へ向かう中国人学生のことば——

はじめに

第1節 〈主張する〉ための日本語学習

第2節 〈相互理解〉のための日本語学習

おわりに

第4章近代日本のアジア体験の言説を読む——関連分野の書評より——

第1節 〈現地体験〉の誘い

第2節 〈再訪〉をめぐるジレンマ

第3節 中島文学の〈語り方〉

結論〈遍歴〉することの意味

第1節 「名人伝」——〈帰還者〉の貌とまなざし——

第2節 今後の課題と展望

南洋群島関連文学作品年表

参考文献一覧

初出一覧

あとがき

索引

(全三七七ページ)

中島敦(一九〇九—一九四二)が一九四一年(昭和一六)七月から翌一九四二年(昭和一七)三月半ばまでの太平洋戦争開戦を挟む〈南洋行〉によって自らの文学のうちにいかなる〈表現〉を獲得していったのかという問いについて具体的に考察したものである。

中島が南洋庁の国語教科書編纂者として赴任した南洋群島(現在のミクロネシア各国にあたる)は、一九四〇年(昭和一五)七月の第二次近衛文麿内閣成立と同時に掲げられた「大東亜共栄圏」の理念のもと、「樺太、満州、朝鮮、台湾、南方」などの諸地域とともに〈外地〉と称され、とりわけ国防上「海の生命線」として重視されていた時期である。こうした同時代の中で中島は〈南洋〉体験によっていかにその空間を捉え、またいかに自らの文学の形を見定めて行つたのか。その詳細な過程と具体的内容を明らかにすることが本論考の最大の目的である。

第I部では、中島の〈南洋行〉以前の作品「北方行」や〈漢詩〉、歌集『小笠原紀行』をもとにそこでの過剰な自己分析に囚われた登場人物たちの形象や作品と同時代社会との関わりについて考察している。また、文学的な〈不遇意識〉を抱きながら〈遍歴〉を重ねたことの作家的意義についても追究している。

続く第II部では、〈南洋行〉の時代と題して、太平洋戦争開戦前後の南洋群島における国語教育政策と中島敦との直接的な関わりについて、中島を南洋庁の国語教科書編纂者として斡旋した文部省図書監修官・釘本久春との交友関係を視野に入れながら具体的に現地で編修書記としての仕事の内実を分析・考察している。

第Ⅲ部においては、第Ⅱ部を踏まえつつ、パラオにおける中島の交遊関係、とりわけ民俗学者・土方久功との交流の過程を明らかにし、具体的に〈南洋行〉後に執筆された「雞」「マリヤン」の二作品を取り上げて、実際に中島が当地で土方から提供を受けた素材との比較検討を中心に、それらへの影響関係を含め様々な視点から考察している。

第Ⅳ部では、〈南洋行〉前後の文学的展開を分析するに当たり、両者を結ぶ〈要〉となる作品として、代表作「山月記」と歌集『朱塔』を論じている。ここでの考察を通じて中島が開戦前後の社会的動向を見据えながら現地での体験をもとに自己の文学の方向を定めていく過程を具体的に明らかにしている。

第Ⅴ部は、本書のテーマと関連するこれまでの論文・報告・書評を収め、第Ⅰ部から第Ⅳ部の内容を補足するとともに、他作家（阿部知二、石川達三、火野葦平）と他地域（インドネシア、中国、インド）からの視点、とくに中国においては現在からの視点軸により比較・相対化しうる「補説」を加えている。

これらのⅤ部全14章を通じて、中島敦の〈南洋行〉の意義、また各々の表現方法で執筆された〈南洋行〉前後の作品のもつ意味を作家・同時代状況両方面からあらためて問うたものである。

以下は各部及び各章の内容である。

第Ⅰ部は、〈南洋行〉に至るまでを考察したものである。第Ⅰ章では、中島敦の未完の長編「北方行」に登場する人物の言語認識のあり方に着目し、背景である一九三〇年の中国社会の諸相との関わりを考察している。登場人物たちの使用言語の複数性を描くことで日中双方でナショナルリズムを強めていく同時代社会に対する批判へ結びついていることを示唆している。

第2章では、中島敦の漢詩をもとに文壇登場を果たすまでに〈不遇意

識〉といかに向き合っていたのかを分析・考察している。中島にとって漢詩とは、「山月記」が世に出るまでの〈不遇意識〉を表出するのにふさわしい形式だったと同時に、伯父・斗南の漢詩との関わりにおいて近代化の中で衰頹していく〈家学〉との紐帯を自己に直接的に確認させる手段でもあったことが詳細に論述されている。

第3章では、中島敦の小笠原諸島への旅と歌集『小笠原紀行』との関連について取り上げている。中島は小笠原を異国情緒あふれる場所として観光地化していく同時代において、自我に苛まれた内面を癒すべく来島したことが解き明かされている。歌集では、南国風情豊かな父島の自然を描く一方、島で貧しい生活を送る島民の姿にも関心が示され、こうした多面的な〈南洋〉体験をもとに自我のありようを韻文形式で表現する方法が選択された点を短歌の鑑賞と共に指摘した。

第Ⅱ部は、〈南洋行〉の時期を論述したものである。

第Ⅰ章では、旧南洋群島での公学校教育の沿革に触れながら、中島敦による『公学校国語読本』の第五次編纂の内実を具体的に資料を駆使しながら論究している。教科書『公学校国語読本』に基づく当時の言語教授の限界に加えて、編纂助手・挿絵担当者などの人員不足が、第五次編纂を頓挫させた主要因だったことを指摘した。

第2章では、中島敦の前職が南洋庁の国語教科書編纂者だったことに着目し、旧南洋群島における国語読本の第五次編纂の経緯と問題点について詳細に考察を加えている。編纂の主な特徴として、改訂対象の教科書の本文や挿絵と実際の南洋群島各島の自然や「島民」の生活様式との乖離を修正の対象とした点を明らかにしている。

第3章では、中島敦の〈南洋行〉について、とくに文部省図書監修官・釘本久春の主張との関わりを中心に考察している。中島にとって教科書編纂の体験とは、様々な教育理念がせめぎ合う当時の状況下において南

洋群島の教育現場の側から国語（日本語）教育の問題点を浮上させるものでもあったことを論証している。

第Ⅲ部は、〈南洋行〉後の作品を緻密に考察したものである。

第Ⅰ章では、中島敦の短編「雞」について、南洋群島における公学校教育との関連から分析している。「雞」は早くから列強諸国の統治を受けてきた南洋群島社会の歴史性をふまえて描かれており、中島の教科書編纂者としての見聞が、本作品をはじめとする帰国後の文学表現にも大きな影響を与えていることを明らかにしている。

第Ⅱ章では、中島敦の短編「マリヤン」に登場するマリヤン像について分析している。マリヤンは、P・ゴーギャンなどの著作から得られた南洋島民のイメージをもとに、中島がコロールで実際に知り合ったマリヤとの交流の過程で得た断片的なエピソードを重ねつつ、新たな南洋島民として形象されていることを解説している。

第Ⅳ部は、〈南洋行〉前後を結ぶ作品に着目して論を展開させている。

第Ⅰ章では、中島敦の「山月記」に注目し、主人公・李徴と中国唐代の社会との関わりから分析・考察したものである。本作は社会の中でいかによく生きるかを探求した結果、逆に社会から懸隔する男の悲痛に満ちた生きざまを描いた作品であり、自己の目標達成に向けて専念するあまり、実現にあたっての必要条件を見落とし、ひいては社会と自己との距離感すら見失った烈しい焦慮に駆られた心の形が見定められていると結論づけている。

第Ⅱ章では、中島敦の歌集『朱塔』における中国〈江南〉表象の有り様について論究している。中島は、芥川龍之介『支那遊記』をはじめ『林和靖詩集』などの作品（蔵書）を参照しながら、実際に現地で見聞した中国江南の風土・自然と、また帰国後の日中戦争下の社会状況を重ねることで独自の〈江南〉像を形成していたことを明らかにしている。

第Ⅴ部は、補説として本研究テーマの周辺を論じたものである。

第Ⅰ章では、『宝島』（R・L・スティブソン）の翻訳者・阿部知二のインドネシア紀行『火の島』の記述と日本統治下ジャワでの日本語教育の実態との関わりを考察している。『火の島』には、ジャワの日本語教育の基本方針をめぐる多様な議論を踏まえた知二の言語教育観が示されており、当時、雑誌「日本語」で展開されていた外地の日本語普及に関する議論とも深く切り結んでいたことを指摘している。

第Ⅱ章では、石川達三の「赤虫島日誌」について考察している。太平洋戦争開戦前夜という閉塞した時代状況下で「南進」といった同時代の国策を宣揚する言葉でなく、身体表現によって意思疎通が可能なことをカナカ人から発見し、その豊穡な世界を知る「私」の視線とその世界へと歩み寄っていく「私」の行動の軌跡が描かれた作品として位置づけている。

第Ⅲ章では、日本語を学ぶ中国人大学生の対日観と日本語学習動機との関連をテーマに分析を行っている。中国の大学日本語科の学生は、①日本に〈主張する〉ために、②日本と中国の〈相互理解〉のために、③中国への〈新たな発信〉のために日本語を学んでいることを研究・教育実践の成果として提出している。

第Ⅳ章では、本論文のテーマに関わる書評三本を通じて、主に〈現地体験〉がもたらす表現主体への影響や意義について触れ、全体の補足としている。

なお、本論文の巻末には、「南洋群島関連文学作品年表」（二〇八作品）、「参考文献一覧」（一〇一八件）、「索引」（見出し語一三二〇項目）を付されている。

論文審査の結果の要旨

審査には主査瀧本和成、副査中川成美教授、副査田口道昭教授の三名が当たった。

本論文は、上述の通り中島敦の〈外地〉体験―とりわけ南洋群島における日本語教育体験と文学との関連について分析・考察したものである。中島が幼少からの異文化体験を経ることによって自己の文学の根幹の少なからぬ部分を形成していったことは、これまでにも多くの研究者によって指摘されてきた。本論文も基本的な立場としては、中島の旧植民地・委任統治領での体験と文学との結びつきが欠かせない重要な視点であるとの認識に基づいて論述している。

当論考がとくに優れているのは、第一に中島の〈文学〉を同時代の社会的動向を視野に言語による表現行為へと向かう作者の内的葛藤が刻まれた〈作品〉として捉え、一貫してその〈作品〉世界の表現的、作家的及び同時代的意義を明らかにすべく論証した点にある。第二に南洋群島をはじめとする戦前の〈外地〉に関わる作品・資料等を扱うにあたり、今日的な視点において書き手の記述の中に時として時局的な理念の追認や他者に対する優位性を確認する目的でなされたと思われる表現が含まれていることを指摘し、批判的に捉え直していることである。ただ現代と短絡的に結びつけているのではなく、時代性に鑑み、全体の文脈をふまえたうえで解釈・評価を行う立場から、そうした批判すべき表現の中にも同時代における他の類する表現との比較において、とくに中島の場合含蓄的な筆致の背後に鋭い批評性を掩蔽した〈表現〉も少なからず存在していることを併せて指摘していることは重要である。第三に南洋群島を舞台にした作品と日記・書簡の相互で矛盾する〈表現〉の間の細部の様相と展開をできうる限り明らかにしていくことにも重点を置き、そ

の文学的営為全体をいたずらに一方に均質化して論じることがないように努めていることも当論考の緻密さを示す一証左である。

今後の課題としては、本論文で取り上げた「雞」「マリヤン」を〈南島譚〉〈環礁〉諸篇の中に置き直してより広く深く考察して行く必要性があること。また、同じく〈南洋〉を舞台にした作品でありながら、ポリネシアを舞台としているため本論文では論じることができなかった「光と風と夢」、さらに、「虎狩」「巡查の居る風景―一九二三年の一つのスケッチ―」「D市七月敍景(二)」といった〈朝鮮〉や〈満州〉を舞台とした初期作品や、「弟子」「李陵」などの最後期の中国古典に取材した作品にも目を向けて、中島文学における〈外地〉体験の意義について一層の論証の厚みと視野の拡充を図って行くことも肝要である。さらにまた、中島とほぼ時期を同じくして南洋群島に渡り、この地を舞台にした多くの作品を残した中河与一、丸山義二など他作家の体験も視野に入れたうえで中島の〈南洋行〉の意義をあらためて捉え直すことも重要な課題である。しかしながら、それらの課題点は聊かも論全体を損なうものではなく、本論考が創意に満ちた優れた博士論文として高い水準にあることは、審査委員の一致した意見であった。

以上、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は本論文が博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一七年一月一三日(金) 16時30分から18時30分まで、末川記念会館二階第二会議室で行った。審査委員会は、本論文申請者の業績、経歴や学会での評価により、十分な専門知識と豊かな学識を有すること、また外国語文献の読解においても十分な力量を備えていることを確認した。したがって、本学学位規程第二五条第一項により

これに関わる試験の全部を免除した。
 以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学位規程第一八条第二項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

LIU Wenjuan

『川端康成〈掌の小説〉論』

——戦前から戦後にかけて——

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一七年三月三十一日

審査委員

主査 瀧本和成

副査 花崎育代

副査 田口道昭

論文内容の要旨

劉文娟氏の本論文は、学位論文題名に示されているように川端康成〈掌の小説〉に関する研究を5章立てで分析、考察したものである。川端康成が戦前の一九三四（昭和九）年から戦後の一九五二（昭和二七）年にかけて執筆した〈掌の小説〉群は、従来川端康成文学研究に於いて作家論的見地からのアプローチはあつたものの作品を緻密に分析・考察されて来なかつた経緯がある。本論は、そうした先行研究の現状を踏まえ代表的な作品10小説を抽出し、各作品を人物形象、作品構成等を丁寧に分し、時代・社会状況を視野に入れ、作品主題と作者の意図を明らかにしたものである。そうした考察を経て、全体としての〈掌の小説〉の意味や意義、ひいては川端文学作品の中での位置づけや評価を定めることに努めているところが当論考の特徴である。

論文構成（目次）は、以下の通りである。

序

第1章「令嬢日記」、「ざくろ」論

第1節「令嬢日記」

第2節「ざくろ」

第2章「十七歳」、「小切」論

第1節「十七歳」―妹の悲しみの内実―

第2節「小切」

第3章「さと」、「水」論

第1節「覆面文藝」として発表された両作品

第2節「さと」

第3節「水」

第4節 両作品の成立背景

第4章「五拾銭銀貨」、「ざさん花」、「笹舟」論

第1節「五拾銭銀貨」

第2節 戦後に残された心の傷痕

第5章「明月」論―〈死〉から〈不死〉へ

第1節「私」について

第2節 兎の絵

第3節 不死の象徴

第4節 アメリカ人―戦後の世相

結

註

引用文献

参考文献

作品別異同一覧表

後記

(全一四九ページ)

上述の通り、川端康成が戦前の一九三四(昭和九)年から戦後の一九五二(昭和二七)年にかけて執筆した〈掌の小説〉10作品を研究したものである。

第1章では、「令嬢日記」と「ざくろ」を取り上げ、分析・考察している。「令嬢日記」については、不安定な時代と経済不況下にある老会社員の家庭の娘・朝子の生活ぶり及び朝子の視点から見た同窓達の生き方に注目し、現実生活に溶け込めず時代状況から遊離している朝子の人物像を捉え、作品の主題を明確に提示したうえで、暗い時代をいかに生きるかという作者の問い(意図)に迫ろうとしている。また、「ざくろ」論では主人公きみ子の感性によって支配されているきみ子の内的世界を分析し、その心境を丁寧に読み取っている。そして作品における母の両義的な役割や小説の全編を貫いてきた「ざくろの実」の象徴的な意味を明らかにしている。

第2章では小説「十七歳」、「小切」を取り上げて論究している。作品「十七歳」では、妹に焦点を当ててその妹の悲しみの内実を時代背景を視野に入れて明らかにしている。作品「小切」論は、題目である〈小切〉によって照らし出される銃後の現状や主人公美也子の心の両面を指摘し、作者の意図と関わってその繊細な心の変化を漏らすことなく読み取っている。そして、大沢中尉との縁談を拒否して個人の小さな幸福を全うしたいと考える美也子の姿を浮き彫りにしている。さらに、「新女苑」の入選作と選評を手掛かりに、作者の「小切」に込められている銃後の女性への温情を見出し、意味づけている。

第3章では、小説「さと」、「水」の両作品を対象にして論じている。作品「さと」に関しては、実家に戻った時に思い出した四年前の嫂の里帰りの情景や現在の嫂の姿から、その変化を感じ取って「はつと」する

主人公絹子の内面を緻密に考察している。作品「水」論では、〈水〉に対する若い妻の気持ちに仮託して表現された「満州」にいる嫁の郷愁を解読し、慣れない気候風土に苦勞しつつ「母国」を恋しく思いながらも、夫と「満州」で暮らしていこうとする強い意志と優しい心を持つ妻の姿を明らかにしている。そうした各作品の主題を明確に提示しつつ、両作品の成立背景を視野に入れながら、当時の戦争状況下の作者の姿勢について考察を加えている。

第4章に於いては、戦後作品に当たる「五拾銭銀貨」、「さざん花」と「笹舟」を取り上げて論述している。小説「五拾銭銀貨」では、特売場の「空気」に釣り込まれ、安い洋傘を買うために内心の葛藤を経て結局諦めるに至った母の心理的变化の過程や戦後廃墟になった街を目にして人間の営みの本質を問う芳子の心境の在処を読み取っている。「さざん花」、「笹舟」論に関しては、それぞれ異なる境遇から戦後に新しい生き方を見出せない主人公の形象から、戦中と戦後の分水嶺で新時代との乖離や敗戦後の喪失感を通して「生」のあり方を問う作者の視点を見出している。

第5章では、「私」である月子の形象に注目し、作品「明月」を「思ひ出」という観点から考察している。作品内で交錯する様々な素材の象徴的な意味を把握したうえで、これらの素材がいかに有機的に結び付けられ、月子の思い出の中に存在するかが説得力のある読みとして提出され、さらに「私」の〈不死〉の「生」というテーマに統合されていくのかを見事に論証している。

結章では、これまでの分析・考察を踏まえて戦前から戦後までの〈掌の小説〉群の特質を明らかにし、作者川端康成の内面をどのように照射しているかを探求している。川端の戦前から戦後までの〈掌の小説〉は、戦前社会の閉塞的なものあるいは戦時下の生活者が抱く違和感・抵抗感

を根底に潜め、異常な世相を背景とした人間の姿を描出している。理想と現実の両極を往来する戦中から、敗戦後の世相との厭離の中で〈死〉に逆らう〈生〉を描く創作へと軸を移す過程において、自らの芸術観を織り交ぜて表現する作者の文学的営為を窺わせる。様々な技法で彩られた初期に比べて、生活の断片を写實的に描かれたものが多いが、短い作中に暗示・象徴的な表現が意識的に織り込まれ、重層的で深さのある文学世界が構築されており、他の時期の川端文学とは違った精彩を放っている作品群であると結論づけている。

第1章から第3章までは日中戦争直前から太平洋戦争末期までの〈掌の小説〉六篇を取り上げて論じている。これらの作品はいずれも戦前・戦中の日常を素材としており、その日常の中に当時の人間の生活の実態、特に若い女性である主人公達の哀歎が描出されている。この時期の〈掌の小説〉は、現実的な制約や束縛から抜け出して本来のままの姿で現在を生きようとする純粋な魂の強さと、心のひたむきさと、時代・社会の現実の中で数々の抑制を受けずにいられない人間のやるせなさや弱さといった両極を往来している。新感覚派から出発した作家の「現実」との対峙がそこにある。その間に漂う悲しさ、美しさ、憧れと祈りを川端文学の主要な色合いと見ることができると結論づけている。戦時下の川端について「結局、小さな個人がとやかく言ってもどうにもならぬような歴史の流れの中で、その中に流される一つ一つの可憐な命に、ただじつと悲しみの目を注ぐ、といった程度の所に、自分の作家的力を發揮する以外なかった」と言われている。しかし、単に日常の中の人間の哀歎だけを川端は書いていたのではない。戦中の作品「さくろ」、「十七歳」、「小切」、「さと」、「水」には作者の戦争に対する思いが込められ、戦時下の人間を見つめる暖かい目も隠されている。川端は「さくろ」において、きみ子の内的世界で恋人との愛を成就させたが、现实生活に立脚した無

頓着な母や戦場へ赴く啓吉を登場させ、それを打ち砕く存在として現実を強く意識させている。小説は啓吉の死を予感させる「恐ろしさ」で閉じられ、戦争に関する直接的な描写が見られないが、大きく死の影を落とす。そして、「十七歳」の妹の「成長」過程には戦時下の社会状況から一步踏み外したところで生まれた悲しみの心情が通底している。また、「さと」の絹子は嫂の後ろ姿を見て「はつと」した瞬間、目の前の幸福が消え失せ、銃後の女性の逃れられない運命に気づいたのである。川端が戦争を如何に重く受け止めていることは上述のようなどころから確認できる。戦時下の「現在」に同調しない違和感を川端は作品において繊細に表現している。そのような作者の違和感・抵抗感は、第4章で論じた戦後の作品「五拾銭銀貨」にも貫いている。さらに「水」で論じてきたように、戦争末期では「時勢に反抗する皮肉」の意味合いが込められていたことを指摘。一方、このような人間本来の「常」が奪われ、個人の感情が抹殺されている時代を如何に生き抜くか、川端は「生」へ向かって「現在」を生きるべきだという思いを「十七歳」において「鉛筆の心」を抱えて一心に運んでいる。「蟻」に共感を寄せて書き込め、人間の抑圧の中にあっても小さな幸福を全うすべきだと時局に逆らっているが、銃後の女性に温もりと力を与える「小切」一編を記したのである。

戦後「日本の美」を表現した作品などは川端文学の一つの大きな流れとなっている。その「日本の美」とされるものの芽生えは戦中の時期にある。一九四三（昭和一八）年七月二〇日から『満州日日新聞』に連載された小説「東海道」では、川端は「もののあはれ」や「たをやめぶり」の平安朝文化が日本の美を生み出したものとして捉え、そのような文化が「弱いものではなく」、「男の唐崇拝を笑って」「民族の自覚」を促す女達の強さを含んでいると書いている。そして、「平家、源氏、北條、足利、徳川が滅」んだ後も、王朝文化の中心である『源氏物語』が「なお

生き抜いてゆく」のだと言っている。『源氏物語』の持つ優しさや夢、王朝文化の含む「みやびの精神」は一見柔弱そうに見えるが、支配・抑制を溶解させる強さがある、といった意味の内容だと理解できる。そのような「たをやめぶり」という優雅・美は「長い内乱の荒廃のなかに生きた人の心」の支えになってきたと考えられている。そうした作者の美意識は戦中の作品「小切」において、「古切」に見る今の時代を耐え抜く「日本の美」——「みやび」に力を感じ、「新鮮な愛情」が湧いてくる美也子の形象に表されている。また、戦後の作品「五拾銭銀貨」などにも影響を及ぼし、そして敗戦の荒廃を経て、日本の伝統美を継承していく軌跡へと繋がっていくと分析している。第4章と第5章で取り上げた敗戦直後から米軍占領が終了した年までの4作品は、戦後の一時期の世相がよく反映され、転換期における作者の心境が映し出されている。第4章の「さざん花」、「笹舟」両作品は、敗戦直後の世相や時代の変化を背景とした人間の心の有り様を描き、敗戦とともに滅びた主人公の「生」を窺わせる。また、第5章の「明月」は主人公の〈死〉に逆らう〈生〉の永遠性への希求が描出されている。それは、自分の命を〈生〉ならぬ「余生」とし、死後の〈生〉を生きているという心境を「島木健作追悼」（一九四五・一一）「横光利一弔辞」（一九四八・二二）などの友人の弔辞や「哀愁」（一九四七・一〇）、「独影自命」（一九四八・五）、「反橋」（一九四八・一〇）、「天授の子」（一九五〇・二二）などの作品で繰り返し述べている作者と呼応している。敗戦後、友人知己の死、日本という国家の〈死〉と川端自身〈死〉が奇妙に重ねあわされ、戦争の傷痕が敗戦の悲しみとともに作者の内面深くに染み込んでいる。そうした中で、川端は「日本の美の伝統を継がう」という自覚と願望を固め、〈美〉に癒しと支えを求めている。それが戦後の〈掌の小説〉群にも深く投影されている。「五拾銭銀貨」では、空襲の後に残った硝子の文鎮に美的なものの不滅が仮託され、

「明月」では、形を超えて伝統美を代表する宗達の「月の絵」が媒体になることで、月子の思い出の中に「私」の〈不死〉が実現されている。戦後に死後の〈生〉を逆説的に生きることになった川端にとって、美的なもの（美術品・古美術）が自らを生の世界へと繋ぎ止める結い目をなしている存在だと言える。一九四〇から五〇年代における川端の文学作品にしばしば登場する古美術は、「作中人物たちの関係性を駆動させる動因をなすのみならず、彼らの生と死、そして再生を左右しさえするモチーフとなつてもいる」のである。

このように4作品は、戦中と戦後の分水嶺における作者の内面が露呈し、同時期の他の作品と響き合いながら戦後の川端文学の基色となつていくのである。第二次世界大戦を挟んだ激動の時代の「波立ち」が感じられる戦前から戦後までの〈掌の小説〉は、戦前社会の閉塞的なものあるいは戦時下の生活者が持つ違和感・抵抗感を根底に潜め、異常な世相を背景とした人間の姿を描出している。理想と現実の両極を往来する戦中から敗戦後の世相との厭離の中で〈死〉に逆らう〈生〉を描く創作へと軸を移す過程において、自らの芸術観を織り交ぜていく作者の文学的営為を窺わせる。様々な技法で彩られた初期に比べて、生活の断片を写實的に描かれたものが多いが、短い作に暗示・象徴的な表現が意識的に織り込まれ、重層的で深さのある文学世界が構築されており、他の時期の川端文学と違った精彩を放っている作品群として特徴づけている。そのうえで〈掌の小説〉は、川端文学の精髓を簡潔で含蓄かつ感覚的に表明し、同時に〈愛〉と〈美〉と〈死〉を作家独自の色合いで描出し得た作品群として、日本近代文学の中に確かな位置を占めてると結論づけている。

論文審査の結果の要旨

審査には主査瀧本和成、副査花崎育代教授、副査田口道昭教授の三名が当たった。

本論文は、上述の通り一九三四年から一九五二年に至る川端康成の〈掌の小説〉作品を主人公の形象を中心に時代背景を視野に入れて、心境の変化や繊細な心の有り様を両義性を含んだ表現技法から緻密に読み解こうとした論考である。10作品それぞれ丁寧に分析し、作品の主題を解明し、作者の意図に迫っている点は高く評価された。また、作品それぞれの特質だけでなく、〈掌の小説〉群に共通するテーマや内在する美的感覚なども抽出し、連続した形で捉えたこともこれまでの川端文学研究には見られなかった点として評価された。加えて、時代背景や社会状況を各々描出される作品に照らして資料を提出しつつ分析し、考察した点もこれまでにない精緻な考察として特筆されると考える。

今後の課題としては、本論考では論じることができなかった同時期に発表された作品「紅梅」、「足袋」、「かけす」、「夏と冬」、「卵」、「滝」、「蛇」などの掌編や一九六〇年代から作者晩年までのいわゆる「第三期」の掌の小説にも目を向けて、同時期の他の作品との繋がりの中で分析・考察し、戦後における川端文学の全体像を把握することが肝要かと考へる。

しかしながら、それらの課題点は聊かも論全体を損なうものではなく、本論考が創意に満ちた優れた博士論文として高い水準にあることは、審査委員の一致した意見であった。

以上、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は本論文が博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一七年一月二四日（土）10時00分から12時00分まで、末川記念会館二階第二会議室にて行った。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上、論文審査、公開審査での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

ZHUANG Jiechun

『とりかへばや物語』の研究

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一七年三月三十一日

審査委員

主査 中本 大

副査 中川 成美

副査 上野 隆三

論文内容の要旨

庄捷淳氏によって提出された全三章六節および付論で構成される本博士論文は、「女の物語」、「ジェンダーコード」、「日中比較文学」の三つの視点と方法論によって、平安時代後期成立の『とりかへばや物語』におけるジェンダーの言説について多角的に考察したものである。

第一章では、平安時代文学作品における女性のライフサイクル、特に結婚、妊娠、出産に関する言説に注目し、「女の物語」というジャンルにおける、『とりかへばや物語』の継承と展開を考察し、つづく第二章では、ジュディス・バトラのジェンダー理論を援用し、ジェンダーが社会によって構築された一種のパフォーマンスである、とする認識のもと、「男性的」「女性的」という固定観念から脱却し、当時の歴史的・物的文脈に基づき、テキストに表出しているジェンダーコードを読み直すことで、『とりかへばや物語』に至る当時の文学におけるジェンダーに関する言説の特色を解明した。

第三章では中国の異性装を題材とする文学作品を取り上げ、日中比較文学研究の視点から、女性の婚姻と家制度という作品に共通する視点を切り口として、「異性装」を構成する言説を分析することで、『とりかへばや物語』の新たな解説の可能性を探ることを目的とした。更に付論として、新編古典文学全集を底本とし、『とりかへばや物語』巻一前半の中国語訳を同綴している。これは中国語による作品全訳の端緒である。

以下、各章を詳細に説明する。

『とりかへばや物語』は、婚姻・妊娠・出産という女性の人生における重要なできごとをめぐって、女主人公をはじめとする女性の生を描いた作品である。特に女主人公が秘密の妊娠と出産を経験することは重要で、『夜の寢覚』が、女主人公である中の君の突然の契りによる妊娠と秘密の出産を描いていることと密接な関係をもつのであるが、この展開について、先行研究を踏まえ、第一章では、平安文学における女性のライフサイクル、すなわち結婚、妊娠、出産に関する言説に注目し、「女の物語」というジャンルにおける、『とりかへばや物語』の継承と開拓を説明している。第一節では平安時代物語における妊娠の言語表現を検討し、『とりかへばや物語』の妊娠表現は先行する『源氏物語』や『夜の寢覚』から継承したものであることを明らかにした上で、異なる表現の使い分けが、物語展開に果たす役割を説明している。つづく第二節では、女主人公の婚姻・妊娠・出産に関する言説を、同時代成立の『今昔物語集』などとも比較し、家父長制社会の規矩に束縛されつつも、なお主体的に生きようとする女主人公の人物像を明らかにしている。これは『とりかへばや物語』が拓いた新たな表現の可能性として評価できるものであることを称揚している。

『とりかへばや物語』において「異性装」はいかなる意味を持つのであろうか。先行研究において、きょうだいたちそれぞれのジェンダーは、

現代的な感覚から自明的なものと捉えられている。ジェンダーの視点から作品を検討する先行研究の多くも、きょうだいを一対のものとして扱い、その交換可能な論理を論の中心とするものであった。第二章では、それらとは方向性を換え、ジュディス・バトラのジェンダー理論を援用し、ジェンダーが社会によって構築された一種のパフォーマンクスであるという認識のもと、当時の歴史的文脈に基づき、テクストに集約されているジェンダーコードの表出を捉え直すことで、『とりかへばや物語』に至る当時の文学史におけるジェンダーに関する言説の特色を説明することを目的としている。

第二章の第一節では、女主人公の「走る」という身体動作と、才学に関する描写を分析する。女主人公の異性装の要因となる「走る」という動作は、『源氏物語』や『虫めづる姫君』などを踏まえるものの、それを「男性的ジェンダー」として定着させたのは『とりかへばや物語』であると考えられること、また、『とりかへばや物語』以前、才学のある女性は物語の主人公として登場することはないものの、『とりかへばや物語』が才学を思う存分發揮する女主人公を造形した影響を受けて、後の物語である『在明の別れ』・『我が身にたどる姫君』などにはそのような女主人公像が踏襲されることを明らかにしている。

第二節では、「交じらふ」という語彙をめぐる女主人公、父左大臣、宰相中将という三人の心情に注目し、『紫式部日記』との比較検討を中心として『とりかへばや物語』の表現の特質を説明している。父左大臣は、きょうだいたちの境遇の異常さを認識しながらも、時勢に合わせて、それぞれの「交じらふ」ことを決することで、物語を大きく展開する役割を果たしていることを明らかにした上で、女主人公は、身分の露見を恐れるためだけでなく、「ひたおもて」なることに対する複雑な思いを抱えていること、世人との認識とはずれがあるものの、自分の理解している

「世の常」を踏まえ、男主人公の成功を願っていること、また、宰相中將との「世の常」に対する認識のずれが、二人の関係を破綻させることを明らかにしている。

「異性装」を題材とする文学的比較研究は多くない。『とりかへばや物語』を取り上げた研究は、鈴木弘道「とりかへばや物語と外国文学」と小田桐弘子「男装女装物語比較考」との二篇のみである。それらの考証を踏まえ、第三章では中国の異性装を題材とする文学作品を取り上げ、日中比較文学の視点から、女性の婚姻と家制度という共通する課題を切り口として、「異性装」を構成する言説を分析することにより、『とりかへばや物語』の新たな解読の可能性を探ることを目的としている。

第三章の第一節は、文献として中国現存最古の異性装のモチーフを扱う戯曲である明代の徐渭（二五二―一五九三）編『四聲猿』所収「雌木蘭替父從軍」及び「女状元辞鳳得鳳」の二作品を比較の対象として取り上げる。異性装にもかかわらず、「結婚」を通して、夫の「家」へ帰属することは女主人公に課せられた共通の結末であった。また、女性の「結婚」に必要とされる貞操の強調は、異性装の女主人公共通の束縛であること、才能を発揮し、周囲の支持を得て異性装に挑む中国の女主人公である花木蘭や黄春桃と比較して、『とりかへばや物語』の女主人公は、異性装によってその才能を思う存分発揮して、世人に評価されるもの、「人に違ひける」身で常に暗澹たる思いを抱いているという明確な相違があることを丁寧に指摘している。

第二節では、明代末期の弾詞小説『玉釧縁』を比較対象として取り上げる。きょうだいの異性装と身分の交換というテーマを共有しながら、『玉釧縁』の兄妹の異性装は服装というコードを変換することで自由に行き来できるのに対して、『とりかへばや物語』のきょうだいの異性装は自在ではなく、女主人公の心の問題の顕在化と不可分であること、また『と

りかへばや物語』の異性装の核心をなすのは、男性的あるいは女性的ジェンダーをいかに演じるかではなく、異性装の決意をしてから、いかにしてそのジェンダーを身に付けたかという異なるプロセスであることを論証していく。さらに『とりかへばや物語』と『玉釧縁』は、「女の物語」として、女性の声無き反抗を描くことで、男性社会が定義する理想的恋人像の破綻を暴く点で共通していることなどを検証している。

平安物語文学の頂点である『源氏物語』は、豊子愷と林文月などの著名な翻訳を含む十数種類の中国語訳が存在しているのに比べて、『とりかへばや物語』は中国ではほとんど紹介されていない。一九二九年に出版された謝六逸によって編纂された『日本文学史』に、わずか数行の紹介があるだけである。付論として、新編古典文学全集（底本は国文学研究資料館初雁文庫蔵本）冒頭部分の現代語訳を掲出している。中国語による全訳の端緒である。

以上、複眼的な視点で、同時代の文学作品および中国の異性装物語と合わせて検証することで、「女の物語」である『とりかへばや物語』が、異性装というモチーフを生かしきることによって拓いた豊かな表現の世界を解明することを目的とした論考であった。

論文審査の結果の要旨

本博士論文は『とりかへばや物語』の作品研究として優れた成果であると考えられる。最新のジェンダー理論を踏まえ、果敢に平安時代物語文学研究の方法論を開拓しようとする意欲は持ちつつも、決してそれを声高に主張しすぎることなく、作品の本文読解そのものにすべてを語らせようとする実証的な研究態度は、だれもが賛同せざるを得ない結論を導くものとして高く評価できるものである。以下、具体的に審査結果を述べる。

第一章第一節、平安時代文学作品が作中人物の妊娠をどのように描いてきたのか、というテーマ設定そのものも興味深いものの、その結論も実に注目されるものであった。『源氏物語』と『栄花物語』の明確な相違、『とりかへばや物語』を考察する上での『源氏物語』と『夜の寝覚』の重要性の提起など、庄氏の主張には異論を差し挟む余地はなく、首肯すべきものと考えられる。ここでの考察では、女一宮に注目し、その分析に筆を割いているのも卓見であり、女主人公の悲哀を映し出す合わせ鏡のようなその役割が、丁寧な分析されている。第二節は本論文の白眉であり、庄氏の方法論の確かさを示す緒論としての役割を果たしていると考えられる。『今昔物語集』巻第二十七第十五話との比較は非常に有用で興味深く、平安時代後期物語作品と説話文学との相互の影響関係を考察する端緒としても意義があると考えられる。本節を通して「父左大臣」女主人を束縛する「家」の図式が浮かび上がらせる展開も見事であった。

第二章第一節は雑誌論文として発表されたときから注目されていた論文に新たな視点を付加して深化させたものである。女主人公の才学をめぐっての『大鏡』、特に藤原道隆北の方・高階貴子や道隆三女との比較検討は興味深く、両作品の前後関係の解明にもつながる重要な指摘をも含んでいることは重要である。第二節では「交じらふ」「ひたおもて」「世の常」という相互にかかわりあって作品中に鏤められている三つのキーワードの検証から、宰相中将と女主人公との関係性の破綻を考察する、という視点そのものが興味深く、筆者の着眼点のユニークさと作品分析における優れた力量が看取できる好論であった。

第三章は、あくまでも『とりかへばや物語』という作品を考察するための契機としての比較対象作品の選定であるため、典拠論に収斂する一般的な和漢比較文学研究の方法論とは距離を置くものの、仏教的理解に

基づく因果応報譚としても位置付けられる『とりかへばや物語』の独自性を解明する考察として評価し得ると考えられる。

このように、全体として高く評価すべき論考ではあるものの、いくつかの課題も指摘される。第一に日本古典文学研究、特に平安時代女流物語文学研究におけるジェンダー理論を援用した先行研究については、更に丁寧な指摘と分析が必要であったこと、『とりかへばや物語』が女性の生理について踏み込んだ表現を持つことは一読して自明ではあるものの、その特異性についても、筆者には自明のものであったとしても、論文中でも丁寧に触れておく必要があったことは、こうした表現が中国文学史上看取できない本邦独自なものであり、すでに中国語での出版を予定している筆者にとっても有用であると考えられる。また、第三章の作品選定基準の更なる明確化や、中国における女流彈詞作品研究の最新成果については、更に丁寧な言及が必要である旨の指摘もなされた。

なお、付論の翻訳については、筆者自身の丁寧な現代日本語訳を経た上での中国語訳であること、「貝覆ひ」などの遊戯や有職故実、官職名など専門用語の表記をどのように翻訳するか、詳細な注釈をどの程度付すべきかなどの課題はあるものの、作品の価値を広く世界に紹介するためにも重要な成果であることが確認された。

以上、更に改善を求める部分はあるものの、翻訳に示されているように、日本古典文法にも精通した気鋭の日本古典文学研究者による、すぐれた作品研究であることは疑いようがなく、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は二〇一七年一月三日（金）13時から15時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。

審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、特に数多くの国際学会や国際シンポジウムでの研究発表、英語文献を駆使して研究を進める言語運用能力、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上、論文審査、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

鈴木 耕太郎

『中世神話』としての牛頭天王

——牛頭天王信仰に関するテキストの研究——

一三〇

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一七年三月三十一日

審査委員

主査 中本 大

副査 中西 健治

副査 川崎 佐知子

論文内容の要旨

本論文の目的は、牛頭天王信仰に関する縁起や注釈書などの文献を精緻に読解し、その信仰の世界を解明することである。

第一章「牛頭天王信仰の研究史と本論の課題」では、牛頭天王信仰に関する研究史の成果と課題を明らかにし、「中世神話」という視座の有用性を指摘する。その上で、牛頭天王信仰が、本邦中世における信仰の特性を解明する重要な主題であることを述べている。

筆者の言う「中世神話」の定義と研究に援用する有用性が述べられるのが、第二・第三節である。ここでは、牛頭天王の習合関係、信仰に関する言説の多様性、本地物語と牛頭天王信仰との関係性、『篋篋内伝』に見える儀礼的側面などを考察した先行研究を振り返り、牛頭天王信仰を考察する上で、これまで論理の破綻、矛盾として捉えられてきた信仰に関するさまざまな言説を、精確に読解し直す必要性を提起していく。そ

れを踏まえ、第四節では、近代以降の価値観に依拠せず、広く中世特有の神話理解を求めめるための方法として提唱された「中世神話」を援用することの意義について再検討する。「中世神話」とは、神仏習合思想を基盤とする『日本書紀』神代卷の中世的解釈の総体であり、中世特有の信仰であるとともに、中世特有の学問的知識の集積だとするのが、鈴木氏の定義である。第五節では、山本ひろ子・斎藤英喜らの研究を踏まえつつ、牛頭天王信仰こそが「中世神話」研究の最適なテーマであり、中世における特異な信仰の象徴的存在であることを論じている。

第二章「祇園社祭神の変貌」では、京都祇園社の祭神に注目し、人々が祇園社祭神をどのように認識し、また言説化してきたのかを明らかにしていく。第一節では、室町中期成立といわれる『二十二社註式』に、祇園社祭神である牛頭天王はスサノヲの「垂迹」だとする言説が見られること、ここから牛頭天王と日本神話の神であるスサノヲとが、祇園社祭神として同体視されていたことを確認する。その習合の始原を探るため、第二節では、祇園社と牛頭天王との関連性について考察する。祇園社関連史料の中で牛頭天王の名が確認できるのは、十世紀成立の『本朝世紀』が最古であること、鎌倉初期成立の十卷本『伊呂波字類抄』では牛頭天王の異名として「武塔天神」という名が挙げられることなどを踏まえ、これらは『古事記』・『日本書紀』に記されない異国神と見做すべきことを述べる。さらに当時、異国を疫病の発生源とする認識があったこと、異国神は行疫神であり、転じて除疫・防疫神と認識されるようになったことを論じる。

第三節では『古事記』・『日本書紀』や「六月晦大祓（みなづきのつごもりのおほはらひ）」・「道饗祭（みちのあえのまつり）」祝詞におけるスサノヲ像を検証する。スサノヲが支配する「根国・底（之）国」は、疫病の発生源と見なされていたものの、記紀や祝詞には行疫神としてのスサノヲ

は見られないことを示した上で、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて、スサノヲが除疫・防疫の神として認識されていく過程を考察している。続く第四・五節では、スサノヲが行疫神であると見なされるようになった契機は、卜部兼方編纂『釈日本紀』であったことを論じている。本書は兼方の父・兼文が一条実経、その息子の家経に対して行った『日本書紀』の講義を端緒として成立しており、兼文の『日本書紀』注釈こそが祇園社祭神を変貌させる契機であったことを述べる。他方、兼文は祇園社祭神としての牛頭天王については言及していないこと、祇園社祭神と牛頭天王、スサノヲとを結び付けたのは、先行研究で指摘される吉田兼俱ではなく、実際には一条兼良であったことを論じるのが第六・七節である。兼良による『日本書紀』注釈もまた、新たな祇園社祭神を変貌させる「中世日本紀」と見做すことができること、それは時代の画期となる視座であったことが論じられている。

兼良の祇園社祭神言説をさらに補訂したのが、吉田神道を打ち立てた吉田兼俱である。第八節では、兼俱がおこなった『日本書紀』神代卷の講義を録した『神書聞塵』から、兼俱が祇園社祭神言説をどのように展開したかを論じている。兼俱は兼良の『日本書紀纂疏』を享受しつつも、牛頭天王を含むすべての異国神はスサノヲと同体であると結論付けること、こうした解釈もまた、吉田神道の確立という新たな規範・価値観の創造を契機とするものであったことを論じている。

続く第三章「感応」する牛頭天王」では、異国神、行疫ならびに除疫・防疫神とは異なる牛頭天王信仰の世界を、蘇民将来譚を組み込まない牛頭天王信仰のテキストから検討している。取り上げるのは台密事相書『阿婆縛抄（あさばしょう）』所収「感応寺縁起」である。

第一節で「感応寺縁起」を「中世神話」として読解することの意義を述べた上で、第二節では「感応寺縁起」における牛頭天王が「清原真人

惟任」と名乗る老翁神として登場すること、その老翁神は、感応寺の伽藍地である川前（河崎）の地主神であること、また行疫神かつ除疫・防疫神としては描かれていないことを検証する。

続く第三節において、この「感応寺縁起」に見られる老翁神（牛頭天王）の利益が、感応寺本尊である観音の利益と重なることを示し、老翁神が万能神の神格を備えていること、その信仰の背景には、平安中期成立『成菩提集』で説かれる牛頭天王と観音との同体信仰があることを明らかにする。

第四節では、本縁起には牛頭天王から真言僧壺演へ授けられた儀礼が描かれること、それは感応寺境内にある天神堂に祀られた牛頭天王、すなわち感応寺伽藍神である「川前天神」を言祝ぐものであることを明らかにする。続く第五節では、老翁神と壺演との関係について考察する。元来川前の地主神であった老翁神が、壺演と対話していく過程で強大な神へと変貌、あるいは成長を遂げていくこと、最終的には正邪を統べる存在となり壺演の前から姿を消していること、そのような神と交渉を続けた壺演もまた、「感応」関係を通して成長を遂げていたことを述べる。その上で、牛頭天王を祀り、また儀礼を行う場として川前天神堂建立を描いたと考えられることを論じている。

第六節では『元亨釈書』所収「感応寺縁起」を取り上げ、『阿婆縛抄』所収縁起との違いを丁寧に論じている。『元亨釈書』所収縁起における牛頭天王像は、老翁姿の地主神という点以外は異なっていること、変容の背景には、清原氏と感応寺との関係性消滅が推定されること、さらに『塙囊鈔（あいのうしょう）』所収「感応寺縁起」では「河崎の鎮守は是祇園」と時代が降るにつれ、感応寺（川前天神堂）の牛頭天王も祇園社祭神に収斂されていくことが検証される。

本論文最終章である第四章「『牛頭天王御縁起』（『文明本』）の信仰世

界」では、蘇民将来譚を取り込むものの、行疫神かつ除疫・防疫神とは関連しない牛頭天王信仰のあり方を考察する。第一節では文明本がいわゆる「祇園牛頭天王縁起」最古の書写本であること、牛頭天王信仰の中に年神信仰が取り込まれていること、『簠簋内伝（ほきないでん）』と共通する部分が重要であることを検証する。続く第二節では、牛頭天王に滅ぼされる古端将来が、その直前に大般若経会を修していること、しかし、それは牛頭天王により打ち破られること、このプロットは『簠簋内伝』における太山府君祭の法を打ち破る牛頭天王とも共通し、大般若経会（または泰山府君祭）は既存の儀礼を象徴するものであったこと、それらが牛頭天王により打ち破られるのは、牛頭天王を祀る効力が既存の儀礼以上であることを示すことなどを明らかにする。

第三節では、縁起後半部に記される正月儀礼に注目し、既存の儀礼をテキストの信仰世界に合わせて創り替えるという「文明本」独自の表現方法を明らかにする。続く第四節では、牛頭天王による利益を受けるためには、古端を「呪咀」することが不可欠とされる背景を考察し、呪咀には段階があり、その段階を経ることで利益は増大する一方、利益の対象者は狭められていることが明らかにされる。さらに、これまで「文明本」を始めとする「祇園縁起」は『簠簋内伝』における五節祭礼が不完全な状態で記される、と考えられてきたことに反論し、牛頭天王祭祀の区切りとなる六月十五日以降の祭礼を敢えて縁起の中に記載しなかった可能性も考察する。

第五節では、縁起における八王子に関する記述の意義について考察する。この縁起において、行疫神でかつ蘇民を守護する除疫・防疫神は牛頭天王ではなく八王子であること、牛頭天王は現世利益を約束する万能神的存在として造形されていることを論じる。すなわち信仰はテキストによって変貌する一方、テキストもまた変容し続けるという、信仰に

おける創造と変容の連環を明らかにすることに繋がるのである。

如上、本論文は牛頭天王信仰を文学研究の手法から研究し、多様なテキストが描き出す信仰の多彩な様相を明らかにするのである。

論文審査の結果の要旨

本論文は停滞していた牛頭天王研究を一気に進展させた貴重な成果であると評価できる。以下、具体的な審査結果を述べる。

第一章は一見すると単なる先行研究のまとめと見なされるものの、そうした安易なレベルの批評ではなく、近年の本邦中世文学研究の主要な潮流とも言える「注釈」や「唱導」を主眼とする仏教文学研究の動向を的確に踏まえた上で、今後、牛頭天王研究において進むべき方向性を示した画期的な問題提起であることが得心できるのである。筆者が称揚する「中世神話」とは、伊勢神宮や熱田神宮をめぐる言説の研究史を中心に定義されてきた概念であり、しばしば日本の王法をめぐる問題に繋がられてきた。それを援用することにより牛頭天王信仰の特異性が浮かび上がるという仮説は、まさに逆転の発想であり、魅力的な主張であった。これまでの研究者が、祇園社自らが祇園社祭神を語らない、という事実を等閑視してきたことへの反省を促す構成になっているのも心憎い。その意味では本論文の緒論としての役割を果たしており、本論文の成功を確信させる記述になっていると考えられる。また、本論文における牛頭天王信仰とは、特に京都における祭祀を中心に取り上げており、播磨広峯社や尾張津島社とは一線を画する首都・京都の信仰を対象とすることもここで明記されている。

第二章では「祇園社祭神」という枠組みにとどまらない牛頭天王像を考察するため、敢えて祇園社祭神の歴史的理解を検証する、というやり逆転の発想から構想されたものである。ここで取り上げられる資料は

既に学界でよく知られているものばかりであり、卜部兼方・一条兼良・吉田兼俱は言うまでもなく中世文学研究における主要な人物である。しかしその著作を精緻に解読することによって、その影響関係や学問的受容、交流を浮かび上がらせたのは特筆すべき成果であった。特に兼良『日本書紀纂疏』の意義に関する考証は説得力があり、『神道集』成立の謎に迫り得る可能性を提起したことに蒙を啓かれた。

第三章は雑誌論文として発表されたときから学界で注目された論考に、新たな視点を付加して深化させたものである。京都には行疫神・除疫神を祀る神社は数多くあるものの、天台集の重要な事相書である『阿婆縛抄』に採録される縁起は数少ない。その一つである「感応寺縁起」に注目したことが、そもそも卓見である。考察は精緻で、結論も妥当であるものの、文中記される「陽成天皇御宇」「元慶元年」「右大臣」「藤原朝臣長良」などの祇園感神院創建に関わるキーワードへの踏み込んだ考察や、清原氏と防疫・除疫との関わりなどについては詳細な説明を求めたいものの、現存資料からの補足が難しいこともよく理解できるのである。その上で、時代とともに大きく変容する牛頭天王信仰の具体例を示し得たことは、本論文の価値を高める最大の要因になったと評価できる。

第四章は「スサノヲ」から切り離される牛頭天王の多彩なイメージの源泉としての『篋篋内伝』に描かれる多様な儀礼に関する考察である。文明本縁起と『篋篋内伝』の比較は困難な作業であり、特に縁起本文の省略や不正確な引用と理解されてきた儀礼に関する記述について、文明本の独自基準に基づく取捨選択の結果である可能性を導いたのは重要である。成立の位相が異なると考えられてきたテキスト間の影響関係や、テキスト独自の解釈を解き明かしていくことが、牛頭天王信仰の創造と変容の過程を明らかにする最も有効な方法であることを得心できる結論であった。

本論文に関する公開審査では、学位申請者による論文内容の説明につづいて、審査委員による申請者に対する口頭試問が行われた。口頭試問では、論文中の表現や語彙など、更に厳密な定義や適切な使用を求めた部分なども指摘されたものの、本学大学院進学以来、申請者が孜孜として取り組んできた牛頭天王信仰に関する、すぐれた作品研究であることは疑いようがなく、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一七年六月一六日（金）15時30分から17時40分まで、末川記念会館第二会議室で行われた。

本論文の主査及び副査は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における様々な研究成果を評価するとともに、日常的に研究課題に関する討論や指導を実施してきた。また審査委員の主査および副査は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中の様々な研究活動、論文作成に至る研究指導、さらに公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

したがって申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

HUANG Qianwen

『夏目漱石初期短篇集』『漾虚集』論攷

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一七年九月二五日

審査委員

主査 瀧本和成

副査 中川成美

副査 田口道昭

論文内容の要旨

HUANG Qianwen（黄倩雯）氏の学位論文は、学位論文題名に示されているように夏目漱石初期短篇集『漾虚集』に関する研究を四章立てて分析、考察したものである。夏目漱石の創作発期を考える時、従来の研究は小説第一作『吾輩は猫である』を中心に論究されてきた。一方で『吾輩は猫である』と並行して創作された「倫敦塔」から「趣味の遺伝」にいたる七作品は、一つひとつの作品論は存在するものの初期文学の特質を解明するうえで緻密な分析や位置づけはなされていない。本論は、そうした先行研究の現状を踏まえ七作品総てを抽出し、各作品を人物形象、作品構成等を丁寧に分析し、時代・社会状況を視野に入れ、作品主題と作者の意図を明らかにしたものである。そうした考察を経て、全体としての初期作品集『漾虚集』の意味や意義、ひいては夏目漱石文学作品の中で位置づけや評価を定めることに努めているところが当論考の特徴である。

論文構成（目次）は、以下の通りである。

序章

第一章「倫敦塔」、「カーライル博物館」

第二章「幻影の盾」、「薙露行」

第三章「琴のそら音」、「趣味の遺伝」

第四章「一夜」

結章

註

引用文献

参考文献

後記

作品別異同一覧表

年譜

（全一二二ページ）

上述の通り、夏目漱石が一九〇五年一月から一九〇六年一月にかけて発表し、のちに『漾虚集』に収録された「倫敦塔」、「カーライル博物館」、「幻影の盾」、「琴のそら音」、「一夜」、「薙露行」、「趣味の遺伝」の七作品を対象とし、分析・考察を行ったものである。

第一章は、イギリス留学中の倫敦体験を素材として創作された「倫敦塔」と「カーライル博物館」を取り上げ、論究している。この二作品に於いてはとくに執筆時期に注目し、漱石がイギリスから帰国の約二年後に作品を創作した動機と意図を解き明かしている。

「倫敦塔」論は、語り手「余」が倫敦塔から見たものを分析したうえで、作品執筆時の日本の社会状況と漱石のイギリス体験とを踏まえて論を展開しているのが特徴である。

「カーライル博物館」論では、カーライルを偉人として描出せず、彼を

普通の人間として捉え、不完全さを持つ一人の生身の人間として捉えたところに注目し、戦時中という時局の中で日本の社会に「人間性」の回復と尊重を呼び戻そうとした漱石の意図を読み解いている。詳細は以下の通りである。

漱石は留学先の倫敦に到着したばかりの頃、南アフリカの（第二次）ボーア戦争から帰還した兵隊を歓迎する光景に遭遇する。また、「倫敦消息」や「下宿」（『永日小品』）などの作品の中では、帝国主義の英国が端緒を開いた第二次ボーア戦争に対する嫌悪感が強く表明されている。日本にいる漱石は進歩や文明開化の名のもとに、人間の生きる自然と素朴な環境が破壊され、人間の健康が奪われた風景を見る。日露戦時下に於いて個人の生と個人の感情と幸福が奪われ、個人の「生」への尊厳は二の次とされるなか、日本国内の新聞雑誌は戦争一色に塗り潰される状況を呈していた。その時人間感情の「真実」に迫り、個人の「真情」を表現する言葉は、非国民扱い、圧殺される状況にあった。このような社会環境の中で、漱石は日本の社会に人間性の回復と尊重を呼び戻そうとし、「倫敦塔」に権力に縛られた個人の「誠」なる感情や、題辞に匿された「生」に対する人間としての執念、「空しき文字」、「空しき物質」の背後に示される「反語」的な営みと生死を分かち状況下における人々の諸相と人の「心の中」を描出している。個人の生の意味、人間性、個人の感情の「真実」が隠蔽される当時の日本で、漱石が20世紀初頭の倫敦を舞台にして、人々の人間性を呼び戻し、隠された人々の「誠」なる感情を表現した作品であると結論づけている。「倫敦塔」と同じくイギリス留学体験をもとに帰国後に日本で創作した「カーライル博物館」については、作品の成立背景を視野に入れながら、作品主題に迫りつつ、日露戦争中の作者の姿勢（態度）を考察している。まず語り手である「余」はカーライル博物館めぐりで何を見、何を考えたのかに焦点を絞り分析を行っ

ている。「カーライル博物館」で描かれた「余」の印象は、日本に於いてすでに知っていた「偉人」や「哲学者」などのイメージが残存する一方で、拝観後一人の普通の「お爺さん」、「村夫子」としてのイメージを強調して描いていることを論証し、その両義性に注目している。作品が創作された時期には、新聞や報道の中で人間を神格化する記事が度々掲載されており、本論の中で「軍神」として神格化された広瀬中佐と関連する新聞報道を取り上げ、検証を行っている。当時の新聞や報道の中で国民の士気を煽るため、軍事行動を隠蔽しつつ、軍事行動の過程を部分的に取り出し、英雄的な行為を中心に描いていることを指摘し、人間本来の姿を無視し、人間を神格化する記事に対して漱石が疑問視していることを指摘し、作品成立との関連性を実証し、作品主題に迫っている。

第二章においては、中世の西洋を舞台にした二篇「幻影の盾」と「薙露行」を取り上げて考究している。

「幻影の盾」論は、キリアムに焦点を当てて分析、考察し、彼が生きている「現実の世界」と理想とする「盾中の世界」がいかなる世界であるのかを読解している。「盾」の機能を詳細に分析し、「幻影の盾」の中に描かれる「現実の世界」と「盾中の世界」への考察を通して、作品の主題及び作者の意図に迫っている。

「薙露行」論では、とくに漱石が書き換えた部分に注目して考察を行っている。登場する四名の人物たちをそれぞれ丁寧に分析し、その書き換えた部分に現れた意味を説明することによって、この作品の新たな主題を提示している。詳細は以下の通りである。「幻影の盾」では、「幻影の盾」で登場する人物ないし展開する事件が、すべて中世西洋の相貌を呈していることに着目しつつ、主人公キリアムを中心に分析している。彼が「現実世界」で成就できなかった自国の主君に対する「誠実」と個人の「誠実」が、盾の神秘的な力により叶えられる。漱石は盾の神秘の力

を肯定的に描く一方で、最後の一節で「古往今来」、「此猛烈な経験を嘗め得たもの」が「盾」に封じ込められた持ち主の「キリアム一人」であるとし、現実でそのような至福は普通の人間が手に入れられないものであることを物語っている。当時の自然主義文壇を批判的に摂取しつつ、時代状況を加味しながら自らの文芸観を作品を通して表現した作品であることを論証している。「薙露行」に関しては、作品冒頭で示される典拠と漱石が「此篇の如きも作者の随意に事実を前後したり、場合を創造したり、性格を書き直したりして可成小説に近いものに改めて仕舞ふた」と記した意味を探っている。ギニアがエレインのことを知り、ランスロットへの自然的理想的な愛を失ったと思ったとき、彼女を待っていたのは「罪」だらけの世界であった。また、作品中に描かれた、現実世界での理想をすべて捨てて「罪」だけを追おうとするランスロットと、「鏡」が割れることにより理想世界への通路を失って現実だけが残されたシャロットの女を待っているのは「呪い」や「死」という結末だけであり、現実世界からの侵害を避けて理想の世界にだけ生きてきたエレインも結局「死」から逃れられなかった。「薙露行」の中では、人間が現実と理想のどちらか一方だけに偏重するとき、その先に待っているのは生き難い世界だけである。作中にそのことを提示すると同時に、克服の方向性として、最後の場面で現実世界における「罪」や「呪い」などに向かったランスロットとシャロットの女の象徴である「白鳥」と、理想世界で永遠の美しさを保つエレインの屍体の一つ船に乗っている場面を象徴的に描いていると読み解いている。現実世界で罪に問われ、ランスロットが自分を裏切ったと思い、理想を見失ったギニアを救い出したのがその船である。漱石は「薙露行」の結末に、現実には於ける罪と、「理想」を保つ「美」を、どちらか一方のみに偏重せず、対等なせめぎ合いの形で描き出していることを解明している。それは漱石自身の中で、いずれも捨て

難いものとして捉えられており、西洋文学の模倣だけに留まらない、日本の特性のある文学、しかも日本の「西洋に劣けは取らぬ。西洋に比較され得るもの」、「大傑作」の誕生を夢見ている姿を写し出していることを読み取っている。

第三章では、明治期の日本を舞台にした「琴のそら音」と「趣味の遺伝」の二篇を追究している。

「琴のそら音」に関しては、登場人物「余」と津田の緻密な分析を通して、作品内で描かれる一夜の体験を捉え直すことに成功している。一夜で発生したことに対する「法学士」である「余」と「文学士」津田、それぞれの思いや考え（認識）を比較検討し、その相違点や共通点から作品に込められた作者の意図を解き明かしている。

「趣味の遺伝」については、物語前半において「余」が新橋停車場で將軍と軍曹を見たあと「愉快」を感じ、その折流した「涙」と、後半に「余」が浩一の母と御嬢さんの姿を目にしたとき流した「將軍を見た時よりも、軍曹を見た時よりも、清き涼しき涙」に注目し、そこに「余」が受けた感動の内実と意味を通して作品主題を明らかにしている。詳細は以下の通りである。

「琴のそら音」の「余」は「常識的」、「合理的」な思考を好む「法学士」として設定され、自分の「学者」としての立場に誇りを持っている。それゆえに「無学な婆さん」の言う根拠のないことは迷信にしか聞こえないのである。しかし、同じ大学を卒業し、「心理作用に立ち入る」ことを好む「心理学者」津田が持ち出した「幽霊話」に対して「余」は何度か疑念を抱いたが、「学者」という身分で大学を卒業した後も研究生活を続けている津田の話であるため、「無学の婆さん」と違って、津田の話が信用できると思っっている。「余」は帰り道に不思議な体験をし、生命の危うさを感じるとともに、津田が話した幽霊話に影響されるなか、露子に

対する強い感情が喚起され、愛を強要したくなる姿が描出されている。近代の日本社会においてすべての物事を西洋から受容した自然科学の方法で解決しようという傾向があった。当時の日本文壇にも西欧の自然主義的文芸精神に多くの文学者が影響を受けて行く。漱石にとって文学での「超自然」的な要素は人間の感情を引き起こす重要な要素として否定できない存在であり、「琴のそら音」で、「余」の昨夜の不思議な体験も、元々津田の幽霊話によって引き起こされたものである。「琴のそら音」を通して、近代知識人への批判を示したと同時に、文学の中で「合理的」「科学的」なだけでは割り切れぬ超自然的な現象が一つの「真理」となつて、人間の胸奥を突き動かし、人間の情動に微妙な影響を与えるため、肯定的な存在価値を認めるべきという作者の意図に論及している。

「趣味の遺伝」については、「余」が自ら流したと語る「涙」に焦点を当てて、論を展開している。漱石は、書簡の中で執筆時間の不足と小説後半の描写の省略、そしてそれに伴う小説前後の不均衡を伝えている。それを切り口にする先行研究の多くは、作品を失敗作であると評している。しかし、漱石自身は作品の叙述に関する問題点を挙げつつもその展開や主題において難点を示してはいないため、前後の描写における均整を失ったこの作品をそれ以外の点では一定の完成をみたものと考えられる。そうした視点から「趣味の遺伝」の中で「余」が自ら流したと語る「涙」に注目し、そこに「余」が受けた感動への考察を通じて作品に徹底する主題を読み解いている。物語前半において「余」が新橋停車場で將軍と軍曹を見たあとに「愉快」と感じ、「涙」を流した点について緻密な分析を行っている「余」は「書斎以外に如何なる出来事が起るか知らなくても済む天下の逸民」であり、戦争が続いても「戦争らしい感じがしない」、「気楽な人間」である。戦争と直接に関わっていない「余」は、空想や想像によってしか戦場を語れないのである。冒頭では「余」が空想

した戦場の状況が描かれ、のちに「余」の親友であった浩一が戦死する場面が描かれている。冒頭の「空想」と後の浩一の戦死の場面において、前者は「詩的」であるのに対して、後者はより現実的で生々しい。ただし、両者に共通しているのは、戦場で人々が生き残るために闘っているのではなく、ただ死に向かっているという点である。この二つの戦場についての描写から「余」の戦場に対する見方（視線）を考察している。「將軍を見た時よりも、軍曹を見た時よりも」「清き涼しき涙」によって閉じられていた「趣味の遺伝」の中で、「余」の「趣味の遺伝」説の実証の過程は不備だらけであることがわかる。作者自身も「趣味の遺伝」における理論は科学上にまだ不十分なところがあると知っていたはずである。しかし、漱石はそれを十分なものとして書き上げなかった。「余」の涙により物語を終わらせたことの主意に関しては、当時の時代状況と漱石自身の言説を踏まえて丁寧に論説している。漱石が「余」の將軍と軍曹を見て流した涙によって、人間の「誠」な「情」とそれに対する感動を讀者に伝えようとしたことを文章を通して論証し、作品の中で語り手「余」の涙を通じて、「経済主義」的、「功利主義」的でもない人間の「真情」の内実を究明している。

第四章は、日露戦中から戦後への推移の中で創作された「一夜」を取り上げ、社会背景や状況を視野に入れて論及している。まず登場人物三名のいる八畳部屋での位置やそれぞれの仕草に着目して各々の性格や姿勢（態度）を分析し、三名が持つ考え方の相違を明瞭にしたところが当論考の注目点である。次に作品の創作時期を明確にし、その折の同時代状況を踏まえつつ、「一夜」に髣髴ある男が提示した「夢」という話題の意味を解明している。併せて異なる性格や姿勢（態度）を有する三名の「夢」に対する考察を通して、「一夜」の意味を検討し、この時期の作者漱石の内面を照射していることを論証している。詳細は以下の通りである。「一

夜」の最終場面に於いて、「外」の世界と別の境域である八畳部屋の中にいる三人は、何もかも忘れて「太平」になれたが、八畳部屋の外に立っている語り手はそうではない。語り手が「一夜」の終局で、東洋的なものや西洋的なものなど一見して纏まらない話を持ち出している。それは、部屋の「外」で「混乱」している日本の思想界に影響された彼の混乱を反映したことによるのである。また、八畳部屋の外にいる語り手と同様に、最後まで「太平」になれないもう一人は、「一夜」を書き上げた漱石である。日露戦争中から戦後への推移の中で、漱石も多くの日本文学者と同じように、日本文学が世界的なものへと発展するという「夢」を持っている。それを実現しようとするとき、多くの人が一元的な視点で物事を表現しようとしている。「一夜」の中で漱石は三人の持つ異なる考え方をどれも否定せず、むしろ多面的な視点を持つ語り手を描くことを通して、八畳部屋の中にいる三人のように一元的な視点だけではなく、多元的なそして相対的な視点の導入の必要性を描出していると解している。

結章では、四章までの論述を踏まえ、夏目漱石初期短篇集『漾虚集』全体の統一的なテーマを纏め、作者漱石の内面を探求している。理想と現実、西洋と東洋、中世と近代を往来する七作品は、暗喩（隠喩）的に日本の近代社会が直面する現実問題を批判的に描き出していることを読解、論証している。個々の作品、それぞれが異なる世界を描きながら、一方で個人と社会との対立と調和の問題を主テーマとしていることを解明した。日露戦争中から戦後にかけて創作されたそれらの作品を通して日本近代社会における人間の内面への追求と人間の「真情」を呼び戻そうとする作者の思いが各作品に紡がれており、日本近代社会に顕在化する問題に対して漱石の批判的な視点、思考が収斂されていることを作品を通して明らかにしている。その意味からも初期短篇集『漾虚集』

は重層的で深みのある文学世界を構築しており、同時期の他の作品と響き合いながら夏目漱石初期文学の基色となっていくもので、他の漱石文学作品と違った精彩を放っている作品集であると結論づけた。

論文審査の結果の要旨

審査には主査瀧本和成、副査中川成美特別任用教授、副査田口道昭教授の三名が当たった。

本論文は、上述の通り20世紀初頭に於ける夏目漱石初期の文学の特質・特徴を短編集『漾虚集』に収録された七作品に着目し、各作品を主人公や他の登場人物たちの形象を中心に時代背景や文壇状況等を視野に入れて、登場人物たちの感情の在処や心境の変化、繊細な心の有り様を多義性を含んだ表現技法から緻密に読み解こうとした論考である。七作品それぞれ丁寧に分析し、作品の主題を解明し、作者の意図に迫っている点が高く評価された。また、作品それぞれの特質・特徴だけでなく、作者の意図や作品の意味についても考究されている点も評価された。短編集七作品に共通するテーマや内在する感情・感覚、そして知識人や社会に対して向けられた批判なども抽出し、連続した形で捉えたこともこれまでの夏目漱石文学研究には見られなかった点として評価された。加えて、時代背景や社会状況を各々描出される作品に照らして資料を発掘、提出しつつ分析し、考察した点もこれまでにない精緻な考察として特筆されると考える。

今後の課題としては、本論考では論じることができなかった同時期に発表された漱石の他作品や文学論、同時期の自然主義作家や作品との比較などにもさらに目を向けて深く広く追究すること、また日本の近代知識人の位相、洋学受容問題の諸相を掘り下げながら、その中で位置づけを行い、漱石の初期文学の特質と全体像を把握することが肝要かと考える。

る。

しかしながら、それらの課題点は聊かも論全体を損なうものではなく、本論考が創意に満ちた優れた博士論文として高い水準にあることは、審査委員の一致した意見であった。

以上、論文審査、公開審査での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一七年七月一三日（木）18時00分から20時00分まで、末川記念会館二階第二会議室にて行った。学位申請者による論文要旨の説明の後、審査委員は申請者に対する口頭試問を行った。以上により、公開審査での口頭試問結果を踏まえ、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

審査委員会は、十分な専門知識と豊かな学識を有すること、また論文中、外国語文献を多数精確に用いていることから外国語においても十分な力量を備えていることを確認した。

本学学位規程第一八条第一項により、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することが適当と判断した。

DENG Lixia

『満洲国』を生きた日本人女性の文学』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一七年九月二五日

審査委員

主査 中川 成美

副査 中本 大

副査 岡田 英樹

論文内容の要旨

DENG Lixia (鄧麗霞) 氏の博士学位論文『満洲国』を生きた日本人女性の文学』は、これまで研究されることの少なかった満洲文学における女性作家について論じたものである。「満洲国」成立と司政に関する植民地主義の複雑性、ジェンダーと植民地主義との関係、支配側に立つ日本人女性主体の感情の組成など、戦時下から、敗戦を経て、戦後に至るまでの在満日本人女性の「主体」や、「満洲」に対する認識の変遷を解明することを目標としている。

全体は三部六章で構成される。序章「はじめに」では、満洲国成立の概念、満洲文学の概況を紹介した上、在満日本人女性の文学の「短い繁栄」を見て、牛島春子、横田文子、三宅豊子などの女性作家の満洲文壇で得た重要な位置付けを明らかにする。また、在満女性文学研究の進捗の遅れを指摘し、本研究で扱う複数の女性作家から、植民地問題とジェンダーの関連についての考察を目指した。

第一部「植民地主義とジェンダーとの絡み合い」では、支配側に立つ軍人の妻であった小泉菊枝、「満洲国」官僚の妻であった牛島春子の作品を取りあげ、その「満人」使用人との関係から作品を考察した。第一章では、「満洲国」を少女として表象していく文化行為に注目して、小泉菊枝『満洲人の少女』を分析した。「満人少女」の表象化のあり方が、日本の植民地主義の特徴を抽出し、「満洲」における植民地主義の複雑な様相を浮き上がらせている。「満洲人の少女」は、「修身書」として、国策色が大きい付けられた美談話として受容されていったことを実証し、テキストにおける小泉と少女との間に結ばれた主従関係を考える。小泉が満人少女の桂玉を育てるつもりで、桂玉を家事の手伝いとして雇い、擬似的な親子関係を構築する。桂玉はしっかり成長した満人女性として認められ、そして、東亜の平和や王道主義を実現するために、戦う同志になることを期待される。「満洲人の少女」では、日本人主婦と満人少女の関係を通して、日本と満洲国の関係を語っている。満洲国は実質上日本の植民地であり、名目上は独立国家という存在であったため、『満洲人の少女』内においても、主従関係を有する「擬似的な親子関係」と、他に互いに独立した「女性同志関係」という二つの位相が読み取れる。

第二章では、満洲国における植民地主義とジェンダーとの絡み合い方を追究するために、官僚の妻であった牛島春子を書いた「張鳳山」を中心に、女性支配者の主体性の変遷性について論じる。満人ボーイを感化し、主従関係に民族を超える信頼感を作った話である「張鳳山」では、奥さんに主体の確立を自覚する「主人意識」が呼び起されており、彼女は植民地事業の建設に積極的に参与する。しかし、その人為的な民族順位とジェンダー秩序に対する再配置によって立ち上がった支配者女性の主体性は、支配側男性に結果的には従属していたのであり、被支配側の承認に依存することによって成立している。「満人」社会に立ち入るとこ

ろで、その主体性の亀裂が発生することは、「満人」側の文学と合わせながら検証することによって明らかとなった。その亀裂が生じる一瞬、作品における脱植民地主義の試みが見えたが、結局植民地主義に回収されてしまう。張鳳山が首になった事件は、女性の手によって現地社会に蓄積された異民族との「友好関係」が、支配側男性の利益衝突で壊れやすいということ、また、日本人女性支配者の主体性の不安定さが暗示されているといえよう。

第二部「国策と反国策の狭間」では、日本で左翼文学運動経験を持つ横田文子と、共産主義運動経験を持つ牛島春子の、国策動員下における越境と創作の様相を究明した。第三章では、横田文子が渡満して、寛城子を舞台に発表した最初的一篇「郷愁」を中心に分析が行われている。作品解釈の鍵となる主人公吉村の性格と心情変化に焦点を当てて、過剰に描写された吉村の心象風景についての考察をとおして、「郷愁」の内実を明らかにした。横田の「郷愁」には、物語としての語りが不十分なところもあるが、主人公を日本人男性に設定した渡満の話は、国策移民の時代を色濃く反映している。「故郷の一切をすてて渡満した」吉村の決心を、時代背景と関連して解説し、また、同時代の作品と資料における寛城子や白系ロシア人に関する表象から、「理想郷」と思われる寛城子の植民地的な状況を明らかにした。さらに、主人公の経験した「被抑圧と抑圧」、またそこに表された複雑な心理描写から、主人公が「故郷」と「理想郷」を喪失した事実を読み取っている。故郷喪失や「理想郷」に空洞を感じることは、「郷愁」が生じる原因となるのであるが、横田の渡満経験をともに書かれた理想の敗北は、満洲国における階級的・民族的・ジェンダー的な抑圧と深く関与している。そこから逃走できない作者の苦悶が、作品に深く投影していることを指摘した。

第四章では、大東亜戦争の勃発を背景に、出産のために帰国した牛島

春子が実体験をもとにして書いた「女」が取りあげられている。満洲国在住の女性が死産に遭遇した産褥生活の中で、満洲国の国民から日本の国民に回帰したと主張する女主人公の姿を通して、日本の内地における高揚したナショナリズムに同調、転換していくメンタリテイの諸相を考察している。戦時下「産めよ増やせよ」というスローガンが掲げられた日本で、死産に遭遇した女性主人公の高揚、そして挫折を、「女」というテキストから読み解いている。女性主人公の「高揚」に至るまでの感情変化に着目して、先行研究ではほとんど問題として取扱われてこなかった「死産」の意味合いを、牛島自身の経歴とつなげて分析した。主人公の高揚していく原因を分析するために、牛島のエッセイを活用し、牛島が経験した流産の事実を指摘し、その流産の経験が呼び起した作者の左翼運動の経験を含めて、越境した主人公（あるいは牛島）の喪失感に注目した。主人公が立ち上がる武器としての叫び声は、実は戦時下の日本の主流言説に付和雷同する発言であることを同時代の資料の中から検証し、「死産」と「高揚」という相反する二つの事項が関連しているところに、植民地在住の日本人女性が、身体を日本と「満洲」に分割して取引する構造がここに見られる。鄧氏は、ここに植民地文学、「満洲」文学の特徴を見いだしている。

第三部「敗戦後の『自我』と『満洲』への再認識」では、敗戦後、在満日本人女性の引揚げ体験を描いた文学と、引揚げた後の文学を取りあげ、「自我」と「満洲」を如何に捉えたかを探っている。第五章では、引揚げの研究が文学研究においては未だ緒に就いたところであるが、引揚げ自体が忘れられる傾向にあった状況下、牛島春子の実体験をもとに書かれた引揚げ作品である「アルカリ地帯の町」と「ある旅」を取りあげている。日本人という「指導民族」の立場に立つ「女性」の意識を持つた牛島春子は、「満洲国」の瓦解を目撃し、同時に彼女を束縛する「満洲

国」官吏夫人の重い身分から解放される。敗戦後、逃避行の苦痛を強調せずに、牛島が描いた主人公は、「坊主」に男装という姿で「冒険の旅」をして、むしろ解放感を味わう箇所が描かれている。戦後の一時期、被害者としての苦難物語として引揚げ体験を語る作品が次々と発表された。牛島の引揚げ文学は、それらとは異なる引揚げの様相を描き出している。牛島は身分とジェンダー規範から解放されて以降、自立し、自主的に身体や性を支配する主体性を取り戻すことができたと筆者は分析している。ジェンダーの概念を踏まえた上で、牛島の引揚げ文学の特徴及び同時代における意義を再考し、「敗戦」が「植民地」における女性にとって持った意味がここで検討されている。

第六章では、植民地を経験していた作家のアイデンティティの問題とともに、女性作家が引揚げた後の個人の生活、感情などの問題に注目し、戦後を生きていくという彼女たちの精神の歩みを辿っている。三宅豊子と牛島春子を中心に、引揚げ後の「内地」と「満洲」はどう語られているかがここに検証されている。敗戦から戦後への過渡期に、戦後国家的規模の引揚援護事業が展開されている背景に、まず、在満作家たちに通している「混沌な内地」という表象、女性が現実生活に対する不安を強く持つという点を指摘した。また、三宅豊子と牛島春子の小説を取りあげ、女性たちが努力して「内地」社会に融和し、戦後に向けて生きるその生きる姿勢が取りあげられ、三宅豊子と牛島春子の旧満洲を追憶する一連のエッセイを通して、「在満作家」たちの記憶が戦後の日本、旧満洲の間に切り替わるところに、植民者としての被害と加害の意識が錯綜している様相が確認された。

終章では、全体のまとめと、在満日本人女性の主体性と植民地主義との複雑な関係から、女性たちの主体性の不安定性／変動性が再確認されている。その不安定性／変動性は、戦後の彼女たちの強い被害と加害の

意識が錯綜している一要因であり、「満洲国」の人造国家としての傀儡性がさらに明らかになるという結論が、示されている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、これまで本格的に研究されることの少なかった旧「満洲文学」女性作家に注目し、彼女らのそれぞれの渡満の背景を鑑みながら、植民地における女性主体の自認性とゆらぎ、そして引揚げ後の自己認知の問題を、ジェンダーの側面から考察しようとしたものである。植民地「満洲国」で、日本人は優位な位置を占めたのであるが、女性たちも又そうした構造の中で、中国人社会の上に特殊な邦人社会を作り、直接的な家事用人などとの間に擬似的な共存システムを作っていた。本論で取りあげられる牛島春子、横田文子、小泉菊枝らが発表した作品に投影されたそれらの構図を、筆者は丹念に抽出しながら、作品内に現れた不等に配置された植民地社会の人間関係を素材に、日本人女性作家が描く植民地「満洲国」の様相を分析した。

第一部で取りあげられた小泉菊枝『満洲人の少女』は、あくまでも被植民地側を教化・啓蒙の対象として描く小泉の動向を批判しながらも、旧弊な女性ジェンダーに縛られた前時代的な女性規範を小泉が「誠意」をもって読み替えようとする姿に注目、「満洲」が日本人女性にとっても規範からの脱出を試みる地として認識されていたことを指摘している。つまり、ここに「女性」として両者が共有するジェンダーの葛藤がもう一つの問題として浮上する。しかし、こうした少女・桂玉を教化しやがて同化しようとするディスコース自体が、少女を「満洲」としてみなそうとする宗主国の欲望と合致していくという指摘は重要である。

第二部では「国策」に沿った植民地経営の欲望からとりこぼれてしまった「日常」という視点を、横田の「郷愁」、牛島の「女」という作品から

探ろうとした。日々の営みが多く女性の家事労働、あるいは妊娠や出産といった身体の問題として、見えてくるのだが、そこで植民地の錯綜した支配と被支配の関係が露呈してくる。身体によって感知される外界との関係の中で認識されていく植民地のほんやりとして不平等、不当性への気づきを、この作品から考察している。ここでも筆者は普遍的な女性身体の問題を加味しながら、犀利な分析を試みた。

第三部で、引揚げ体験後の戦後にまで眼を注ぎ、在満女性作家たちの戦後を追った。この章は、戦時下の混沌とした価値体系に準拠した彼女らの戦後日本への視線をどのように解釈・評価するかという問題が、自ずと露呈して、充実した考察を繰り広げている。「満洲文学」が持つ一種の読みの規範性（植民地文学への読みの規範）や、引揚げ体験の形骸的な読み（被害者としての日本女性）を本論は、大きく脱し、自責や自戒を含みながらも、女性主体の抑圧的な構造を見据えていく視点がここには確立したとする筆者の分析は、非常に新鮮である。なお、戦後文学史では殆ど語られることのない、引揚げ文学の概念を構築していくためにも、これらの分析は資することになるであろうし、また一種物語化した引揚げ体験の「神話」から、どのように植民地文学の問題としていくかが思考されることになるであろう。

全体として留学生として来日して以来の、熱心な学習のあとが如実に察せられる論文として、高く評価できる。「満洲」という場所に交錯した様々な人間の欲望を抽出しながら、そこにジェンダーの抑圧を読み取り、そこから分析の刃をすすめた手腕も評価できる。だが、ここにより一層の充実を求めれば、支配側に立った日本人女性の善意や優しさというものがあつたかと思える。また中国側の言説についても、今後調査を重ねてもらいたい。

既に関係諸学会での発表や論文発表を鄧氏は開始しているが、今後、氏の分析が植民地研究、植民地文学研究の分野で今後、更なる躍進をすることを期待してやまない。

以上により、公開審査での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一七年七月七日（金）午後2時から4時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。

審査委員は主査・中川成美、副査・中本大、岡田英樹の三名であった。公開審査の質疑応答において申請者の応答は的確であり、また理論的にも破綻なく円滑に進行した。また本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程（日本文学専修）の在学期間中における論文発表、海外を含む学会発表などの様々な研究活動、また母語である中国語以外の日本語、英語の外国語能力など、博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

よって、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

FU Jiayin

『日本伝存古文献による唐代文学の研究』

『白氏文集』を中心として

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一六年九月二五日

審査委員

主査 芳村 弘道

副査 萩原 正樹

副査 中本 大

副査 澤崎 久和

論文内容の要旨

FU Jiayin(富嘉吟)氏の『日本伝存古文献による唐代文学の研究』『白氏文集』を中心として』は、唐代の大詩人であり、日本の平安中期以後の文学に多大な影響を及ぼした白居易の作品集『白氏文集』を基軸にすえ、日本所蔵の古文献を利用して唐代文学研究の資料を開拓し、唐代文学および日本漢文学に関する問題を文献学的に考察した論文である。本論文は、学術誌に公刊された論文二篇と未公刊論文二篇の四篇を本論とし、未公刊論文一篇を付論として以下の通りに構成されている。

序

第一章 『江談抄』所引白氏詩文考三則

第二章 『天宝集』について

第三章 顧陶『唐詩類選』について

第四章 『文苑英華』に於ける『白氏文集』諸本の利用状況

付論 林羅山『歌行露雪』について

結論

序では本論文の構成と各章・付論の論点を簡潔に記し、また日本伝存の古文献が唐代文学の研究を進展させる極めて貴重な資料であり、漢字文化圏における唐代文学の流伝と受容状況を顕著に示すことを論じている。

第一章『江談抄』所引白氏詩文考三則』は、平安末期に大江匡房の談話を録した『江談抄』に引用された白居易の作品に関する三つの問題を論ずるものである。一つは『江談抄』が白居易の「天宝楽叟長韻詩」(「江南遇天宝楽叟」と「四韻詩」(答馬侍御見贈)の二詩に「苑花如雪同隨輦、宮月似眉伴直廬」という同一句が重見することを指摘しているが、現行の白居易作品集には前首中に存在しないことについての考証である。論者は、『江談抄』が他の条文にも行っている同一詩人における類同句の指摘を勘案し、『江談抄』がいう詩句の重見は完全に一致した表現を指すのではなく、類似句を問題として先ず明確にする。そして「江南遇天宝楽叟」詩には、押韻の関係で「廬」字を句末にせず、また主題の「天宝楽叟」に相応しくない「直(朝廷宿直)」字を用いず、「苑花如雪同隨輦、宮月似眉伴○○」という二句が元来あって、詩意の展開から、それは第一段の終わり、すなわち第五・六句として存在したと推測する。二つめには、『江談抄』が言及する白居易の作品集『洛中集』に関する考証である。白氏『洛中集』は、『新唐書』および『宋史』の「芸文志」などによれば、劉禹錫との唱和集である一卷本の『洛中集』を指すと考えられ、この本は『西宮記』『後二条師通記』という平安時代の文献にも記載が見え、さらに後者には大江匡房の所蔵も確認できると論じ、『江談抄』の言及書は劉白唱和集の『洛中集』であった可能性を呈示する。た

だし、これとは別に白居易の『洛中集』には、中国歴代の書目には記載されないけれども、十巻本の白居易単独の詩集『白氏洛中集』がかつて存在していた。それを伝えるのが菅原道真「詠楽天北窓三友詩」(菅家後集)と『世俗諺文』という、いずれも平安時代中期の資料であることを指摘する。さらに鎌倉時代の豊原奉重の『白氏文集』校記から、日本に『白氏洛中集』が伝来していたことを証明する。第三の考証は、『江談抄』に「暁入梁王之苑、雪滿群山。夜登庾公之樓、月明千里。白賦。買嵩。」とあるのを白居易の「買嵩賦」という佚作と見なす研究者の誤りを訂正したものである。「暁入梁王之苑」の二聯は宋の曾慥『類説』などが唐の謝観の「白賦」とするもので、決して白居易の佚亡した賦の一部分ではないと断じた。なお「買嵩」は一作者名の「賈嵩」の誤写と見なせると附言する。

第二章「『天宝集』について」は、中国の資料には全く痕跡を留めず、唯一、日本の文献に見える唐代編纂の詩選集『天宝集』に關し、『和漢朗詠集』『李嶠雜詠』『百詠和歌』『作文大体』が伝える佚文を用い成立と収録内容を考察したものである。『天宝集』は、平安前期の藤原佐世編『日本国見在書目録』に三巻本と九巻本が著録され、のち院政期の藤原信西『通憲入道藏書目録』にも「天宝文苑集六写。朽損」と見えるという書誌の記載に基づき、本書には三巻本と九巻本の二種があつて、信西本の「六写(巻)」は九巻本の残本であることを確認する。しかるのち本書の佚文を日本の古文獻に尋ね求め、その内容の考察に進む。『和漢朗詠集』の「雁」に「万里人南去、云々」の四句が摘録されており、釋信救『和歌朗詠集私注』や『作文大体』は、これを『天宝集』中の詩とする。ただし『和漢朗詠集』の諸古注釈において、この「雁」詩の詩題と作者名についての注記が混乱しており、また中国の唐・宋の詩選集でも一定してない。論者は、諸資料間の紛乱を丹念に梳理し、白居易などの作とする伝

承の誤謬を明らかにし、作者を初唐の韋承慶と定めた。次に『天宝集』のその他の佚文を『李嶠雜詠(百詠)』の日本残存の古注(陽明文庫所藏『註百詠』)から輯収し、上官儀の二句、韋嗣立または趙彦昭の一句を得、『百詠和歌』からも二句(ただし原典・作者未詳)採録できることを示した。ただし、これらの輯佚は先行研究があつて論者の創見ではない。輯佚の結果、所収の詩人と詩の内容から推測して、『天宝集』は、盛唐の天宝年間を詩を選録したのではなく、天宝期に編選された詩選集であるという福田俊明氏『李嶠と雜詠詩の研究』の論説の正しさを確認する。さらに一步進んで、唐代編纂の別集や総集には編選時の年号を用いる例が散見することを証左に加えている。

第三章「顧陶『唐詩類選』について」も、佚書の唐詩選集を綿密に考証した内容である。唐代に唐人の詩を選録した総集を「唐人選唐詩」というが、その殆どは散逸した。晩唐の顧陶『唐詩類選』もその一つである。本論文は、宋代の詩話・隨筆・類書を丹念に検索し、さらに日本の『和漢朗詠集』の古注釈の引用を加え、『唐詩類選』所収として現在、確認しうる詩人四三名(姓名不詳を含む)、詩句(詩題・詩句不詳を含む)四九首を輯佚する。そして「『唐詩類選』所収の詩人名」と「『唐詩類選』所収作者・作品・典拠一覽」の二つの表に整理し、考察の基礎資料とした。本論の始めには、『全唐詩』や宋代の書目、また顧陶の前後二篇の自序、所収詩人の事跡などに基づき顧陶の略歴をまとめ、新出土の「姚合墓誌銘」を援用して『唐詩類選』の編纂時期を考証する。その結果、顧陶は中唐の憲宗の元和年間(八〇六―八二〇)に『唐詩類選』の編纂を開始し元和末年に初稿をまとめ、一時期の中断を挟み、大中六年(八五二)以後に編纂を再開し増補を加えて本書を完成させ、「前序」を補訂し、「後序」を書き下ろしたという新見解を示した。続いて『唐詩類選』の内容についての考察に移り、「前序」に基づき本書が李白・杜甫を高評価する選集

であること、卑俗な詩であっても『詩経』の「諷諭」性を保つ作品を選録する儒家的な文学観をもっていたこと、本書の編成は詩体・詩風による分類編集とみなす最近の論説は誤りであり、主題の内容による分類であることなどを論ずる。さらに所収詩人において、魏博節度使の田弘正の幕下に集った詩人群に注目する選録に一つの特徴が見られるという中国唐文学研究上、示唆深い見解を提出した。最後に、『唐詩類選』は、杜甫詩の異文を多く伝えており、また本書のみに伝えられる小詩人とその作品が散見され、本書が唐詩研究において文献的価値を高く有することに言及する。なお『和漢朗詠集』の古注釈の引用には所収巻次を明記しており、中国現存の文献に見られない貴重な資料が得られる重要な指摘を加えている。

第四章「『文苑英華』に於ける『白氏文集』諸本の利用状況」は、北宋初に六朝後期から唐・五代の詩文を選録した『大総集』、『文苑英華』一千巻が、白居易の作品にはどのようなテキストを底本に用いたのか、また南宋時代の校勘にはいかなる諸本が利用されたのかを、細大漏らさず調査し、その結果を分析、研究した論考である。先ず南宋に校勘を行った周必大の撰になる「纂修文苑英華事始」にいうところを検証して、『文苑英華』が底本とした『白氏文集』は北宋初年の写本であったことを確認する。そして『白氏文集』の原姿（前集五〇巻・後集二〇巻・続後集五巻。続後集は残缺一巻のみ現存）を比較的よく留める版本と認定されている日本の江戸初期に活字印行された那波本との収録状況を対照し、『文苑英華』が利用した『白氏文集』は、那波本よりも原書の編成をよく保存していることを明らかにした。また北宋の陳舜俞『廬山記』、南宋の陸游『入蜀記』によって、その底本は北宋宮中の崇文院での鈔校本であると推測し、さらに北宋の刊本『白氏文集』に属する景祐本の本文を伝える作品と対校し、『文苑英華』の本文は写本系（日本の旧鈔本もこの系統）の流

れを汲むことを明確にする。かくして論者は、日本の金沢文庫本『白氏文集』古写本の中において、入唐僧の慧萼將來本に依拠する唐鈔本系の所収巻に属する作品と『文苑英華』の本文を精密に対校して校勘表を作成し、次のような結果を得る。すなわち『文苑英華』と慧萼本との互見作品は四八首あり、本文の異同は三〇三箇所に見られ、そのうち両本一致するのは一〇二箇所であって、同じ写本系といえども異なりを示している。これを論者は、慧萼本は白居易生前の開成四年（八三九）に編集された六十七巻本『白氏文集』を底本にしており、一方、『文苑英華』はその後、白氏自身によって修訂の施された七十五巻本全集に依拠するので、両本の間には異同が生じたと理解する。次に『文苑英華』の校記を用い、北宋・南宋における『白氏文集』の伝本を考察する。それらには「京本」「石本（石刻拓本）」「蜀本」「川本」「浙本」があり、現行『白氏文集』の本文と対校し、①「京本」が首都汴京で行われていた刊本であること、②「石本」は諸本との異同が著しい初撰の形態であり、『文苑英華』や刊本系各本は後に白氏の修改を経た本文であること、③「蜀本」と「川本」は同じく四川地域の版本であるが両者には相異が見られ、「川本」が蜀刊本を淵源にもつ那波本に近いこと、④「浙本」は北宋の姚鉉編『唐文粹』との一致点が見られ、姚鉉が「浙本」を用いて『唐文粹』を校訂した可能性が考えられることを指摘する。そして「集作某」「集本作某」とする校記は、「各集本の本文が同じで、『文苑英華』の本文と異なった場合に、各本を一括して」称したものであり、「一作某」の校記は、先人の校勘の所拠本を特定できなかった場合に称したものであるという創見を加え、この雄篇を終える。

付論の「林羅山『歌行露雪』について」は、江戸初期の大儒である林羅山が十四歳で著した白居易の代表作「長恨歌」と「琵琶行」の注釈書『歌行露雪』について、その成立に関する諸問題及び先行する清原宣賢の

注釈との関係を詳密に考察した論文である。羅山は禅僧の英甫永雄の「長恨歌」と「琵琶行」の講義を受けて『歌行露雪』を作成したのであるが、また博士家の清原宣賢の「長恨歌」「琵琶行」の抄物『宣賢抄』を撰取したところも少なからずあり、羅山の学問は中世五山の学と王朝以来の博士家の学という二系統の学問内容を併せ有していたことを本書が如実に示すと論ずる。また羅山が本書を撰述し終えた後、修訂を加えたところが見出され、そこには中年期に羅山が行った那波本『白氏文集』の校勘の成果が反映されているという新事実も呈示した。

「結論」においては、日本伝存の古文獻を利用した唐代文学に関するこれまでの研究を概括し、唐人撰編の佚存書のみならず、日本人の撰著にも有益な資料、例えば『江談抄』『菅家文集』などが存在するが、中国文学研究者には関心が薄いことを指摘する。また『和漢朗詠集』などの古注釈にも貴重な資料があり、この類の資料を広く発掘して利用を進めるべきことを論じ、本論はその実践を試みた成果であるという。そして「日本伝存古文獻の利用は唐代文学研究の先端領域として、新たな研究資料を提供」することができ、またそれは、「唐代文学が漢字文化圏に如何に大きな影響力を与えたかを説明することへと発展する」と結論づけている。

論文審査の結果の要旨

第一章では、『江談抄』に引用された白居易の作品に関する三つの資料を問題とし、精密な考証を進めて先行研究の補正を行って新見解を生んだ。その一つは、今本の「江南遇天宝楽叟」詩に失われた「苑花如雪同随輦、宮月似眉伴直廬」の一聯の元来置かれていた箇所を推定した点にある。甲田利雄氏『校本江談抄とその研究』が「酔後走筆」詩の「宮花似雪従乘輿、禁月如霜坐直廬」の二句をもって、この聯に相当すると見

なす考えは、「天宝楽叟長韻詩」（「江南遇天宝楽叟」と「四韻詩」（答馬侍御見贈）の二詩において「苑花如雪同随輦、宮月似眉伴直廬」という同一句が重複すると指摘する『江談抄』の内容から逸脱する見解であり、論者の推定は、『江談抄』の内容に即して説得力がある。二つ目に問題とした『洛中集』については、大江匡房が所蔵していたことを『西宮記』『後一条師通記』といった日本の古記録を用いて明確にした点、また今一つには『白氏洛中集』が金沢本『白氏文集』の豊原奉重の校記のうちにも確認した点、いずれの論点も資料博搜による優れた成果と評しうる。第三には、白居易の「買嵩賦」という佚作の存在を主張する研究者に対し、徹底した文献考証により、戦国楚の宋玉以来の「大言賦」の流れを汲む唐の謝観の作品と認定すべきであると提示し、その謬説を訂正したことが高く評価できる。

第二章でも日本の古文獻や中国の文献を丹念に調査して考察を加え、「唐人選唐詩」のひとつで、中国では失われ、日本にのみ資料が存在する『天宝集』の成立を明らかにしている。本書の輯佚については、先行研究の範囲を越えないが、「雁」の佚句の作者を韋承慶であることを明らかにし、その内容を彼の事跡から考証して、この佚句は嶺南左遷時の詩の一部分であると指摘した。これは、注目すべき論者の創見であって、この新説によって、『天宝集』の収録作は初唐詩であるが、成立時期の年号「天宝」をもってこの詩選集の名としたことを明確にしたのは大きな功績である。

第三章は、従来の研究者がなし得なかつた晩唐の顧陶の詩選集『唐詩類選』に関する全面的な研究である。先行研究には下孝萱氏の論文「唐詩類選」是第一部尊杜選本」があつて、下氏は、『唐詩類選』に選録されていた杜甫の詩三十首を諸書より輯佚し、顧陶が宋人に先駆けて杜甫を尊重する評価を示していたことを論じた。論者は、文献を博搜して下氏

の輯佚の大幅な増補を成し遂げ、付表二篇に整理した。その成果の一つに『唐詩類選』が晩唐詩人の姚合を選録していたことを見出した。論者はこの発見に終わらず、最近出土の「姚合墓誌銘」の記載を検討し、彼の生卒年を重要資料として『唐詩類選』の編纂時期を解明する画期的な考証を展開した。さらに本書の顧陶自序二篇を正確に分析し、編纂基準とそれを支える文学観を明らかにした。この研究の獨創性をさらに挙げらるならば、魏博節度使の幕下での文学活動と顧陶との結びつきが本書の選録詩人を通して窺い知れるという新事実である。これは幕府詩人群という観点から唐代後半の文学と社会を考察する上で、極めて有益な指摘となっており、本論の高い価値がここにもあるといえよう。

第四章は、『文苑英華』所収の白居易作品について、『文苑英華』刊写本および『白氏文集』の諸本と対校し、その成果を基礎にした詳密にして実証的な研究である。これまで『文苑英華』を利用した白居易研究は少なからずあったが、いずれも「長恨歌」などの特定の作品に対する校勘上の問題を扱うものであった。論者は、『文苑英華』所収作品約七〇〇首のすべてに亘って本文と校勘記とを綿密に調査し、従来の部分的な研究から脱して全面的な研究を展開した。特に『文苑英華』と唐鈔本に基づく慧萼本との対校によって両本の差違を明確にし、その原因は、慧萼伝写の後、白氏自身によって修訂の施された七十五卷本全集に『文苑英華』が依拠したことに在ると推論したが、これは『白氏文集』の定稿と伝来の過程を考察する上で極めて示唆に富む注目すべき見解といえる。本章後半は、『文苑英華』の校記に視点をあて、校勘に用いられた諸本の性格を明らかにした。さらに校記の体例についての読み解きは、論者によって始めてなされた成果であって、今後の『文苑英華』研究にとって必ず参考すべき学説となっている。

付論「林羅山『歌行露雪』について」では、中世五山と王朝以来の博

士家という二系統の学問を羅山が受容していたことを少年期の著述『歌行露雪』のうちにも確認できることを検証した極めて意義深い内容になっている。また東京国立博物館所蔵本を熟覧し、羅山が後年に弟子の那波道円の刊行した活字本『白氏文集』に旧鈔本系『白氏文集』をもつて加えた校勘を調査し、その成果を利用して羅山の白居易文学受容が後にまで及んだことを実証した。これも論者によって得られた新しい見解として注目に値する。

結論は、唐代文学研究にとって、日本の古文獻が如何に重要な資料を提供しうるかについて端的にまとめられており、その論点も妥当性に富むものであった。

以上、論文審査において認められた本論の学術成果のうち注目すべき優処を取り上げたが、訂正、補足すべき部分の指摘もなされた。そのうちの幾点かを挙げておく。①第一章第一節の「江南遇天宝楽叟」の問題となる一聯が果たして所説どおりの位置にあったのか、そもそも缺失したもののか、なお表現面やテキスト面からの慎重な考察が必要である。②第二章に例証として挙げた『貞観新書』の撰者である唐稟について考察が不足している。③第三章で輯佚資料に用いた『艇齋詩話』の記述の信憑性を確認すべきである。④第四章で示した『文苑英華』本の校記を白居易作品以外にも広め、悉皆調査して論拠を確実にする必要がある。⑤付論で比較対照に用いた作品集には、林羅山の学問から見て朝鮮本の『古文真宝』を加えるべきであった。⑥文章表現・出典表記に不注意なところがあつた。

こうした補正すべき問題点も指摘されたが、本論は唐代文学研究における日本の古文獻の価値を論ずるという目的が充分に果たされ、学術上に有益な新見解を多く示していると判断できた。また新資料の「発見」だけでなく、伝来の文献資料を用い、それらの意義を明らかにした「発

明」も本論に富んでいることが認められた。さらに論者が文献研究に不
断の努力を注いで得た調査結果と緻密な考察に支えられた所論は、新た
な研究へと展開しうる内容を十分に具えていることも明確に見てとれ
た。

以上により、審査委員一同は本論文が博士学位を授与するに相応しい
ものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は二〇一六年七月二三日（土）午後3時から午後5時
25分まで、清心館五〇二号教室で行われた。

審査委員会は、申請者が本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後
期課程の在学期間において、学内の研究会での数次の発表、二〇一五
年一〇月九日の「中唐文学学会大会」、同十一日の「日本中国学会大会」に
おける学会発表など様々な研究活動を実践したこと、また本論第一章と
第三章を構成する二篇の論文を公刊したことに加え、今回の公開審査の
質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上、審査委員会は、論文審査、公聴会での結果を踏まえ、本論文が
博士の学位に値するという意見の一致を見た。よって本学学位規程第
一八条第一項に基づき、申請者に対して「博士（文学 立命館大学）」の学
位を授与することが適当であると判断するものである。

田 中 誠

『室町幕府官制と將軍権力』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一五年九月二五日

審査委員

主査 美 川 圭

副査 杉 橋 隆 夫

副査 三 枝 暁 子

論文内容の要旨

これまでの研究では、室町幕府における恩賞充行・所領安堵の文書発
給手続、その人的基盤、執事の役割、発給文書の機能の分析が不十分で
あり、それらの権限と密接に関わる將軍足利尊氏の立場が十分に解明さ
れてこなかった。本博士学位申請論文では、(1) 尊氏の権限の内実、
(2) 足利直義の立場、(3) それらがどのように継承されたかの三つの
課題を検討するため、幕府政治機関の構成・機能・変遷を分析する。具
体的には、將軍尊氏自身の発給文書、執事の立場と権限、それを支える
奉行人層の動向に着目しながら、当該期の幕府が直面した南北朝内乱と
いう状況の規定性を踏まえて、論を進めている。論文の全体は、以下の
序章、終章を含む七章および補論で構成されている。

序章 室町幕府將軍権力論の現状と課題

第一章 初期室町幕府における恩賞方の構成と機能

第二章 室町幕府の恩賞制度

第三章 康永三年における引付方改編と評定

第四章 室町幕府問注所と越訴・紛失安堵

補論 南北朝期祇園社における文書管理

第五章 『花宮三代記』の成立―室町幕府の史書編纂をめぐる―

終章 本稿の成果と課題

序章において、室町幕府の將軍権力研究について、次のように整理を加えている。佐藤進一氏によって、「主従制的支配権」と「統治権の支配権」という「將軍権力の二元性論」が提起されて以降、一九七〇年代に直義への軍事指揮権の委譲、尊氏・義詮・引付頭人の権限分掌が発給文書から検討された。その後、訴訟制度の視点から、直義が所管する機関・権限・権力基盤（申次機構）が解明され、義詮以降に將軍が訴訟機関を圧迫・吸収し、管領との分掌体制が成立する経緯が明らかにされた。義詮期には御前沙汰・恩賞沙汰などいくつかの親裁機関があり、執事を排除し、引付方を縮小して独裁的な親裁権を確立したと理解された。それが細川頼之管領期に継承されたが、義満期には管領の役割が確立する一方、室町殿家司・武家近習の申次機構が稼働し、義満の親裁を支える基盤が形成された。しかし、尊氏以下義詮などの恩賞権・軍事指揮権については、一九七〇年以降研究が下火になったままで、二〇〇〇年代に改めて寄進や執事制度、安堵権の問題が提起されるようになった。また訴訟制度についても、極端に言えば合議制↓伺事制、公的な引付制↓私的な所縁・伺事制という新たな指摘が示されるとする。そのうえで、將軍自身が持つ権限そのものの分析、それを補佐する管領との関係の考察という二点が、本論文の中心となると述べる。

第一章では恩賞方における審理手続・機能を、幕府奉行人の構成・機能、奉行人と執事高師直の活動から分析する。執事高師直は、恩賞を申請する守護拳状を受理し、幕府奉行人に差配する「賦」の権限を有した

ことを指摘する。奉行人が尊氏臨席の恩賞沙汰に恩賞申請を披露し決裁を受ける制度で、奉行人は恩賞関係の闕所地注文や拳状を保管し政務を支えた。そうした奉行人を基盤として、恩賞方では恩賞審理の他に、恩賞地相論を管轄したことを明らかにしている。

第二章では、足利義詮から義満期にいたる恩賞制度・恩賞地相論を素材に、將軍が持つ「統治権」的側面を検討している。観応擾乱後の恩賞政策を替地に即して検討し、替地が所領充行・不知行所領の回復という「主従制的」「統治権的」な二面性を持つもので、恩賞方による審理で裁許として替地が発給されたことを明らかにしている。延文―貞治年間の細川頼之中国地方発向、諸大名の帰順によって恩賞充行の範囲と量が減少し、恩賞方が解体する契機となった。永和―永徳にかけては安堵が主流となり、同時に恩賞方が解体したことを指摘している。義満期には、管領が安堵・恩賞の「賦」を担った。初期の尊氏・師直の関係が復活したもので、康暦―永徳頃に確立され、義教期にいたる基盤となった。

第三章では、従来將軍が訴訟を親裁化して將軍権力の確立にいたるという研究史の視角に対し、その起点と評価された康永三年の引付方改編の実態を再検討している。直義が親裁する評定の決定権は形式的なもので、康平三年の改編で、直義が下部機関で実質的な訴訟の審理を行う内談方に出座・親裁すると理解されてきた。しかし、幕府の評定における奉行人層の序列、引付沙汰と評定の運営形態を分析し、改編で直義が内談方に出座したことは事実ではなく、改編の目的は訴訟の迅速化、強権化と評定への権限集中にあると指摘している。すなわち、改編は將軍訴訟親裁化の起点とはみなせないことを明らかにしている。

第四章では、従来着目されてこなかった問注所と越訴制度・紛失安堵を素材に、室町幕府の政務文書管理という視点から、尊氏・直義権力の性格を再検討している。問注所は初期幕府において、幕府内で利用され

る政務文書を管理する機関で、執事太田氏の文庫に政務文書が保管されていたことを明らかにしている。観応擾乱によって問注所の機能が低下し、幕府の文書管理機能は個々の奉行人の家に移動した。越訴と紛失安堵は、鎌倉幕府においては幕府内に保管された政務文書を用いて処理されていた。しかし、室町幕府には越訴方が存在せず、正式な越訴は受理されてもこれを専管する機関がなく、あまり文書も用いらなかった。直義に関する直訴（庭中・内奏）のみが裁許に対する不服申し立て手段であり、直義の強権的な側面を明らかにしている。紛失安堵では尊氏が軍忠に基づき安堵、直義の調査を踏まえた安堵が並立し、尊氏の方式が後に継承された。尊氏安堵状には、鎌倉幕府のように政務文書を照会した旨を記さず、尊氏と武士との主従関係に基づいて紛失安堵がなされるしくみであったことを明らかにした。

補論では、史料の少ない、幕府文書管理の理解を補うために、南北朝期の祇園社における文書管理体制を検討した。祇園社では本殿―公文、社家の邸宅―社務執行というように文書管理体制が分割されていた。前者には神社全体の補任帳など公的記録、後者には所領関係・家記など公私の分別がつきにくい文書が置かれた。こうした体制は幕府問注所と奉行人の家でもみられ、一定の広がりのある文書管理体制であった。

第五章では、全編を通じて利用する、義満・義持・義量の記録である『花宮三代記』の史料性格を明らかにしている。『花宮三代記』の成立は従来未詳であったが、義満期の法令や近江守護六角氏を顕彰する姿勢から、十二代将軍足利義晴期の成立であるとしている。そして、その編者は政所頭人の伊勢氏であるとする。その原型の成立は、伊勢氏の動向から狭く見て義晴期、広く見て伊勢氏が没落する山崎の戦い以前とみている。編纂の背景には義晴と対立する阿波公方義維の存在があった。最初は義晴の将軍職が正統であることを主張する史書として、その編纂が

開始されるが、義晴の死とその後の混乱で現在のかたちとなった。原史料のかたちをよく残しており、信頼できる史料と結論づけている。

終章では、本稿の成果と課題が示されている。足利尊氏が管掌した権限のうち、勲功賞を除いては、鎌倉末期の時点で決して確定したものはなかった。替地・紛失安堵は、室町幕府が戦乱の中から成立してきたという歴史的経緯に規定されて、成立した権限であった。この二つは尊氏・直義兄弟の間で権限が分掌され、尊氏が管轄することになったのであり、従来理解されてきた「主従制的支配権」では割り切ることができないものであるという。こうした尊氏の権限は、鎌倉期からの連続性ではとらえられない、当該期の将軍権力特有のものであるとした。課題として、延文―貞治年間における恩賞充行の範囲の減少と、守護による分国進展の問題がある。また、直義が所管した評定の性格についても、「引付責任制」の再検討が必要であるとしている。

論文審査の結果の要旨

本論文の結論として足利尊氏の権限は、純粋な主従関係に関係する勲功賞、主従制・統治権の両面性を持つ替地・安堵の三つを柱として成り立っており、義満期には南北朝内乱の終息とともにそのなかで安堵が主流となることを明らかにした。とくに替地は南北朝期の戦時体制に即して成立し、武士に対する勲功と本主保護の両面を持った。その官制的な基盤は恩賞方にあり、執事が「賦」という、恩賞決定に際して決定的ともいえる重要な権限を持った。義詮期には執事は除外されるが、義満期には安堵における管領の賦が定着し、応永以降に室町殿―管領という体制が成立したことを明らかにした。以上のような室町幕府将軍の権限に関する実証的な分析はいずれも首肯すべきであり、重要な内容を含んでいる。

とくに、尊氏の権限は、佐藤進一氏の示した「主従制的支配権」という枠にはおさまりきれないもので、南北朝期という戦時体制に即して成立したことを論証したことは、学問的に大きな成果である。一方、直義の権力については、康永三年引付方改編を素材に、上位機関から下部機関を抑えるという従来の將軍親裁論を相対化した。これも親裁化によらない権力強化のあり方を提示したという点で、注目に値する。直義はしばしば鎌倉幕府の制度を理想として、対話重視の政策を推進したとされてきたが、越訴など自己の権力に不利な制度は継承せず、実際には強権的な側面があることを指摘した点も、説得力がある。全体として、従来の研究で尊氏・直義の持つ権限が自明とされ、両者が持つ権限の機能や歴史的に形成された面が捨象されており、個々の持つ権限を、幕府成立過程と幕府をとりまく情勢から分析することが、將軍権力論に求められているという提言にも、首肯できる。

但し、第一章、第三章、補論などの既発表論文をもとにした部分に対して、第二章、第四章、第五章などの新稿部分については、やや完成度が低い傾向が認められる。第二章において、文和元年から貞治二年までの勲功・替地充行所領の地理的分布が意味するところが明確とはいえない。また、第四章における内談、引付方、越訴方、恩賞方の関係が、説明の不足により、理解しにくい。さらに、第五章において、『花宮三代記』の六角氏記事の多さから、編者と六角氏との近い関係を指摘するが、論証に不十分な面があり、やや説得力に欠いている。本書が十二代將軍足利義晴期に編纂が開始されたとするならば、近江流浪の時期が長い弱体な將軍のもとでの編纂意図にもやや疑問がのこる。

以上のような問題は個々に存在するが、それらが全体の論旨に大きく影響することはなく、定説化してきた佐藤進一説の見直しを図ろうとした申請者の主張は、全体として十分説得力を有する。今後、申請者の

主張が新たな室町幕府論として学界で認知されていくため、さらにその特徴を明確化していくことが期待される。

以上により、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一五年七月二日（木）17時から19時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

滑川 敦子

『鎌倉幕府儀礼成立史の研究』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一五年九月二五日

審査委員

主査 美川 圭

副査 三枝 暁子

副査 杉橋 隆夫

副査 元木 泰雄

論文内容の要旨

二木謙一氏の『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、一九八五年)によって、室町幕府の儀礼研究が本格的に開始された。室町幕府の年中行事の多くに、歳首御成や椀飯など鎌倉幕府の年中行事を踏襲した儀礼の存在が指摘されている。二木氏の研究以降、鎌倉幕府の政治史考察のために、儀礼がとりあげられ、とくに幕府の椀飯儀礼に関する研究史が蓄積されつつある。

しかし、それが鎌倉幕府政治史研究の考察材料の一つとしてとらえられてきたため、純粹な意味での鎌倉幕府儀礼研究はあまり進展していない。『吾妻鏡』関係記事の収集・分析に終始する従来の研究方法は見なおされねばならず、公家儀礼との比較検討も必要な段階にある。また、『吾妻鏡』の記事の検討においても、個々の儀礼にたずさわった御家人の抽出にとどまらず、その記述法の変遷にも目を向ける必要がある。本論文

は、序章および第一章〜第三章、付論、終章という構成となっている。以下、その目次の表題を示す。

序章 本論の趣旨と課題

第一章 鎌倉幕府正月行事の成立と展開

第二章 鎌倉幕府行列の成立と「随兵」の創出

第三章 鎌倉幕府侍所の成立過程について

付論 十二〜十三世紀における日本・高麗の武人政権

終章 本論の総括と今後の課題

第一章では、鎌倉幕府の正月行事の成立と展開が論じられている。治承・寿永の内乱において、鎌倉殿である源頼朝は東国武士との間に平氏追討という政治課題を共有し、主従関係を構築するなかで、正月行事は成立した。平時への移行にあたって、従来の行事は変容し、新たな行事が付加されることで、幕府の正月行事は展開していった。それぞれの行事の成立は現実の幕府政治と密接な連関があり、そこに鎌倉幕府の年中行事のもっとも大きな特徴がある。

治承四年(一一八〇)頼朝は鎌倉に入部してまもなく、新邸造営に着手し、年末に移徙・御行始を挙行した。これらは頼朝が御家人となった東国武士とのあいだに、平氏追討という政治課題を共有し、主従関係を確立するための儀礼であった。入部の翌年正月に、頼朝は歳首鶴岡奉幣、歳首椀飯献儀、歳首御行始を挙行した。歳首鶴岡奉幣は平氏追討の戦勝祈願であり、歳首椀飯献儀と歳首御行始は、前年の移徙儀礼を正月に繰り返すことで、主従関係を再確認、再生産するという目的があった。

平氏追討が完了した後の文治二年(一一八六)正月、頼朝は直衣始と鶴岡奉幣を挙行した。ここで初めて、御家人の着座基準が問題となり、位階優先と定められることになる。その背景には、戦時から平時へ移行するにともない、従来戦勝祈願の場であった鶴岡八幡宮を政治儀礼の場に

転化させ、そこでの儀礼執行によって、御家人を臣従させようとする頼朝の意図があったと考えられる。一方で頼朝個人の習慣を儀礼化した御所心経会、軍事力結集の恒常化をはかる御弓始といった新たな正月行事が創始された。

建暦元年（一一二二）以降、従来鶴岡奉幣に従属していた院飯献儀が分立し、鶴岡奉幣・御行始に先行して挙行されるようになった。その背景には、北条義時と大江広元による両執権体制、さらには北条氏権力の定着が存在した。一方で吉書始や御鞠始、読書始などの公家社会の儀礼様式が組み込まれ、幕府の正月儀礼が公家年中行事の水準に高められようとする傾向も見られる。こうして、幕府の正月行事はしだいに複雑化していった。

第二章では、鎌倉幕府の行列の成立にともない、「随兵」と呼ばれる行列構成員が創出される過程が解明される。随兵とは、ほんらい武士の配下である郎等を示す語であった。ところが、摂関家の春日祭行列での個々の郎等の供奉が制度化されていくと、その過程で配下ではない者も組み込まれるようになり、「随兵」という行列上の役割が付与されていった。鎌倉幕府の随兵は、軍事力に代表される実力・実績が重視される東国武士社会に対応する編成となり、「軍陣風」の幕府行列が成立した。また、幕府行列の創始以来、随兵は現実の幕府政治と不可分な関係を構築するまでに発展していったため、「公家風」の幕府行列においても随兵は配置された。

頼朝のあとをついだ頼家の時期には、随兵のない事態が発生するが、その背景には頼家自身の政治的地位の変化、軍事的要素の喪失がある。しかし、その後の幕府行列において随兵は廃止されることはなく、実朝の時代には復活する。従来の幕府政治との不可分な関係は失われ、武力を表彰する観念だけが生き続けた。また、随兵をめぐる相論が頻発し、

頼朝以来の主従関係を顕示する重要性が再確認される。

第三章では、鎌倉幕府の侍所の成立過程について、その要職にあった和田義盛・梶原景時の活動を中心に論じられている。鎌倉幕府の侍所は、摂関家侍所とは異なり、十八間もの広大な建造物であった。これは平清盛が治承三年（一一七九）富士・鹿島社参詣計画のなかで造営した相模国松田の二十五間の「侍」を模倣したものと考えられる。平氏政権や幕府が広大な侍所を造営した背景には、東国武士を召集して主従関係を構築するという政治的意図があった。幕府侍所には、御家人との共有空間に「横敷座」という頼朝の座席が設置されており、主人の参入のない摂関家侍所とは大きく異なっている。また、和田義盛の地位も、摂関家侍所とは異なり、平氏の有力家人伊藤忠清が帯びていた坂東八か国の「侍別当」を継承したもので、東国武士の統率権を有するものであった。治承四年（一一八〇）に成立した幕府侍所は平氏追討という戦時体制下、頼朝のもとに参じた東国武士を統率・管理するための組織であった。

その後の侍所別当義盛は基本的に東国に在駐して東国武士を統率し、侍所所司の景時は在京して朝廷側との連絡・交渉役をつとめている。こうした職掌分担は西への戦線拡大にともなうものであった。元暦元年（一一八四）から文治元年（一一八五）にかけての瀬戸内周辺での西海合戦に、両者は軍奉行として従軍している。文治年間における両者の職掌や地位も大きくは変わらず並列的であった。文治五年（一一八九）の奥州合戦に両者は再び軍奉行として従軍するが、義盛は他の御家人と同様に戦闘に加わるが、景時は頼朝の側において御家人着到のとりまとめを行っている。

建久元年（一一九〇）頼朝は上洛し、王朝国家の軍事権門として認められたが、翌年正月の政所吉書始において義盛と景時は侍所別当、所司としての地位を確認された。しかし、翌年景時は侍所別当に就任し、義盛

が所司となった。このように両職は交替可能なものであったが、戦時から平時への移行において、広範な実務能力を有する景時の力量が重視されたともいえる。

義盛と景時の滅亡後、幕府は侍所の再整備を行う。北条泰時が侍所別当に就任し、侍所所司が五人補任される。従来並列的であった別当と所司のありかたは改変され、侍所の職務の分業化がはかられる。承久元年（二二九）には小侍所が設置され、家政機関としての職務を担当することになる。こうして、幕府草創期以来の侍所の機能と家政機関としての機能の混在が解消され、侍所と小侍所が分立することになる。その背景には摂関家出身の鎌倉殿として藤原頼経が下向するという政治状況があったと考えられる。以上のように、その時々々の政治状況に適応しながら、鎌倉幕府の侍所は成立・変容・発展していったのである。

付論では、十二世紀から十三世紀の日本と高麗において、ほぼ同時期に発生した武人政権の比較史的研究に取り組み、日本で武人政権（武家政権）が継続・定着していく理由を考察している。日本の武人である「武士」は武芸を「家職」として確立・世襲してきたが、高麗の武人である「武臣」は「官僚」として武官職を継承する者で、その政治的地位は王朝官職によって保証されていた。また武士は一般貴族と区別されて国家の軍事活動を担ったが、武臣は文臣に従属して軍事活動に参加した。武士と武臣の差異には両国の中央集権の貫徹度が強く影響している可能性がある。

平氏政権と崔（チエ）氏政権は武力行使によって首都を制圧し、国家の政治機構内部で高官重職を掌握、国政に対する発言権を強めた。ともに私兵集団を有したが、軍事活動の際は国家の軍事動員システムに依拠した。こうした点で両者は共通している。一方、鎌倉幕府は地方（東国）を政権基盤にし、国衙機構を吸収した独自の軍事システムを構築している

のに対し、平氏政権と崔氏政権は中央の国制に依拠した地方支配を展開している。鎌倉幕府と崔氏政権はいずれも文人官僚の登用を不可欠とした。幕府においては発足当初、文人と武人の職務に区別があったが、しだいに同質化していった。武士が文人官僚的職務を担えるようになったことや京下官人が武士化していくという状況は、地方（東国）を本拠地としたがゆえに生じた鎌倉幕府固有の特徴と考えられる。一方、崔氏政権では当初武臣が文官職に多数起用されており、両者の職務は同質であったと考えられる。その後は科挙出身の文臣を多数起用するに至り、両者の職部が区別されるようになった。

終章では、鎌倉幕府儀礼研究が室町幕府儀礼前史として始まり、鎌倉幕府院飯の研究を中心に発展してきたものであるが、鎌倉幕府政治史研究の考察材料の一つとしてとらえられてきたばかりに、純粹な意味での鎌倉幕府儀礼研究は進展してこなかったとする。また、方法論においても、『吾妻鏡』の関係記事の収集・分析に執心する従来の研究方法も見なおされねばならず、公家儀礼との比較検討をしていくことで、より充実した鎌倉幕府研究を実践することができる。またテキストである『吾妻鏡』の検討においては、個々の儀礼に携わった御家人の抽出だけではなく、その記法の変遷にも目を向けるべきだと主張する。公家社会の儀礼は先例を重視し、先例と違う作法が発生した場合も過去の記録から先例を探し出し、先例がなければ礼を失するものとして非難の対象となった。しかし鎌倉幕府の儀礼では、公家儀礼の様式を模倣しつつも、それが幕府の実情にあわなければ採用しないこともあった。また諸儀礼における役割も公家儀礼のように官職や位階に規定されておらず、総合的な評価によって決定づけられている。今後はこのような点に留意して研究を進展させていきたいと述べる。

論文審査の結果の要旨

本論文は鎌倉幕府儀礼を、政治史研究の考察材料としてだけでなく、幕府儀礼としての包括的な研究に発展させることをめざしたという点で、高く評価されるものである。儀礼成立についての実証も手堅く、その背景となる鎌倉幕府権力の性格にも肉薄している。

また、鎌倉幕府儀礼研究を『吾妻鏡』の世界観のなかで完結させず、幕府が模倣し継承した公家儀礼にも目を配っている点も評価される。鎌倉幕府儀礼は突発的に発生したのではなく、王朝国家の軍事権門としてその政治的地位を上昇させていくなかで、公家儀礼を取り入れながら成立・発展していったという論旨も説得的である。

さらに、近年の研究で注目されている高麗武臣政権（崔氏政権）との比較研究を方法論として導入し、平氏政権、鎌倉幕府、高麗武臣政権三者の政権所在地（首都・地方）、政権構成員（武人・文人）の問題に付論で言及している点も注目される。

いくつか課題もある。幕府などの政治史分析については先行研究に依拠している部分が多い。そのため、例えば一章の「平時」と「戦時」の時期などについてのよう、先行研究の評価が大きく異なる部分では、依拠した研究が相互に矛盾するという場合も散見する。また、二章の「随兵」について、主従関係、あるいは官職、位階との関係などについても、理解しにくい点も見られる。さらに、三章の侍所の「別当」と「所司」をめぐる論理展開も、やや理解しにくい。和田義盛と梶原景時の立場の同質性、異質性などの評価について、もう少し緻密な考察が必要だったのではないかと考える。ただ、いずれも申請者が今後研究を深めていくなかで、自然に解決される部分であり、全体の論旨に大きな影響を与えないものでもない。鎌倉幕府の包括的な儀礼研究は、今後発展が見込まれ

る分野であるが、そのなかで本論文は研究の基礎となるものとして、高く評価されることになろう。

以上、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は本論文が博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一五年一月二三日（月）午後4時から6時まで、清心館五〇五号教室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

『中国徳教書に関する研究』

——近世日本における郷約・聖諭の受容を中心に——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一六年三月三十一日

審査委員

主査 桂 島 宣 弘

副査 山 崎 有 恒

副査 張 憲 生

論文内容の要旨

本論文は、明清から近世日本に渡来した郷約や、明清皇帝が頒布した道德倫理に関する聖諭などの徳教書が、日本への受け入れ過程においてどのように再解釈・再生産されたのかを分析したものである。

第一章は、道德の実践と相互扶助の規約としての郷約を考察の対象としている。宋朝の『藍田呂氏郷約』をはじめとする郷村社会に生まれた郷約は、長い間、朱子学実践の一環として、地域社会に存在する様々な信仰・道德基準と結合し、変容しながら中国の郷村社会に深く根を下ろしてきた。明清朝期、農村社会の発展とともに、郷約は爛熟期を迎えたが、朝鮮・安南の儒者も積極的に郷約制度を導入し、遅くとも十七世紀後半までに郷約は東アジア諸国に共有された。この章では、郷約の藍本『呂氏郷約』がいかにして近世日本で広がり、活用されたかについて論じている。まず、備中では、『呂氏郷約』は名代官と称された早川正紀の治

世方針ともなり、かれは久世・笠岡で『呂氏郷約』を俗解し、郷約制度から示唆を受け、教諭所を設置している。また、閩齋学派の稲葉黙齋は上総で村方三役に『呂氏郷約』を講じ、郷約をもって契講を改組しようとしている。その講学活動は両総地域に影響を与え、在地の朱子学者の学問実践を通して、庶民教化として機能することとなる。更に、『呂氏郷約』を学則として活用した鯖江藩校進徳館では、郷約が近世日本知識人の教養の幹にもなっている。一方、近世日本における『呂氏郷約』については、変容も見られる。代官・朱子学者たちは、それぞれの場に応じて、『呂氏郷約』を削除・加筆し、再解釈することを通して、郷約の理論を再構築しているのである。たとえば、農村組織の相違から適用できない項目の削除がなされ、あるいは社倉については理論的提示に止まっている点など。ともあれ、郷約は日本を含む東アジア世界に共有され、近世日本においても申合せ・五人組・契講などに換骨奪胎され機能したといえる。明朝に至ると、飲酒礼、三老制度の示唆を受け、郷約を抜粋し、全国に頒布した洪武帝の「洪武六論」が登場するが、孝行、和睦、儉約などを教訓する「六論」やそれを敷衍する「六論」関係書は、明清王朝・琉球・日本に広く流布し、中でも『六論衍義』などの「六論」の談義本・敷衍書は、明清朝だけでなく、日本・琉球にも普及していくこととなると結ばれている。

第二章では、『六論衍義』が惹起する問題を中心に、近世中後期の庶民教化問題が検討されている。とりわけ、享保期の文教政策・儒者による受容、原文との齟齬・近世後期の地方法令や規約などへの浸透の点を、地方史料を丹念に検討しつつ究明している。まず、明聖諭関係書は、室鳩巢を中心とする儒者によって改編された形で民間に頒布されたが、その改編によって生じた「自発性喚起の脆弱性」「実行する社会基盤の不在」などの問題は、民間知識人の談義本執筆による果報故事の導入や、

因果応報思想に立脚する再解釈、そして村法と結合することを通して克服された主張されている。また、『六論衍義』が元来有していた陽明学的傾向は、室鳩巢や近世日本での通俗化の過程で希釈化し、「良心」「理」なども「善念」「道理」などに改変・矮小化され、あるいは身分制的上下関係の強調や元来想定されていなかった「士」身分に応じた徳目の付加などがなされるなど、近世日本に応じた変容が見られたことも示されている。こうした変容が見られつつも、朝鮮・琉球における「六論」の受容も含め、「六論」が東アジア諸地域の徳教・庶民教化の基盤となっており、庶民教化の方向を規定し、数多くの庶民教化書に影響を与えていると結論づけられている。

第三章では、「六論」に基づく「康熙十六論」及びそれを敷衍する『聖諭広訓』について考察している。「康熙十六論」「聖諭広訓」は、清朝皇帝の聖諭として、近世日本に伝わり、郷約や「六論」同様に大きな波紋を起している。本章では、清聖諭を明清交替の衝撃、寛政期前後の正名論の思潮、寛政異学禁以降の「教育爆発」などの時代背景と関連づけながら、懷徳堂を中心とする知識人によるその和刻・解釈、地方代官の施政における清聖諭の庶民教化への受容、幕末の対外的危機を意識した人材育成に関わる人材登用政策との関連性などについて説明している。まず、懷徳堂内部における清聖諭に対する見解の分裂が分析され、そこに、近世後期の知識人たちが東アジア世界周辺部に身を置きながら、教化思想を共有しつつも清への「違和感」から受容には一様ではない姿勢を示したこと、そこには明清交替後の葛藤並びに幕末に向かつていく正名論の勃興との関連も認められること、しかしながら、農村危機の深まりとともに庶民教化が要請される社会背景に促されて清聖諭への需要が高まっていることなどが明らかにされている。かくて、従来の研究ではとくく軽視されがちであった清聖諭には大きな広がりがあり、幕末の

一連の文教政策や、昌平坂学問所、藩校などでの知識人の学問実践においても、その土台となった可能性があることが主張されている。

補論では、日中の明清聖諭関係書の図像分析を行い、それに関連する出版文化・語りの文化史に関する研究を視野に入れ、挿絵・画賛の庶民教化における機能と意義を検討し、更にこの作業を通して、近世日本と明清朝の教訓伝達の方法・ルートの差異と融合の諸相を明示している。従来の研究では専ら説明文のみの分析に終始してきた感があったが、ここでは中国故事、日本故事、和歌などに関わる挿絵の状況が詳細に示され、教諭が「像解」という形式、すなわち日常性に立脚し直感に訴える形式をとっていることの歴史的意義に注意が喚起されている。

終章では、幕末・明治期の郷約・聖諭の意義づけの変容を示している。すなわち、明治期に至っても六論関係書の版行は相次ぐが、とりわけ教育・道徳教育の重要性が叫ばれる明治十年代以降には、六論関連書の刊行は一つの隆盛期を迎えている。ここでは、中村正直、西村茂樹の道徳論と中国徳教書の結びつきが示され、後者については徳目の内容ではなく、皇帝が頒布する形式への刮目こそが、後に教育勅語の成立と深いつながりがあったことが示唆されている。にもかかわらず、近代日本ではもはや清聖諭との関連は周到に隠蔽・無視されていくこととなるが、ここにも日本の脱亜入欧過程の歪みがあったと結ばれている。

論文審査の結果の要旨

中国徳教書・明清聖諭の近世日本思想への影響を本格的に取り上げた専論としての本論文の意義はきわめて大きい。とりわけ次の五点において本論文は、思想史研究に新しい地平を切り開くものと評価できる。

第一に、トランスナショナルな思想史研究の方法論に立脚した研究となっていることである。すなわち、近年確かに思想の東アジア的比較研

究は飛躍的に増大したが、それらはややもすると各国思想史の比較に止まるものが多く、個別の特色の抽出から個別文化論、ナショナルヒストリーに終わる場合がほとんどであった。しかしながら、本論文は日（琉球）中韓の教化思想の共通の基盤となった徳教書・明清聖論に着目することで、朝鮮王朝・琉球王朝についてはなお課題が残るものの、東アジア近世思想空間の構造や価値観に切り込み、そこからトランスナショナルに共有された思想構造の叙述を可能にするものとなっている。

第二に、備中、上総、鯖江、大和、福井等の地方史料を丹念に発掘・精査して、今まで明らかにされてこなかった諸地域・諸藩、諸校への徳教書・明清聖論、それらの諸衍義書の普及の実相を緻密に明らかにしたことである。岡山県立記録資料館所蔵史料、往來物大系所収諸版本、関西大学東西学術研究所蔵諸版本など、未だ活字化されていない諸史料を渉猟しての研究によって、当該研究分野においては未だ明らかにされてこなかった数多くの事実が示された意義は、きわめて大きいといわなければならない。

第三に、とりわけ明清聖論と享保期幕政、寛政期幕政、明治期教育勅語などとの関連性が説得的に示されていることである。未だ実証的には課題が残る点はあるものの、とりわけ寛政期については、懷徳堂知識人に与えた影響、それらを通じて直接的関与が十分に想定される寛政異学禁政策や正学派朱子学者との関連はほぼ納得がいく分析となっており、今後の精査によって十九世紀以降の藩校の設立ラッシュとの関連についても同様の視点からの研究を可能にするものと評価されよう。本研究によつて、近世日本教育Ⅱ教化思想史の分析は新たな段階に入ったといわなければならない。

第四に、補論において挿絵分析というこれまで等閑に付されてきた研究分野を新たに開いたことである。仏教関連の釈教歌集などの影響も受

け、この意味では儒教・朱子学には止まらない三教一致的な性格も有する「像解」として聖論が普及していくことで、文字通りもつとも底辺的な庶民層にまで、中国徳教書類は及ぼされていくこととなる。その挿絵が、どのような故事に基づくものなのかを分析することで、これまで教化徳目に止まっていた思想研究は、文学史研究、図像研究とも切り結ぶ学際的研究にもなり得るものとなっている。また、善書研究、民間仏教研究、絵解き研究なども可能な限り精査して分析されていることも評価される。

第五に、中国における当該テーマに関わる研究もほぼ全て考慮されつつ研究が行われたことである。中国では、明清聖論研究に偏っている日本とは反対に清聖論研究には夥しいものがあるが、これまでの近世日本庶民思想史・教育思想史研究ではそれらが参照されることは、ほとんどなかったといつてよい。本研究は、そうした中国側の研究を活用することで、実は清聖論も想像をはるかに超えて、近世（近代）日本に深甚な影響を与えていたことを探り出した。まさに、日中思想史研究に深く通じることで可能となった達成といえよう。

さらに本論文の最後には、琉球（沖縄県）では『六論衍義』を著した程度順則が未だ大いに顕彰されていることに比して、本土日本ではほとんど顧みられていない現実をどのように考えるのか、という大きな問題提起が行われているが、この視点は近代以降の日中関係を反省的に捉える印象深い箇所となっていることが、審査委員全員から指摘された。たとえば、次の箇所など。「われわれは問わなければならない。なぜ、中国徳教書の琉球に対する影響はこのように目にみえる形で残されることが可能だったのか。あるいは、なぜ、享保・寛政・安政年間の改革にも深く関連し、教育勅語の成立にも葛藤を生じさせたこれらの書物と思想の影響は、日本本土では抹消されなければならないのか。…おそらくそこ

に東アジアの諸国とさまざまな摩擦を抱える現在の日本の姿が浮かび上がってくるだろう」(終章)。

以上の大きな達成に加え、他に評価できるものとしては以下の点を挙げる事ができる。①稲葉黙齋など崎門派朱子学者の活動が明らかにされている意義も大きい。近年の研究ではようやくにして崎門派の末端層の活動に焦点が当てられつつあるが、本論文は徳教書研究に止まらず、山崎闇齋学派研究にも貢献するものとなっている。②『六論』『六論衍義』『六論衍義大意』『六論衍義小意』など、緻密な版本・写本研究、書誌学的分析、書物流通路の研究による学界への貢献である。既に「書物の社会史」が思想史研究に不可欠であることが提起されて久しいが、本論文は『六論衍義』を起点として諸版本の系統も厳密に分析し、それが近世日本に浸透していく様相を鮮やかに復元している。③上記と関わることだが、伝播過程を精査することで、近世日本への伝播は宋↓明↓清という時代順とはなっておらず、同時あるいは反転しつつ伝播・普及したことが示されたことも興味深い。また、中村三近子など在地知識人が、室鳩巢『六論衍義大意』よりもむしろ『六論衍義』に立ち返って影響を受け、庶民教化に活用していた様相を示した意義も大きい。ややもすると、室鳩巢など日本内部の影響に引きつけられがちな姿勢に反省を迫る論点となっている。

本論文の問題点として指摘されたことは以下のとおりである。まず第一に、東アジア的視点に立っているとはいえず、朝鮮・琉球の研究が未だ不十分なため、読み方によっては旧来の日中比較思想研究に止まってしまう可能性があること。たとえば、『六論衍義』『六論衍義大意』『六論衍義小意』の比較は確かに興味深い箇所ではあるが、結局は陽明学・朱子学の定着しなかった武士中心の「日本型受容」という論点に落ち着いてしまうのでは、これまでの研究の枠内に押し戻されることになってしま

うので、早急な改善が必要なこと。第二に、教諭書分析という研究の根本的問題になるとはいえ、研究全体の立ち位置が勢い治者の視座からするものになりがちなこと。村落の受容した階級・階層の社会的意識状況、習俗・宗教状況などにも目配りすることで、初めて徳教書が受容されていく被治者の背景が解明されるのではないか。この点に関わっては、挿絵・像解研究をさらに進展していくことで打破されていくのではないか。第三に、本論文の構成に関わる問題点である。本論文では、中国徳教書が決して時代順に日本に及ぼされたものではないと主張しつつも、第一章は宋代にも関わる郷約、第二章は明代の聖諭、第三章は清聖諭に関わるものとなっており、時代順の受容を予想させる構成となっており、この点は工夫が必要であろう。何よりも、補論は興味深い論考で第四章とすべきであり、終章は近代を論じた章として独立させるべきで、その上で全体を総括する終章が書かれるべきではなかったか。

以上の問題点・課題が残るものの、本論文はまさしく申請者が一生取り組みうる壮大なテーマの現段階での一つの集約ともいえるもので、方法論や実証性の面でも、きわめて高いレベルにある論文と評価できる。日本語の完成度も高く、中国語を母語とする留学生の論文としては群を抜いた出来といわなければならない。直ちに公刊できる内容であるというのが、審査委員の一致した結論であった。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一六年一月一二日(火)午前10時から12時まで末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本論文がきわめて優秀なもので、十分な独創性・体系的、高い水準の学術的価値をもつものとの結論に至った。本論文の叙述、引用史料および提出された英文要旨から、中国語を母語とする申請者の中国語(古文)・日本語(現代語・

江戸語・古文書）・英語の卓越した水準の力量が窺える。したがって、本学位規程第一八条第一項により、これに関わる試験の全部を免除した。申請者は、これまで発表してきた査読付の学術論文、数多くの国際学会での報告、日本学術振興会特別研究員としての活躍などで、すでに東アジアの学界において若手研究者としての地位を確立している。以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

猪原 透

『大正期の社会科学と科学主義をめぐる 思想史的研究』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一六年三月三十一日

審査委員

主査 桂島宣弘

副査 山崎有恒

副査 住友陽文

論文内容の要旨

本論文は、社会科学の方法や役割、社会の中での「科学」の位置づけなどを、社会科学者とその研究対象の關係にまで認識論的に掘り下げて把握することで、日露戦後から一九二〇年代までの思想史に新たな照明を当てようとするものである。

序章では、明治期の社会科学に深甚な影響を与えていたニュートン力学的な世界観、社会ダーウィニズムが動揺を開始し、替わって新カント派哲学、エントロピー増大則などのエネルギー一元論、さらにマッハ主義が影響力を増し、それが社会科学における「社会」の発見や「科学」や「統治」の議論に認識論的な位相で影響していたという本論文の見通しが示されている。

第一章では、全体の予備作業として明治初期から日露戦前までの社会科学を取り上げ、それらが暗黙のうちに前提としていたニュートン力学

的な世界観からの影響を「社会学的視線」と名づけたうえで抽出している。それとともに、日露戦後から大正期にかけて、ニュートン力学的な世界観への挑戦者として熱力学や相対性理論が登場し、それと軌を一にして「社会学的視線」もまた動揺にさらされていくと主張されている。具体的には、刑法学においては要素に分解し、因果律で犯罪を捉える明治期の「社会学的視線」が主流であったが、それらを形而上学的仮説に過ぎないと批判し、現実を真偽なき様態・記述と捉え、国家や社会による共同規範を重視する立場が広く社会科学研究者や文学者の中から登場するとされている。

第二章では、大正期の新しい認識論とその実践例として、刑法学者牧野英一が取り上げられている。従来、牧野刑法学説の科学主義については、十九世紀末から二〇世紀初頭にかけての科学主義的な風潮の産物としてごく簡単に言及されるだけであったが、ここでは牧野の認識論上の問題意識に遡って再検討することによって、牧野の「科学」志向が個人と社会、唯心論と唯物論、理想主義と客観主義といった対立の克服を企図したものであったと主張されている。かくて、牧野刑法学説は「一般科学」と「純正哲学」の融合というエネルギー一元論の立場に影響され、法律学をその認識論的枠組みに従わせようとするところに成立したと結論づけられている。

第三章では、大正期の代表的な社会学者米田庄太郎が取り上げられている。米田の活動はきわめて多方面にわたっているが、ここでは、米田におけるエネルギー一元論の受容を参照軸とすることで、かれの思想を総合的に把握することが試みられている。その結果として、米田の思想は青年期から晩年にいたるまで一貫して、エネルギー一元論の問題構成——認識の実践的意義、認識対象の数量化、科学と哲学の融合など——を引き継ぐものであったことが明らかにされている。また、米田の思想

は前期のマルクス主義批判から、後期のマルクス自体の認識論への一定の評価へと転回を遂げていくが、そこにはフィヒテ、マッハ、オストヴァルトらに対する米田の造詣が関係していたとのべられている。

第四章では、経済学者福田徳三と、経済哲学者左右田喜一郎が取り上げられている。かれらの議論を通して、大正期において個人の総和に還元されない「社会現象」の存在が広く認識されるとともに、分業や個人主義を前提とした上でいかに個人と社会を結びつけるか、そのための条件をどのように整備するかについて、様々な構想が存在していたと捉えられている。特に福田の思想は、こうした諸構想のひとつとして位置づけられると同時に、規範的に再構成された「生存権」概念を中核とし、この規範を社会全体へ浸透させるための社会組織の制度化として展開された点に特色があると主張されている。

終章では、大正期における社会諸科学の変容が、明治期の社会科学を主導した「社会学的視線」——要素への還元とそれを出発点とした線形的な因果関係の把握——が根本的な変容を迫られているという認識を背景として、個人と社会、現実と理想などの二項対立を克服しなければならぬ、という問題意識に促されたものであったと結論づけられている。

論文審査の結果の要旨

日露戦後から大正期の社会諸科学の思想を、自然科学思想の世紀転換期にかけての劇的変転との関連で読み解こうとした本論文の視線・方法は、従来そうした研究がほとんど存在していなかったことに鑑みると、きわめて斬新なもので学界に新風を送り込む力作であると評価できる。審査委員が高く評価した点を総合すると、以下の五点となる。

第一に、明治期の思想については社会ダーウィニズムやニュートン力学的自然科学との関連で解き明かした研究が通説的に存在しているもの

の、それが世紀転換期から大正期にかけてどのように推移していくのかについては、これまでほとんど研究が存在してこなかった。社会諸科学さらには新カント派哲学、マルクス主義などと自然諸科学を横断して構成されている本論文は、その空隙を見事に埋めたと評価できる。

第二に、歴史学ではほとんど取り上げられてこなかった自然科学思想、とりわけマッハ、オストヴァルトらの文献、さらには新カント派哲学の文献を丹念に読み込み、かつ当該期社会諸科学、とりわけ刑法学・優生学・心理学・社会学・経済学など歴史学的見地からアプローチしにくかった諸学の文献を詳細にわたって検討し、それらの根底に横たわっている認識論に共有されたパラダイムを探り当てた努力は高く評価されるものである。

第三に、従来は国家から個人へと説明されてきた明治期から大正期の思想史の基本テーゼに大きな変容を迫った点である。大正期の社会諸科学は、そうした二項対立的視座で捉えられるものではなく、あるいはそうした理解こそがニュートン力学的世界像に拘泥された視線そのものであって、むしろマッハ主義的な国家・個人の融合、統合こそがここでは課題となっていたことが、こうした自然諸科学を射程に入れることで初めて示された意義は大きい。

第四に、これまで歴史学的位置づけ、思想史的研究が少なかった海野幸徳、牧野英一、米田庄太郎、左右田喜一郎、福田徳三らに新たな照明を当てた点である。ともすると、既にそれぞれの分野で一定の評価が与えられてしまっているこれらの思想家をマッハ、オストヴァルトらとの関連で分析することで、新たな検討の可能性が開かれたといえるだろう。

第五に、大正思想史の中で浮上してきた統合論的「社会」、「個人」と「社会」の融合という問題が、やがて昭和期ファシズムにつながっていく見通しが示された意義も大きい。従来は大正デモクラシーの「挫折」「暗

転」として捉えられてきた動向について、本論文は内在的連関について説得力のある展望を示したといつてよいだろう。

本論文の問題点として指摘されたことは以下のとおりである。第一に、自然科学諸思想の変転との関連で社会諸科学が推移していたことは理解されるところでも、日露戦後から大正期にかけての日本社会の変容との関連がやや弱くなっていることである。あるいは、日露戦後以後の社会の変容については、社会問題・貧困問題の顕在化、社会運動の興起として捉えられているものの、それらは既に数多くの先行研究が示してきたところであって、本論文が明らかにしてきた視線を採ることで、一体その変容について新たにどのような問題提起が可能となるのか、その点あまり明らかにされていないことは残念な点であった。第二に、大正思想史の通説的な柱としては無論マルクス主義、さらにはマルクス・レーニン主義を無視することはできない。本論文でもそれは再三言及される形で示されているが、まとまった考察・検証が行われているとは言いがたい。社会諸科学の「科学性」といった場合には、マルクス、エンゲルス、さらにはレーニンのマッハ主義批判、そしてそれらの日本での影響は無視しえないところである。今後の課題としては是非この課題に取り組んでもらいたい。第三に、本論文で取り上げられている学術、具体的には海野幸徳の優生学、牧野英一の刑法学、米田庄太郎の社会学、左右田喜一郎の経済哲学、福田徳三の経済学などが、ややアトラダムに配置されている印象を与え、それらの戦略的配置が不明瞭なことである。社会諸科学を渉猟した努力は多とするものの、整序する周到性が望まれるところである。第四に、明治期との関連は示されているものの、江戸時代からの認識論の地平（朱子学的認識など）、さらには戦後・現代との関連も示すことで、本論文はよりインパクトの大きなものとなったのではないか。

以上の問題点・課題が残るものの、本論文は今後の発展が見込まれる

テーマの現段階での一つの集約ともいえるもので、叙述や実証性の面でも、きわめて高いレベルにある論文と評価できる。史料に密着しての整理・解析も正確なもので、歴史研究者としての能力を十分に物語るものと評価できる。学界に寄与しうる労作であるというのが、審査委員の一致した結論であった。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一六年二月二日（火）午後4時から6時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、日本学術振興会特別研究員としての活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上、論文審査、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

眞 杉 侑 里

『明治末期群馬県にみる私的売春の実態と受容』

——近代日本における「個人」の発露——

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一六年三月三十一日

審査委員

主査 桂 島 宣 弘

副査 山 崎 有 恒

副査 長 志 珠 絵

論文内容の要旨

本論文は、近代日本において違法営業とされた私的売春の実態を解明することにより、明治末期から大正期にかけての社会意識の変容を明らかにしようとするものである。近代日本の売春に関する研究は、公娼制度を主たる対象とし、したがって国家との対抗軸が研究の視野を規定し、売春をめぐる店主や客、営業に従事する女性とその背景にある社会動向は見落とされてきた。違法営業であるがゆえに周囲の欲求を反映しやしない私的売春を分析することによって、その背後にある社会意識の変容を明らかにしよう、というのが本論文の眼目である。具体的には、一八九四（明治二七）年にいち早く公娼制度を廃止し、私的売春の実態が浮上しやすかった群馬県が対象となっている。

第一章では、地方有志、町村議会、県当局により出された売春管理必要論から、一八九四年の公娼制度廃止以降、県内の売春状況がどう変化

したのが分析されている。公娼制度施行当初、売春の集約地点は近世的な街道を中心として展開されたのに対し、私的売春は近代に入り発展した商工業都市を中心に発生。一九〇八（明治四二）年頃からは、富裕農村はもとより中小村落へと私的売春が急速に拡大・侵入していった、とされている。

第二章では、他地域へも影響を与えたと考えられる高崎市の売春を対象として、中小村落にまで侵入した私的売春がいかなる営業を行っていたのか、その営業実態の解明が行われている。当該期の売春は、飲食店に所属・出入りする酌婦と芸妓により行われていた。ただし、両者ともに売春を専業とはしておらず、表向きの営業も行った上で、売春については客と芸酌婦の直接交渉により決定されていた。つまり、飲食店への登楼＝売春ではなく、決定が相対交渉に委ねられることにより、性行為の場を他の飲食店、銭湯、自宅などへ移すことが可能となっていた。これにより私的売春営業は、交渉の場と性行為の場、それらを繋ぐ私娼の動線によりネットワーク状に展開されており、関連業種をも含む総体として売春の全体像を為す状態となっていた、とのべられている。

第三章では、酌婦を雇用する飲食店の都市内での分布・営業規模から、酌婦の外出が必要とされた背景が分析されている。高崎市内の飲食店については、民家・商店に紛れいくつかの小集団を形成して分布する傾向にあり、一店舗ごとは小規模な店舗であった。加えて、従業員については店主（一、二名）と酌婦（四、五、十数名）で構成されており、酌婦が客の勧誘や料金回収などの実務を担うことにより、漸く営業がまわるような状態にあった。このように、飲食店は、狭隘な店舗に過剰な酌婦という構成で営業されており、営業効率を良くしようとすれば、酌婦が客と同伴外出することや業務を担って他出することが必須であった、と主張されている。

第四章では、以上の営業実態を踏まえ、私的売春に群がる人々がそこに託したイメージの分析を行っている。すなわち、一九〇八年頃から『上毛新聞』紙上では、「自然主義」「出歯亀」の語が芸酌婦と密接に繋がって頻出する。その用例の分析から、芸酌婦と客の双方が主語・主体として描かれ、売春に芸酌婦との駆け引きが必要であったこと、同伴外出が可能であったこと、これらの要素が介在することにより、客と接客業婦の関係は男女の関係にすり替えられ、この双方の意志が介在するという幻想が、既存の規範から解放された「恋愛」的気分を味わうことに繋がっていた、とされている。

第五章では、私的売春営業に管理の手を入れた一九二二（大正元）年料理店飲食店芸妓営業取締内規を分析し、私的売春営業のその後を明らかにしている。一九二二年内規は、黙認する売春を「乙種飲食店における酌婦」に限定、営業禁止区域を設定しつつ散在する売春営業をそのままに管理する「散娼制」を採っている。県当局は拡散する私的売春営業を追認することと引き換えに、売春の場を建物内へ隔離するよう方針を定めたのである。これにより私的売春営業の特徴であり、また客の幻想を醸成した「出歩く」ことは営業から切り離された。また、売春を許容する場が設定されたことにより、その中で働いていた酌婦の決定権も次第に縮小し、登楼と売春が直接的に接続される。一九二二年内規により私的売春の「恋愛」幻想は解体され、金銭を介した性行為の売買へと変質していった、とされている。

最後に、明治末期の私的売春には、規範を離れて自由に振る舞う男女の関係——「恋愛」の幻想が付され、自由に振る舞いたいという人々の欲求が投影されていた、とのべられ、明治末期になりこの種の営業が急激に拡大していくことから、私的売春営業を通じて擬似的にでも何にも縛られない「個人」として振る舞おうとする人々の姿と、そうした自己

実現が都市だけではなく農村にまで浸透していく様子が読み取れる、と結ばれている。

論文審査の結果の要旨

これまで研究の弱かった近代日本の私的売春の実態を、具体的かつ丁寧に解明した本論文の研究史上の意義は大きい。とりわけ、史料制約がきわめて大きいにもかかわらず、長い時間をかけて多くの史料群から当該テーマに関わる部分を丹念に探索・収集し、一つ一つ分析することは、大変な根気の必要な作業であり、労作であるといわなければならぬ。審査委員が高く評価した点を総合すると、以下の五点となる。

第一に、史料が見つかりにくい私的売春の実相を明らかにするために、敢えて一八九四年に公娼制度を廃止した群馬県を対象としたことである。公娼が廃止されているが故に、ここではかえって私的売春が跋扈し、かくて史料的にも探索しやすいとする着眼点は、これまでの研究の虚を突くもので、きわめて説得的なものといえる。この点は、後述する問題点も有しているとはいえ、有効な史料を可能な限り探索するという歴史研究に必須の能力を示すものとなっている。また、学界においても、群馬県のこれまでの肯定的評価の見直しを迫る研究ともなっている。

第二に、何よりも私的売春の遊客の階層・職業などを具体的に示したことである。この点は、これまでの研究ではほとんど解明されてこなかったことで、産業都市として勃興しつつある高崎市、さらにその周辺農村の底辺層から、一定の中産階級に及ぶ広範にわたる人びとが私的売春を行っている様相を、史料に基づいて生々しく復元した点は高く評価したい。また、限られた史料から、遊客を特定していく作業も大変根気のいるもので、その労も多としたい。

第三に、私的売春について「出歩く売春」という、明治末期には労働

者層にも広がっていたと推定される「近代的個人」への「欲望」「願望」との関連で読み解いた論点も、大変ユニークなもので、当該研究テーマを文芸思潮などの関連で多角的に捉えることを可能にさせるものと評価できる。とりわけ、大衆社会では売春を「自然主義」「出歯る」などの隠語で表現していた状況を具体的に示したことは、社会史研究上では幾つか指摘があるとはいえ、独創的論点となっている。

第四に、豊富な統計データ、詳細な地図からゴシップ記事、新聞広告に至るまで、大変具体的かつ詳細な資料が付載されていることは、社会史研究としての水準の高さを物語っており、学界の貴重な史料となりうるものである。とりわけ、「自然主義」「出歯る」「出歯る」の『上毛新聞』紙上での用例をくまなく収集・解析した付表は大変興味深いもので、大きな成果と評価できる。

第五に、私的売春を解明することで、派生的に明らかにされた事実の多さと具体性である。群馬県における都市と農村構造の変容、大小の飲食店の経営実態、芸妓の行動様式、酌婦の「逃走」など、実に細やかな様相が生き生きと描かれている本論文は、読み手に明治末期の日本社会を具体的に考える多くの材料と論点を提示している。

本論文の問題点として指摘されたことは以下のとおりである。まず第一に、群馬県という特定地域を対象としたことからくる問題点である。本論文で示された様態は、公娼制度の存在していた他の多くの諸府県、さらには急速に膨張しつつある東京・大阪など大都市の場合にどの程度適用可能なのか、こうした問題を指摘されない叙述上の工夫がない点も含めて、本論文の課題として指摘された。また、関連して、本論文が主として依拠している『上毛新聞』についても、その性格や限界などについて検討すべきであったと思われる。第二に、本論文が扱う時代は、「近世的売春」から「近代的売春」が生成してくる過渡期としても捉えられ

る。本論文の事例にも、そのように考えるとより分かりやすい事例も含まれているように思われる。本論文が、「近代的諸個人」の析出過程に私的売春を位置づけた意義は十分に認められるとしても、やはり近代的な側面への分析に偏っているのではないか。第三に、高崎市は「歩兵第十五連隊」が駐屯した都市でもあるが、軍隊との関連についての視点の弱さがあげられる。「近代的売春」といえば、何よりも軍隊との関連は欠くべからざる論点で、この点は今後の研究の進展に期待したい。第四に、「自然主義」「個人」「自由」「人間のどうしようもない欲求」など、概念として歴史的吟味を行うべきものが、やや不用意に用いられている点も気にかかった点である。文学史研究への目配りも含めて、これも今後の課題であると思われる。

以上の問題点・課題が残るものの、本論文は今後の発展が見込まれるテーマの現段階での一つの集約ともいえるもので、叙述や実証性の面でも、きわめて高いレベルにある論文と評価できる。史料に密着しての整理・解析も正確なもので、歴史研究者としての能力を十分に物語るものと評価できる。学界に寄与しうる労作であるというのが、審査委員の一致した結論であった。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一六年一月二一日(月)午後3時から5時まで、末川記念会館第三会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、日本学術振興会特別研究員としての活躍、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学

位を授与することが適当であると判断する。

吉 永 隆 記

『中世後期における荘園制の展開と在地領主』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一六年三月三十一日

審査委員

主査 美川 圭

副査 杉 橋 隆 夫

副査 三 枝 暁 子

論文内容の要旨

本論文は、日本の中世後期に展開した「荘園制」について、十四世紀と十六世紀、二つの画期に着目しながら分析したものである。中世後期の荘園制をめぐるのは、これまで、「室町期荘園制論」に代表される、幕府権力による荘園の「再編」に着目した研究が進められてきた。こうした動向に対し、本論文は、幕府ではなく「在地領主」の活動に着目することにより、「再編」の内実をより詳細にするとともに、彼らが「在地」ばかりでなく都市京都にも基盤を有し、都鄙関係を軸として戦国期に至るまで荘園の維持に寄与し続けていたことを明らかにすることによって、中世後期荘園制論を新たなステージへと押し上げている。

本論文の構成は、以下のようになっている。
序章 本論の視角と課題

第一部 室町期の荘園制と在地領主

第一章 寺社本所領荘園の再編と在地地主―祇園社領丹波国波々伯

部保を素材に―

第二章 在地領主の所領支配と室町幕府

第二部 戦国期の荘園制と在地領主

第一章 戦国期荘園と国人領主―備中国新見庄と新見氏―

第二章 国人領主の在京活動―備中国新見氏と御蔵職―

第三章 戦国期の御料所経営にみる都鄙関係―荘官の動向から―

終章 総括と課題

まず序章においては、①本論文が在地領主と京都との関係に着目して中世後期の荘園制を論じるものであること、②「中世後期」の荘園制を「室町期」と「戦国期」の二つの時期に分けてみていくこと、の二点が確認されている。そのうえで、この二点にかかわる研究史の整理がなされている。具体的にはまず①について、従来の「在地領主制論」・「守護領国制論」が中世後期荘園制の「解体」を前提に展開されてきたことの問題点が指摘されている。すなわち、黒川直則氏がかつて提起した「国人領主制論」と、近年提起され始めている「中間層論」とをうまく接合せながら、中世後期荘園制を見通すことの重要性が指摘されている。また②については、「室町期荘園制論」が主として幕府および守護の「再編」に力点をおき論じられていることに対する疑問が呈されるとともに、「解体」か「存続」かをめぐり見解の分かれている戦国期荘園の実態をより丁寧に分析していくことの重要性が指摘されている。

以上の課題を受け、第一部では、室町期の荘園制の実態を、在地領主の動向に着目しながら明らかにしており、その具体的な場として祇園社(現在の京都・八坂神社)の荘園であった丹波国波々伯部保が取り上げられている。まず第一章では、丹波国波々伯部保が、十一世紀に、祇園社の重要社領としての位置付けを与えられながら立荘されたこと、現地支配を担ったのが「下司職」波々伯部氏であり、やがて波々伯部氏が「開

発領主」を名乗るようになり、鎌倉末期から所領の「一円化」を進めつつあった領主祇園社と対立するに至ったことが確認されている。そして対立の過程において、在地領主波々伯部氏が室町幕府の守護との連携を強めたため、領主祇園社も室町將軍家との結びつきを強め、これに依存せざるを得なくなっていたことなどを明らかにしている。そのうえで、在地領主の動向が、莊園の支配構造の「再編」を規定していたと結論づけている。

続く第二章では、その後の波々伯部保の動向について分析がなされている。具体的には、祇園社の一円支配が達成されつつあるなか、波々伯部氏が波々伯部保を「押領」していたこと、その「押領」を正当化する力を有する守護の軍勢催促に呼応し、守護の被官となっていたこと、押領した所領のさらなる維持をはかるため、領内に室町將軍家の祈願寺となる「極楽寺」を建立し、所領を「祈願寺領」として経営の安定化につとめていたことなどを指摘している。そのうえで、こうした在地領主の自立的活動が、莊園の支配構造の「再編」に影響したことを、改めて確認している。

以上のように、第一部が、南北朝～室町期の莊園支配の内実を問題にしていたのに対し、第二部は、戦国期に時代を下らせ、その後の莊園制の展開過程を追っている。ここでは、第一部で扱った波々伯部保と同じ丹波国の莊園のほか、西国備中の新見庄が取り上げられ、丹波・備中国の在地領主が、いかなる活動をし、結果、いかに莊園を「存続」させていったかが明らかにされている。まず第一章では、備中国新見庄の在地領主新見氏が、鎌倉期に領家方／地頭方に二分されていた新見庄において、地頭としての系譜をもつ「国人領主」であったこと、戦国期には地頭方代官を務めていたばかりでなく、領家方の代官にも補任されるに至っていたことが指摘されている。そして、在地土豪の「三職」や有力

百姓の台頭によって、領主東寺による領家方支配がままならぬ状況にあるなか、新見氏は常態化する戦乱のもとで、しだいに三職らを配下に置くことに成功していったことが明らかにされている。これと並行して新見氏は、莊園内を買得等を通じて「本領」を集積するなど、権益確保のため、独自の動きも見せていたが、東寺への年貢京進は怠らなかつたため、結果的に東寺領莊園としての新見庄は戦国期においても維持されていたとしている。

続く第二章では、上記のように東寺領莊園の代官として在地で活躍した新見氏が、一族の一部を京都に住ませ、「出先機関」を設けることで、東寺ばかりでなく守護細川氏さらには朝廷ともつながりを有することとで、代官としての権益にとどまらない権益を有していた事実を指摘している。特に、在京新見氏が、朝廷の藏人所の小舎人となり、鉄や鋳物師の支配にかかわる「御藏職」を得ていたことは、新見庄が産鉄地であり、鉄を扱う商人の行き来する地であった事実とあいまって、重要な意味をもっていたと指摘している。

第三章では、新見庄の新見氏と同じく、戦国期に一族間で都鄙にまたがる活動をし、結果莊園の「存続」という状況をもたらした、丹波国桐野河内村の在地領主高屋氏について考察している。具体的には、桐野河内村が武家領莊園としての位置付けをもつ「幕府御料所」であったこと、高屋氏はそこで「公文」として莊務を担いつつ、丹波国の守護細川氏とも結びつき、押領した所領の「本領」化に成功していたことを明らかにしている。そして、細川氏の内紛を受け、桐野河内村が幕府政所伊勢氏の支配下となった後も、高屋氏は引き続き公文として在地経営を担うとともに伊勢氏の被官となっていたこと、一方で、一族の一部を在京させ金融活動をも展開していたこと、彼らが政所伊勢氏の管轄する土倉・酒屋として「土倉酒屋役」を納めることにより、幕府財政をも支えていた

こと、さらには伊勢氏の支配を受けながら京都の治安維持活動を行っていたことなどを明らかにしている。

以上の考察を受け、終章においては、これまで述べてきたことを整理しつつ確認し、展望と課題が述べられている。具体的には、第一部の考察をふまえ、室町期荘園制論の注目する荘園の「再編」が、幕府・守護ばかりでなく、在地領主の動向に規定されながら進行していったことが確認されている。また、第二部の考察をふまえ、戦国期の在地領主が代官や荘官として在地支配を強化し、戦国期荘園制を維持していく役割を果たす一方、京都に進出しながら荘園制の枠組みを超える活動をも展開していた事実が確認されている。そして室町期の荘園制と同様に、戦国期の荘園も、在地領主の在地支配を前提に、その経営が維持されていたことを強調している。そのうえで、「国家的体制としての荘園制」がはたして戦国期においても存続していたといえるのかどうか、戦国期の荘園と大名領国との関係はいかなるものであったのかなど、中世後期の荘園「制」のありようや、その終焉の過程について、さらなる分析が必要であるとの見通しを述べ、稿を終えている。

論文審査の結果の要旨

「荘園制」は、日本中世の国制や土地所有・生産様式等を分析する重要な視角として、戦前から注目され、豊富な研究蓄積を有している。しかしながらその多くは、「立荘」論に代表されるように、主として中世「前期」に焦点をあてたものであり、中世「後期」荘園制論が本格化しているのは、一九九〇年代以降のことである。このようななか、本論文は、中世後期荘園制論の一つの到達点をなす伊藤俊一氏の「室町期荘園制論」を批判的に継承しつつ、それと必ずしも有機的に接合されてこなかった戦国期荘園研究にも目を向け、中世後期荘園制論の精度を高めている。

分析にあたり、「守護」ではなく、「国人」や「荘官」を構成する「在地領主」に着目するという視角や、「在地」ばかりでなくそれと「京都」との関係に目を向け、都鄙関係を軸に荘園制を捉え直そうとしている視角が設定されている点は、本論文の独自性を担保しているばかりでなく、分析の結果明らかとなった事実とあわせ、本論文の画期性をよく示すものである。

とくに、「室町期荘園制論」の重視する室町幕府・守護による荘園制の「再編」を、在地領主の主体的な動きに着目しながら分析し直すことにより、在地社会の変動に強く規定されながら展開した「再編」であったことを明らかにしている点は、丹念な事例研究に裏打ちされ説得力がある。また、戦国期の在地領主が在地と京都とを結ぶ人的ネットワークを形成しながら、在地支配を維持・強化していたとの指摘も、戦国期荘園の研究が都市京都をも分析の射程に据えて進められねばならないことを明確化している点で重要である。このことはまた、戦国期の「都市」京都の研究も、「荘園制」研究とリンクしながら研究されていく必要を意味しており、本論文の画期性は、「荘園制」という枠組みをこえ、ひろく中世社会論の展開に波及していくことが予想される。

ただし、「中世後期」荘園制の分析に終始するあまり、従来議論されてきた「中世前期」荘園制論と本論文で指摘されている事実とがどのように切り結ぶか明確でない点は、本論文のいう「荘園制」の定義の曖昧さといま一つ問題である。また、本論文における「在地領主」の重視という視角は、これまで展開されてきた「在地領主制論」・「領主制論」の焼き直しと捉えられかねず、本論文が従来の研究とどのような点で異なるのか、より丁寧な説明が必要である。

以上のような問題点はあるものの、これらの問題が全体の論旨に大きく影響することはなく、「再編」と「都鄙関係」を軸に中世後期荘園制を

見通している本論文の内容には十分説得力がある。今後、本論文の成果が、新たな荘園制論ひいては中世社会論として学界で広く認知されたいくよう、研究のいっそうの精緻化に期待したい。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一五年二月二十四日(木)17時から19時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表や査読雑誌への論文掲載をはじめとする様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上、論文審査、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

許 智 香

『近代日本における「Philosophy」の翻訳に関する研究』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一六年九月二五日

審査委員

主査 桂 島 宣 弘
副査 山 崎 有 恒
副査 長 志 珠 絵
副査 齋 藤 希 史

論文内容の要旨

本論文の構成は以下のとおりである。

序章

第一部 「辞」から「概念」へ——西周と「Philosophy」の翻訳

第一章 西周の思想遍歴

第二章 名詞の記録と法的力——西周の「性法」と「Philosophy」の

翻訳

第三章 翻訳の実際——『百学連環』を例に

第二部 概念の定着——制度としての「哲学」

第一章 「哲学」の定着をめぐる歴史的状况

第二章 井上哲治郎らの『哲学字彙』に関する考察——哲学関連漢字

翻訳語の問題

補論1 井上円了と朝鮮巡講、その歴史的位位置について
補論2 大正期哲学を植民地朝鮮の西洋哲学受容から考える

——大正期における安倍能成の西洋哲学研究、そして京城帝国大学における「哲学、哲学史第一講座」を中心に

本論文は、明治期の西周・井上哲次郎らの「哲学」という学知名も含めた「哲学」の諸概念の翻訳の実際を未公開史料も含めて精査し、それが「西洋化」「近代化」ではすまされない、漢字概念の変容や西洋的学術知の優位性を構築することに至る様相を検討し、次いで東京大学・帝国大学における学科編成、とりわけ「理学」から「哲学」への変化に「東洋哲学」の立ち上げが伴われていた事情を考察し、最後にかくなる学術語・翻訳語が植民地朝鮮とりわけ京城帝国大学で具体的にどのような導入され、その学術界にどのような波紋を投げかけることになるのかを検討した労作である。

序章では、当該テーマに関わる先行研究が検討され、多くが日本語・西洋語の言語統一体を前提にその対応関係を検証しつつ、翻訳の的確性や影響関係に議論が回収され、〈未だ存在せざるもの〉を既に存在している「漢字」によって翻訳する行為が孕む思想的・政治的問題を捉えきれない」と批判する。また、従来ほとんど取り上げられてこなかった、翻訳語が「日本語」として植民地朝鮮で何をなしたのかを検証することで、一国内では可視化しにくい翻訳行為の問題群を浮かび上がらせる方法の有効性について指摘している。

第一部では、西周に注目し、かれの「Philosophy」にまつわる諸概念の翻訳過程を明らかにしている。第一章では、西周の思想遍歴を明らかにする目的で、西が通っていた津和野藩の養老館における修学内容を検討している。従来は、西が徂徠学の影響を受けたことがその洋学摂取・翻訳行為などに影響を与えたとされてきたものの、少なくとも現存する

史料からはそのように断定的に指摘することができないこと、むしろ朱子学系のきわめて穏当な学術を西は修学した可能性が高いこと、また、亀井茲監の藩政改革によって国学が養老館の理念として掲げられた時期に西が養老館に入学していることなどが指摘され、徂徠学から洋学へと丸山真男以来のシェーマとは異なる、朱子学に立脚しての知識体系を西の翻訳の立脚点に置くべきことが指摘されている。

第二章では、「Philosophy」の翻訳過程を問う既存の研究が、「哲学」という概念がいつ出現するのかに議論が集中してきたことを批判するために、オランダ留学時のフィッセルングの講義を西が綴った『性法説約』に遡って、〈未だ存在せざるもの〉が翻訳される現場に迫っている。具体的には「自然法」が当初「性法」と翻訳されることで、「性」という朱子学的概念から「道徳性」が排除され物質化された概念への変容が生じたこと、またその「性」に人間の「原権」を統括する役割が与えられたことが明らかにされている。次いで、西の『尚白劄記』を取りあげ、西洋の哲学概念を理解する際に「理」という概念を前提とせざるをえなかったことが示され、「理」の分割として諸概念が捉えられていったと論じられている。最後に、「哲学」の翻訳語と関連して、以上の「性」「理」の変遷過程を『生性発蘊』によって確認し、当初はコントの実証主義などが朱子学的概念によって理解され、やがてその概念がなくてもテキストの理解に支障がなくなる事態へ至ることが示され、それこそが翻訳語の生成に他ならなかったと結論づけられている。

第三章では、西の『百学連環』が取り上げられ、既に体系性・統一性を有していたと前提された西洋学術の近代日本への紹介という既存の理解が鋭く批判されている。すなわち、そもそも西の前に立ち現れていた十九世紀中期の西洋学術はそのような体系性・統一性を有したものでなく、西はどの版かは確定できないもののウェブスター辞書を頼りにし

た講義ノートを残していること、『百学連環』は、それを基に一八七〇年に開いた私塾「育英舎」で行った講義と考えられるが、その体系性はむしろ儒者・朱子学の体系性に依存していると考えられると論じられている。また、西の用いていた概念の「普通学」も西洋由来ではなく幕末・明治初年期の藩校などでは一般的に用いられていたこと、学制制定と西は直接結びつかないことも、この章で明らかにされている。

第Ⅱ部「概念の定着——制度としての『哲学』」では、西周の後の世代を軸に、概念の定着の様相が考察されている。第一章では、東京大学という近代学術システムを主題に据えつつ、主として以下の諸問題を検討している。第一に、西周以後もしばらくの間「Philosophy」は「理学」などと翻訳されていた問題である。このことで形而上下を統一する「理」の側面がむしろ近代に入って一時的であれ強化されていったとされている。一八七七年の東京大学文学部の開設とともに哲学という学科名が制度的に登場するものの、なお学界では「理学」も併用されていた。「理学」が用いられなくなる上で決定的な役割を果たしたのは、「東洋哲学」の制度化であったとのべられている。第二に、哲学の概念の定着過程までには、「哲学とは何か」という問いが常に付随していたことが論じられている。井上哲次郎や設立間もない哲学会がそうであり、そうした問いを立てることで次第に概念や翻訳のされ方が問題とされなくなっていくたとされている。第三に、設立間もない東京大学哲学科では、十九世紀中葉のドイツ哲学界の強い影響下、シユヴェーグラーなどの哲学史が講じられ、そこで取り上げられた哲学の文脈に沿って哲学が構成されていたことである。この点については、「ある特定の時期に、ある特定な背景によって」構成されたものであり、「そうではない形もありえた」と強調されている。

第Ⅱ部第二章では、一八八一年に東京大学の井上哲次郎・和田垣謙三・

有賀長雄が編纂した『哲学字彙』が取り上げられている。最初に井上哲次郎の漢字観が取り上げられ、それが中国からの意味作用を剥奪し「日本語化」するものであり、かくて漢字を記号化するものであったと捉えられている。したがって、その哲学辞書である『哲学字彙』には、音韻秩序は存在せず、記号としての漢字が西洋哲学学術語の Index 的羅列として立ち現れており、その意味での脱言語化・脱文脈化が図られていたと主張されている。ここでは、そのことを明確にするために、同時代的に刊行された他の字典（『英華字典』など）との比較を通じて、『哲学字彙』は概念の説明がほとんどなく、アルファベットの見出し語と、漢文注釈から遠く離れた新たな漢字語が、綺麗な一対一の対称関係を見せていると結論づけられ、そこにやがて東アジアでも流通するに至る学術的日本漢語の特質が暗示されている。

最後の補論では、明治日本で具体的に生成された学知としての「哲学」が、植民地朝鮮とどのような関連性をもつのかについて検討している。補論Ⅰでは、これまで日本思想史・日本宗教史内で論じられてきた井上円了を取り上げ、かれの朝鮮巡講活動を、その「哲学」認識と関連させて検討し、それが今や帝国のイデオロギーとなった学知を、ほとんど植民地的現実に関心でありつつ、ヘゲモニー的に振りかざす性格のものであったと結論づけられている。補論Ⅱでは、安倍能成が取り上げられている。安倍能成は、植民地朝鮮における最初の官立大学である京城帝国大学の哲学科で、十五年間「哲学及び哲学史」を教えた人物であるが、かれの講義がいわゆる「大正教養主義」と「個人の自由・内面」を主な特質とする大正期アカデミー哲学につながるものであったことを、かれが残した講義ノートを素材として精緻に検証している。結論的には、「内地」では既に批判されつつあった「教養主義」「文化主義」がむしろ植民地朝鮮では「有効」に作用し、その卒業生の多くがやがて解放後の韓国・

朝鮮における哲学の担い手となっていくこととなる。

論文審査の結果の要旨

哲学自体も含めた哲学の諸概念の翻訳の様相、定着過程を、西周・井上哲次郎・井上円了・安倍能成らの自筆稿本や講義録などを丁寧に精査しつつ、本格的に再検討し、いくつもの新たな論点を提示した本論文の意義はきわめて大きい。とりわけ次の四点において本論文は、思想史研究に新しい地平を切り開いたものと評価できる。

第一に、西周について、その哲学の翻訳の現場が丁寧に表示され、ややもすると今日理解されている西洋哲学概念を前提に、その翻訳の適否が論じられがちであった研究に重要な問題提起を行ったことである。とりわけ、徂徠学よりもむしろ朱子学的な概念を手がかりに、その漢字の意味作用を尊重しつつ、西洋哲学概念の理解に至ろうとした西の格闘が留学時のノートに遡って検証された意義は大きい。「性」「理」という概念、あるいは朱子学の体系性に従って「自然法」「権利」「真理」などが翻訳的に理解される様相は、これまで影響関係の指摘に止まっていた研究レベルを刷新し、具体的な翻訳語に即して検討する地平を拓いたものと評価することができる。

第二に、井上哲次郎について、ことに『哲学字彙』を中心としたその翻訳の性格について、きわめて説得的に分析したことである。『哲学字彙』は明治中期の翻訳の様相を示すものとして知られてきたものの、本格的に分析されることは少なかった。本論文の分析によって、それが井上のナショナリズム的な日本語論・漢字認識と密接に関連したものであることが、初めて明確にされた。とりわけ同時代の字典類が、漢字の文脈や意味と「外国語」の関連に細心の注意を払っていることと対照的に、今や（日本語内に構築された漢字）によって哲学概念が翻訳されるに至っ

たことが論証された意義は大きい。

第三に、井上円了について、哲学・仏教学・妖怪学以外に、植民地朝鮮の巡講と関連させて論じられることは、ほとんど皆無であった。官学アカデミズムとは一線を画しつつも、哲学館や哲学堂を設立・建立した井上ほど、哲学と国家イデオロギーの結合を実践的に志向した学者はいないとした本論文によって、哲学もまた植民地支配イデオロギーの一環を構成していった様相が具体的に示されることとなった。井上円了研究に新視点を付加したことに止まらず、植民地・帝国・学知という近年進められつつある研究動向にも一石を投じたものといえるだろう。

第四に、全体にわたって、自筆稿本や原典に遡っての丁寧な検証が進められていることである。この結果、たとえば西の残した講義録などについては、むしろその修正の痕跡にこそ、翻訳時の格闘の様相が存在していることが具体的かつ説得的に示されることになった。こうした作業は、歴史史料の取り扱いとしては当然のことともいえるが、本論文で用いられている稿本史料などは漢文・英語・オランダ語などにわたっており、その解説・分析を進めた努力については高く評価したい。このほか、韓国語を母語とし、韓国忠北大学校哲学科を卒業した蓄積に基づき、韓国語の哲学（史）関連文献についても数多く参照していることも本論文の独創的価値を高めるものとなっている。

以上の達成に加え、他に評価できるものとしては以下の点を挙げることができる。①西周の修学過程について、これまでのべられてきた徂徠学との関連については再検討が必要であることが示されたこと。②西の『百学連環』について、従来の啓蒙主義的視点とは異なる儒学的・朱子学的前提があったことが示されたこと。③井上哲次郎の『哲学字彙』の特質が明確になることで、井上の国語イデオロギーに関わるこれまでの研究に新たな視点を提示したこと。④京城帝国大学の哲学・哲学史専攻の

卒業生を調査・追跡し、ほぼ全容をつかんだこと。また、その講義についてもある程度復元したこと。

本論文の問題点として指摘されたことは以下のとおりである。第一に、本論文では時系列に沿った歴史の変遷によつて論述が進められているが、たとえば西周と井上哲次郎の相違は第一世代・第二世代の相違というよりも、漢字や言語に対する原理的相違があったと捉えた方がいいのではないか。すなわち、朱子学的概念にまずは立脚していた西と、漢字の「脱文脈化」による「日本語化」を志向した井上では、明らかに漢字観・言語観が異なっており、そのことを明確にした上で分析を進めた方が、より論理が鮮明になったのではないか。第二に、植民地朝鮮における哲学の学術的展開、とりわけ翻訳語がどのような役割を果たしたのかについては、未だ問題提起の段階に止まっている感がある。問題意識自体はきわめて妥当なものと同評価できるものの、今後は朝鮮側の受講生・卒業生などの検証を通じて更に問題の解明を進めていただきたい。なお、安倍能成が果たしてこの課題を解明するために適した学者であったのかについても、疑問の声が出された。第三に、養老館や西の儒学・朱子学理解に関わる部分である。本論文では、西の朱子学的概念・体系については、朱子学の一般的理解とされているものに従って把握されているが、幕末・明治初年期のそれについては、形而上下の分離など、幾つかの特質も指摘されている。昌平黌儒者など同時代的な儒者が、どのような朱子学理解に基づいて、西洋学術に翻訳的に臨んだのか、西周辺の学者も射程に入れて検討するべきではなかったか。また、西以後の学者についても、井上哲次郎、井上円了などやや唐突に論が展開している感もある。同一の課題を負った周辺の学者にも目を向けることで、より説得的な議論ができたのではないか。

以上の問題点・課題が残るものの、本論文はまさしく申請者が一生取

り組みうるテーマの現段階での一つの集約ともいえるもので、方法論や実証性の面でも、きわめて高いレベルにある論文と評価できる。日本語の完成度も高く、韓国語を母語とする留学生の論文としては秀逸の出来といわなければならない。とりわけ、西や安倍の自筆ノート類まで精査した作業は、新史料の学界への紹介という意味でも価値あるものと評価できる。しかるべき修正を施すことで、公刊できる内容であるというのが、審査委員の一致した結論であった。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は二〇一六年七月三日(日)午後3時から5時半まで啓明館日本史共同研究室で行われた。審査委員会は、本論文がきわめて優秀なもので、十分な独創性・体系的性、高い水準の学術的価値をもつものとの結論に至った。本論文の叙述、引用史料および提出された英文要旨から、韓国語を母語とする申請者の中国語(古文)・日本語(現代語)・明治時代語・古文書)・英語の卓越した水準の力量が窺える。申請者は、これまで発表してきた査読付も含めた学術論文、数多くの国際学会での報告、日本学術振興会特別研究員としての活躍などで、すでに日韓の学界において若手研究者としての地位を確立している。

以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

酒匂 由紀子

『中世後期京都の社会構造』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一六年九月二五日

審査委員

主査 美川 圭

副査 桂島 宣弘

副査 東島 誠

論文内容の要旨

本文の構成は次のようになっている。

序章

第一章 戦国期京都の「土倉」と大森一族―天文十五年の分一徳政令史料の再検討―

はじめに

第一節 大森一族の活動とその特徴

第二節 京郊の「土豪」とその活動

第三節 天文十五年の分一徳政令史料にみえる貸借の背景

おわりに

第二章 室町期京都の土倉について―『看聞日記』・『建内記』を中心に―
はじめに

第一節 『看聞日記』にみえる土倉

第二節 『建内記』にみえる土倉

第三節 土倉の者の人脈

おわりに

第三章 「土倉」の解釈の形成過程―『古事類苑』政治部を手がかりに―

はじめに

第一節 『古事類苑』政治部における「土倉」の説明

第二節 『古事類苑』政治部以前の「商業史」研究

おわりに

付論一 中世の節句について―祇園社を中心に―

はじめに

第一節 「御節句」について

第二節 「節句」について

おわりに

付論二 蔵人所御蔵小舎人真継家の終焉―幕末における枚方の鋳物師田

中家の史料から―

はじめに

第一節 田中家と「鋳物師」の由緒

第二節 文久年間における田中家の周辺

第三節 慶応四年(明治元年)の鋳銭と鋳物師

おわりに

終章

中世後期の京都の研究では、林屋辰三郎氏による「町衆論」が多大な影響をおよぼした。同氏は「町衆」を「この内乱(応仁・文明の乱を指す)を契機に都市生活の全面に進出し来った『町』に拠って地域的な集団生活をとらむ人々を指す」と定義づけた。具体的には、「町衆」による自治に関する研究を展開され、とくに祇園会における山鉾巡行の再興は、権力に抵抗する「民衆」の自治の象徴と位置づけられた。

林屋氏は、「町衆」のなかで指導者的な立場にあったのが、富裕層の土倉・酒屋であったとされる。「町衆」である土倉・酒屋は、土一揆を撃退し、法華一揆をむすんで戦争行為にまでおよんだとした。「町衆」の自治の論理の影響は絶大なもので、都市史研究、民衆史研究、経済史研究のみならず、都市史、土一揆研究、宗教史へも波及していった。

経済史の分野では、土倉・酒屋は金融業者であるという前提をもとに進められてきた。豊田武氏は、土倉とは質をとって金融を行う者で、この質を土塗の倉に納めて保管したことから、土倉という名が付いたとする。また、土倉を兼帯する酒屋が多かったとされ、両者は同業者、つまり金融業者としてみなされてきた。

さらに、土倉・酒屋を検討対象とした室町幕府財政の研究、それに関連する延暦寺の山徒の研究が発展してきた。南北朝期から戦国期まで、京都には土倉・酒屋が存在し、幕府から役を賦課され続けていた。その役の徴収には、山徒（延暦寺衆徒）の土倉のうち幕府納銭方に選出された者があつていたことが明らかにされた。さらに、この徴収の仕組みが、応仁・文明の乱後に変化することについても、その詳細が明らかにされた。「町衆論」と経済史の成果を組み合わせた土倉・酒屋像は、諸権門に依存せずに、京都内部で利潤を生みだし、幕府と山門のもとで役銭を負担しつづける富裕な商人というものであつた。土倉・酒屋のありかたは、諸権門に兼属する他の中世京都の民衆のそれとは、かけ離れたものとして描かれた。

しかし、本論文は、従来の研究によって生みだされてきた土倉・酒屋像こそが問題であるとし、土倉・酒屋の実態が十分に明らかになつていないことこそが根本原因であるとする。

第一章では、大森一族の分析を通して、従来土倉名簿と位置づけられてきた天文十五年の分一徳政令史料の再検討を行っている。その結論と

しては、従来代表的な土倉とされてきた大森一族が土倉であつたとする証拠はなく、むしろ京都近郊の土豪とすべきであるとした。すなわち、同史料は、京都近郊の村々とその周辺の土豪とのあいだで生じた貸借関係の史料であり、土倉名簿として研究に利用するにはふさわしくないとする。本章での考証により、過去の研究が、本来土倉ではなかつた者を、代表的な土倉と誤認してきたことが明らかとなった。

第二章では、大山喬平氏の「中世の職能民たちは王家のほか、摂関家や権門寺社と二重三重にかかわりをもち、諸方兼属の身分として現れるようになった。（中略）中世京都における土倉・酒屋もそのなかにいたにちがいない」という提言を踏まえ、伏見宮貞成親王の『看聞日記』や万里小路時房の『建内記』という皇族・貴族の日記を詳細に分析している。そこでは、古記録の執筆者と土倉との関係が注目されている。その結論としては、両者のあいだに主従関係が認められる事例が確かめられた。土倉は従来の研究のようにけつして特殊な身分・立場なのではなく、他の都市民と同様に複数の権門に兼属する存在であることが明らかにされている。

第三章では、土倉・酒屋を京都の金融業者とする解釈が、どのように形成されてきたかという史学史的な分析がなされている。とくに、奥野高広、小野晃嗣、豊田武氏による戦前・戦後の土倉についての代表的な研究にさかのぼると、それらがさらに三浦周行・平泉澄氏という大正・昭和前期の説にたどりつき、さらにそれらが『古事類苑』の記述に多くをおっていることが明らかにされる。『古事類苑』とは明治期に編纂され、大正期に発刊された史料集としての性格を有する百科事典である。『国史大辞典』などの大部の辞典類が昭和後期に発刊されるまで、主流を成した辞書である。その編纂過程の分析から、室町期の土倉に、近世の質屋などの解釈をあてはめて『古事類苑』の記述がなされたことが明らか

かにされている。すなわち、土倉・酒屋を金融業者とする解釈は、明治二〇〜三〇年の研究にさかのぼるとしている。その解釈は、中世の社会状況や習慣などの分析によるものではなく、近世史料の分析によっていると論じている。中世の富裕者は、それぞれが金融を行っているのであり、近世のような金融を専門とする業者はほとんど存在しなかったとする。

以上の考察から、土倉・酒屋を通して描かれた中世京都の様相について、再考が必要であると主張している。なお、付論は京都経済に関する研究、「町衆論」に関する研究である。付論一では、節句行事を通じて、祇園社領からの収益が祇園社内では分配される様相が明らかにされる。付論二では、蔵人所小舎人真継家は戦国期京都の「町衆」であったが、その支配下にあった鋳物師の田中家が、近世末に真継家の支配から離脱していく様相を明らかにしている。

論文審査の結果の要旨

第一章において、かつて桑山浩然氏によって土倉名簿として位置づけられ、それ以来、土倉研究の中心的な史料とされてきた天文十五年の分一徳政令史料が、土倉のものではないとされた研究史上の重要性は極めて大きい。京都の金融業者として、他の職能民とは著しく異なる特徴を有したとされてきた土倉のイメージが、実はこの史料に多くをおつていたため、従来の研究史は根本的な見直しをせまられるに至ったのである。この部分はずで『日本史研究』に発表されているが、すでに学界では賛否両論が渦巻いている。

第二章においては、土倉を他の職能民と同じように諸権門に兼属する存在ではないかという問題意識をもちつつ、研究を進めてきた。結論として、それらの土倉は公家権門にさまざまなかたちでつながり、山徒と

しての身分を有する者が存在することなどにも注目している。彼らが金融業者というよりも、それらの権門の荘園経営に関わって活動している側面が抽出された意義は大きい。諸権門から自立した土倉・酒屋を前提とした林屋辰三郎氏の「町衆論」を再検討しようという、大きな研究見直しをもっていることも、高く評価できる。

第三章においては、なぜ土倉・酒屋＝金融業者という通説が生まれたのかという、率直な問題関心に基づき、その要因を史学史的な面に掘り下げるといふユニークなものである。『古事類苑』の編纂過程を再検討するという作業自体が、近代の日本史学史全体を相対化する可能性を有していると言える。

しかし、口頭試問においていくつかの疑問が呈された。まず、第一章で大森一族を「土倉」ではなく「土豪」とした点について、「土倉」を第二章以降で徹底的に史料用語に即して分析しているのに対し、「土豪」は史料用語ではなく、分析概念である。その点で一貫性に欠けるのではないかと、という問題点が指摘された。「土倉」を分析概念として使用している論者にとって、本論が説得力をもちえるのか、という疑問を生じさせる。また、土倉の分析は十分行われているが、同じく従来金融業者とされてきた酒屋の分析がほとんどない。あるいは、京都と京都近郊の都市概念についても、洛中と洛外とどう異なるかなど、概念規定に不徹底な点がある。二つの付論と本論との関係がやや希薄であり、いかなる意味で付論が存在するかがややわかりにくい、などの指摘があった。

このように、議論の展開について、このような指摘はあるものの、本論の問題提議は刺激的であり、研究史に大きなインパクトを与えうるものである。今後、この分野について、本論をめぐって活発な論争が期待でき、室町後期あるいは戦国期の京都についての研究に、大きな刺激を与えうる研究である。どちらかというところ、緻密ではあるが、小さくまと

まりがちな研究が多い中で、本論は従来の研究への挑戦的、野心的な姿勢が強く、きわめて新鮮である。研究史を書き替えるような議論が、申請者に今後期待できる。

以上により、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は二〇一六年六月二三日（木）17時から19時まで、末川記念会館第三会議室で行われた。

審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上、論文審査、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

三 間 重 敏

『有間皇子の研究 斉明四年戊午十一月の謀反』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一六年二月九日

審査委員

主査 本郷真紹
副査 桂島宣弘
副査 田中聡

論文内容の要旨

「論文の構成」

本論文は、以下のように構成される。

序章 有間皇子自傷歌二首問題

第一章 有間皇子の一生

第一節 前編

第二節 後編

第二章 戊午革運実現者劉裕・蕭道成の位相

第一節 戊午革運前編

第二節 戊午革運後編

第三章 倭国律令時代

第一節 律令時代における行刑の実体

第二節 中臣連金の死と行刑法

第四章 戊午革命各論

第一節 塩屋連鯛魚寸考
 第二節 古代における皇族の謀反―海人族の協賛―
 第五章 白浜裁判と前後編

第一節 白浜裁判前編

第二節 白浜裁判後編

第三節 斉明四年紀十一月庚寅条の藤白坂について

第四節 丹比小沢連国襲と行刑

第六章 行刑地に関わる皇子墓

第一節 殺目山寸考

第二節 有間皇子と有間皇子社

終章 岩内古墳は有間皇子墓に非ず

「論文内容の要約」

本論文は、斉明天皇四年（六五八）十一月に生じた、先帝・孝徳天皇の皇子である有間皇子による謀反・肅清事件を対象として、先行学説の示した通説的理解に、種々の新たな視点と素材、さらに周到な現地調査に基づく知見等を用いて再考を試み、複数の論点について自身の解釈を示したものである。取り扱う事件は、日本古代史上の政争の一つと言えるものであるが、その解釈の過程・方法に於いて、従来の研究に反省を促し、より合理的で説得性に富む議論を提示せんとする精力的な論考と云うことが出来る。

まずは事件の概略を示す。所謂「大化改新」という日本古代の政治改革を推進した孝徳天皇が白雉五年（六五四）十月に崩御すると、翌年、その姉で乙巳の変まで皇位に即いていた皇祖母尊こと皇極太上天皇が重祚する（斉明天皇）。政権は、孝徳朝から引き続き皇太子の地位にあった中大兄皇子を中心に構成され、孝徳天皇の晩年には天皇と皇太子との間に

隙が生じ、天皇は一人取り残された難波宮で崩御した。有間皇子は、この孝徳天皇と妃・小足媛（大臣・阿倍倉梯麻呂の娘）との間にできた皇子である。

斉明四年十一月、天皇が皇太子らと共に紀伊国の温湯（現・白浜温泉）に湯治に出かけていた時に、留守官・蘇我赤兄が有間皇子に、時の政治を批判する話をもちかける。これに応じて有間が、拳兵の時が到来したと口にしたことから、有間は赤兄の差し向けた兵に拘束され、守君大石・坂合部連薬・塩屋連鯛魚とともに紀の温湯に連行される。そこでは皇太子・中大兄による訊問が行われ、有間は赤兄の謀略と主張するが認められず、結局藤白坂で絞殺され、塩屋連鯛魚と、同行してきた舍人・新田部連米麻呂が斬殺される。以上が『日本書紀』に見える有間皇子の変と呼ばれる事件の概略である。

一方、『万葉集』巻二には、有間皇子の詠んだ歌二首が収められている（一四一・一四二）。これは「有間皇子、自ら傷みて松ヶ枝を結ぶ歌二首」と題され、挽歌と分類されていることから、倭京より紀の温湯に連行される際、或いは処刑の際に皇子が詠んだ歌と解釈され、その場所は、現・和歌山県海南市の藤白神社が所在する藤白坂の地とするのが通説的位置を占めている。

本論文は、この事件に関する通説的理解に種々の問題点を見出し、新たな分析視点と、素材となる関連史料の検討、さらには、古伝承や過去に消滅した遺跡の存在等、実地踏査の成果を踏まえた独自の観点から、抜本的に再考を促したものである。その上で、単に課題の指摘のみならず、複合的視点から筆者独自の評価・解釈を提示し、単に一人の皇子の去就をめぐる問題というだけでなく、当該期の政治・社会思想や裁判・処刑の実態、謀反の基盤と構想された海人族という海民の存在、具体的には、大陸伝来の思想や制度の日本社会への浸透度や日本の地方社会に

存在した氏族の特質等をも究明せんと精力的に努めている。

それぞれの節が独立した論考として学術雑誌等に発表されたもので、主題との関係から内容に重複する部分の多いことが惜しまれるが、本論文の特徴を示す各論点と分析視角が、それぞれの論考の主題として取り扱われている。

取り扱う事件は、日本古代史上の政争の一つと言えるものであるが、その解釈の過程・方法に於いて、従来の研究に反省を促し、より合理的で説得性に富む議論を提示せんとする精力的な論考とすることが出来る。

論文審査の結果の要旨

「論文の特徴」

既に触れたように、本論文の特徴は、有間皇子の変に見出した種々の論点と、分析に用いた多様な視角、関係資料を博搜し実地検分も踏まえて総合的な判定を試みた点にあり、具体的には以下のようなものである。

① 中国の伝統的な讖緯思想・戊午革運説の影響

文章博士三善清行が延喜元年（九〇一）に著した『革命勘文』の検討を通じて、中国の史書等に見られる関連事項を詳細に分析し、有間皇子が斉明天皇四年（六五八）、即ち戊午年に挙兵を志した背景に、この思想に対する認識が存在したことを説く。通説の、蘇我赤兄もしくは彼と皇太子・中大兄皇子の謀略であったとする通説に疑念を呈し、有間皇子の変は決して冤罪でなく、皇子自身にその意志があり、また具体的な挙兵計画まで構想されていたと結論づける。

② 地域氏族の特性

この一件で有間皇子と共に極刑に処された塩屋連鯛魚に着目し、塩屋連氏の氏族の特性から、臨海地域を本拠とし、平時に海産物を貢納し、

有事の際には水軍として機能した海人族との関係を想定し、『日本書紀』に「或る本に云はく」として示される具体的な軍事行動が実際に企画された可能性の高いことを指摘する。

③ 隋・唐の法制の影響

行刑に関する中国法とその受容について、隋・唐の律令の内容に鑑み、隋の開皇十五年の制度、唐の貞観令、或いは永徽令が採用された時期を検討する。有間皇子の裁判手続きや断罪の内容は、古い伝統的要素を残しながらも隋・唐の制度を意識して行われたことを示すものとし、壬申の乱（六七二）の際の中臣連金の処刑、奈良時代の橘奈良麻呂の変（七五七）の際の黄文王以下の拷訊による殺害、さらには平安初期の伊予親王事件（八〇九）の際の侍従中臣王に対する措置等の内容から、唐の制度が取り入れられ日本の糾問・裁判・行刑に反映される過程について考究する。有間皇子の変に際しても、当然皇子や関係者に拷訊が行われたことを想定し、その身体状況から、裁定の後に連行され処刑された地点までの可動範囲を推定し、通説の現・海南省藤白坂を処刑の地とする見解に再考を促す。

④ 古伝承、記録類の史料の内容や現地踏査を踏まえての地点比定

有間皇子の裁判・拷訊が行われたと推定される紀温湯の斉明天皇行宮の所在地について、現・白浜温泉付近の地理的条件、特に水利に注目し、地元で行宮址と伝わる白浜町湯崎の御幸芝よりも、御鉛山台地上の熊野三所神社境内の可能性を指摘する。また、有間皇子が処刑された藤白坂は、他の類例より、裁判・拷訊後傷めた身体を連行され、朝出立して午後三時以後に処刑されるに相応しい地点として、現・日高郡印南町切目の地にあった可能性を指摘する。因みに、この地には嘗て有間皇子社という社が所在した。

「論文の評価」

本論文の真骨頂は、有間皇子の変に関する『日本書紀』の記事について、細部にわたり仔細に状況を検討し、それぞれの論点について、多様な視点と関連資料を博搜した考察の内容から、通説と異なる新たな解釈・評価を導き出している点にある。遺憾ながら、この事件については、史料的な制約により事実関係を確定することは容易でない。そのため、筆者の見解も一つの案としての域を出るものではないが、通説的理解や先行研究の指摘が、同様の検討を十分に踏まえることなく、短絡的に結論を導いていることに反省を促し、異なる有力な解釈も成り立ちうるものであることを、各論点に即して説得力のある議論を展開することにより、指摘を試みている。まさに労作と呼ぶに相応しい論考である。

それぞれの章が異なる論文として、多様な対象を想定して記されたものであることから、重複する部分も少なからず、またやや冗長な議論を展開している部分や、更に文章に整理が必要と目される部分も散見し、改めるべき課題も存在する。しかしながら、導かれた結論よりも寧ろ考察の過程・方法に、高く評価すべき点が多く見受けられ、それが本論文の学術的価値を保障していると言つて過言でない。中国の古典や法制史料、『日本書紀』の記事及び万葉歌の解釈、当該地域の考古学的研究成果、さらには近年の先行研究をも、全て対象として批判的検討を試み、実地踏査の成果を踏まえて自身の見解を導いている。

例えば、先に触れたように、有間皇子と共に処刑された塩屋連鯛魚が、紀伊国の海人族と関係のあった人物である可能性を指摘し軍事行動の具体的な企画が存在したことを想定した点や、拷問・処刑の実態を踏まえ『万葉集』の区分にまで問題を指摘した点などは、これまでの先行研究に見られなかった斬新な視角で、本論文の説得性を一層向上させることに貢献している。

以上の通り、本論文には学術的価値が十二分に見受けられ、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一六年一〇月一六日(日)午後3時から5時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。

審査委員の質問は、筆者の重視する隋・唐の法制の導入、その影響を受けての有間皇子等に対する拷問・裁判・判決・処刑の実態が、どれ程史料により裏付けられるかという点である。直接そのことを伝える内容は関係資料に存在せず、奈良時代を含めて類例の内容から、段階的な外来思想・制度移入の経過を推し量り、事件の生じた斉明四年(六五八)段階の状況を想定するものであるが、筆者は、遣隋使・遣唐使を通じての隋・唐との交流の実態、韓半島から渡来した知識人の果たした役割等に鑑みて、直接・間接の如何を問わずその制度は意識されていた可能性が高いこと、同様に、戊午各運説についても、有間皇子自身がこれを認識した上で具体的な拳兵計画が練られた可能性も否定できないことを強調した。

また、塩屋連鯛魚による紀伊の海人族動員の可能性についても、塩屋連という氏族の性格から、航海技術に長けた集団の組織化と連携が十分なし得たものであることを改めて力説した。『日本書紀』に見える一説が、極めて具体的に軍事行動の過程を示すものであることは、寧ろそれが実際に企画されたものとして伝わった可能性の高いものであることを説き、その解説は説得性のあるものとして受け止められた。

さらに、有間皇子の詠んだ二首の万葉歌についても、歌自体は冷静に景観・風情を詠み込んだもので、これを挽歌と見なすのは、あくまで有間皇子の変の存在を前提として受け止めた『万葉集』撰者の主観的な判

断によるもので、裁判前後の連行時のものと受け取るには、その時の精神・身体状況等に鑑みて無理な感を禁じ得ず、むしろその前年、斉明三年に有間皇子が紀温湯に湯治に出かけた際の往来の途次で詠まれたと見なす方が妥当と主張し、その見解は、十分首肯しうるものと判断された。この他、個々の論点についての質疑に対しても、極めて適切に回答し、そこには、豊富な情報・知識と実検に裏付けられた学術的素養が十二分に確認された。

因みに、筆者が参考論文として提出した『儀礼文の研究 第二巻 日本誄詞』は、古代から近代の史料に見える「誄」を博搜、校異と解題を記した上でその内容について分析を加えるという、まさに一代のライフワークたるに相応しい大作である。筆者は日本のみならず、中国歴代の誄についても同様の分析を試みてその成果を公刊しており、さらに韓半島の王朝の誄についても、既に成稿、発刊を計画している。文学・歴史学の双方の分野で、貴重な学術的価値を認め得るものと判断される。

本論文ならびに参考論文等から窺われる筆者の学術的見識と成果については、高い評価に値するものであることを審査委員の総意として確認した。

叙上の事実を踏まえ、審査委員会は、複数の論文に窺われる研究の成果に加え、学会報告等様々な研究活動、および公開審査の質疑応答を通して、三間重敏氏が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。したがって、本学学位規程第二五条第一項により、これに関わる試験の全てを免除した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は同氏に対して、本学学位規程第一八条第二項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

尾 関 清 子

『縄文の布』

——日本列島布文化の起源と特質——

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一七年九月八日

審査委員

主査 矢野 健一
副査 和田 晴吾
副査 渡 辺 公三
副査 東 村 純子

論文内容の要旨

本論文の構成は次のとおりである。

序章 縄文の布の研究にあたって

第Ⅰ章 縄文時代の編布

第Ⅱ章 編布と紛らわしい編物

第Ⅲ章 弥生時代以降の編布

第Ⅳ章 縄文時代の織物

第Ⅴ章 植物性繊維の採集と精製法

第Ⅵ章 近隣地域の編布

第Ⅶ章 越後アンギンと時宗の阿弥衣

第Ⅷ章 研究の途上で

本文引用・参考文献一覧

付表・付図

索引(事項・遺跡名・人名)

本論文は、縄文時代の布に関して、体系的に資料を集成し、糸の撚り方、糸の密度、布を編む技術等の詳細を調査し、実験によって技術を検証し、技術の詳細を説明したものである。

序章では、編布の呼称、糸の撚り方の問題を整理する。第I章は、本論文の主体となる章で、日本全国の遺跡出土の縄文時代の布、および布の圧痕が表面に残された縄文土器を集成し、編み方の技術を実験によって解明しつつ、糸の密度や経糸を緯糸に絡める方向などから、地域的特質を明らかにしている。さらに、作業ミスや特殊な事例の検討も参考にしつつ、縄文時代の布の編み方は越後アンギンで用いられているケタとコモ槌を用いた手法、すなわち縦編法が主流ではなく、木枠に糸を張って、その糸に横から糸を絡めていく木枠法のような横編法が主流であることを実証する。第II章は、そのような編布の起源が九州の縄文時代初期にみられる絡み巻きという特殊な編物に求められる可能性を論じる。第III章は弥生時代から室町時代にかけての編布を検討し、同じく横編法であることを確認する。第IV章では縄文時代の非常に精細な平織の布の製作技法について、刺し織という著者が実験から発見した技法を含めて、各種技法の可能性を検討する。第V章では糸の素材と素材の加工法を検討する。第VI章では、中国新石器時代および北海道オホーツク文化やアイヌ文化の編布を調査し、前者は横編法主流、後者は両者があることを確認する。第VII章では、近世以降の越後編布や時宗布教で用いられた阿弥衣の詳細を検討し、縦編法が普及するのは室町後期以降であることを推定する。第VIII章は、補論である。付表・付図は日本全国の縄文時代の編布資料八三二点の集成表と分布図である。

論文審査の結果の要旨

本論文は、研究史上はじめて、全国の編布資料を集成、分析しただけではなく、作業ミス等も含めて詳細を実験によって確かめて、技術の詳細を説明していった点に最大の特徴がある。膨大な集成だけでも、今後の研究の基礎を築いた点、高く評価できるといふ審査委員の意見もあったが、逐一、実験で技術の確認を行っていった点にこれまでの研究にはない説得力を有している。また、縄文時代の編布技術を弥生時代以降と比較したり、中国などの周辺地域と比較し、日本の編布技術を広い視野から位置づけたことも大きな成果である。

著者が、考古学的出土品としての分析、たとえば出土状況の分析に関しては発掘報告書の記載に全面的に依拠するなど、考古学的分析が欠落している点はやむを得ないとはいえ、今後の課題として残る。また、編みと織りの用語の定義についても不十分な点があり、再考を要する。

しかしながら、これまで体系的な研究がなかった縄文時代の布研究の基礎をはじめ築いただけではなく、極めて高度な技術的分析をはじめて実施し、成果が体系化されている点は、日本考古学のみならず、世界的にも、あるいは考古学を超えた布研究一般にも多大な影響を与えるものである。

以上により、公開審査での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は、二〇一七年六月一六日(金) 17時から19時まで、末川記念会館第三会議室で実施した。学位申請者による論文要旨の説明の後、審査委員は申請者に対する口頭試問を行った。試問での審査委員

からの指摘をふまえた上述のような審査結果に審査委員一同、同意した。学位申請者は、数多くの考古学・民族学・民俗学等の研究論文や調査報告書を調査・引用し、英語・中国語の研究図書・論文も的確に調査・引用している。この点に関しては口頭試問においても確認した。よって、本学学位規程第二五条第二項により、本学大学院博士課程後期課程修了者と同等以上の学力を有することが確認されたので、専門科目および外国語の試験を免除した。

以上により総合的に判断して、本学学位規程第一八条第二項により、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することが適当と判断した。

KANG Dongseok

『韓日初期複雑社会の集落体系の比較』

——GISを用いた空間考古学的検討——

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一七年九月二五日

審査委員

主査 矢野 健一

副査 高 正龍

副査 長 友 朋子

副査 矢 野 桂 司

論文内容の要旨

本論文の構成は次のとおりである。

はじめに

第一章 本論の理論的背景

第二章 韓日初期複雑社会の集落論

第三章 研究方法と研究プロセス

第四章 韓半島栄山江流域支石墓社会の集落パターン

第五章 韓半島麗水半島支石墓社会の集落パターン

第六章 近畿奈良盆地弥生社会の集落パターン

第七章 韓日両地域の集落体系の比較

おわりに

本論文は、韓半島では青銅器時代、日本列島では弥生時代を対象とし

て、農耕社会における社会の複雑化、すなわち最終的に国家形成にいたる社会の階層化の過程をGISの手法を用いて集落の空間的な配置パターンを分析することによって、社会複雑化に多様な過程が存在することを実証的に示したものである。本論文では、社会複雑化の過程について、ピラミッド型の中央集権的ヒエラルキー構造の形成過程と、集落相互のネットワークから生じる多重的な階層構造の連鎖構造の形成過程という2種の過程を設定し、多頂点的な階層構造として理解されることの多い「ヘラルキー」という概念をヒエラルキー構造と水平的連鎖構造の複合体として再定義し、ヒエラルキーの程度と水平的ネットワークの程度によって区分できるヘラルキーの四象限をグラフに提示する。そして、韓日両地域の事例研究五例が四象限それぞれのどこに該当するかを明らかにする。このように、社会複雑化の過程が従来想定されたような単純なものではなく、地域固有の過程をたどったことをGISの空間分析に基づいて客観的に明らかにする。

第I章は欧米が主導してきた社会複雑化に関する考古学的・人類学的研究の理論的進展に関する研究史で、本論文の理論的背景を解説する。第II章は韓半島青銅器時代の社会に関する集落論の研究史と日本列島弥生時代の集落の研究史を概観し、ヒエラルキーの高低のみを重視してきた点を批判する。第III章は社会複雑化のモデルをヒエラルキー重視型のトップダウンモデルとネットワーク重視型のボトムアップモデルに二極化させて示したうえで、実際は両者の混合の仕方である「ピラミッド型」「多中心体型」「網状型」「独立型」の四つのモデルが理論的に可能なことをグラフで示し、ヘラルキーという概念はこれらの四つのモデルを包括する形で再定義すべきことを論じる。また、集落の配置構造がこれらのどのモデルに該当するかをGISから分析する手法を解説する。第IV章は韓半島西南部栄山江流域にある栄山江中流域、砥石川流域、靈巖川

流域の三地域について、集落間階層関係から中心集落を抽出し、中心集落の農業生産環境を評価したうえで、中心集落と直近の周辺集落との関係を分析し、中心集落の優位性の程度を見積もる。そのうえで、各地域内の集落全体の中で中心集落が他集落に比較してどの程度優位なのかをネットワーク中心性の各種分析から数値化して、図示する。第V章は同様の手法を韓半島麗水半島支石墓社会に適用し、第VI章は日本列島の奈良盆地の弥生社会に適用する。第VII章は第IV～VI章の事例研究の比較で、各事例の集落関係を三次元のモデル図で示し、栄山江中流域は水平的ネットワークが弱くヒエラルキーが強いピラミッド型、奈良盆地と麗水半島は水平的ネットワークが強くヒエラルキーが強い多中心体型、砥石川流域は水平的ネットワークが強くヒエラルキーが弱い網状型、靈巖川流域は水平的ネットワーク、ヒエラルキー両者とも弱い独立型の集落体系であることを明らかにし、その背景を考古学的遺物・遺構から補足する。

論文審査の結果の要旨

本論文は、農耕社会の社会複雑化の過程が一樣ではないことをヘラルキーという新しい概念を使って理論化し、GISの空間分析、特に地域内の集落群のネットワーク中心性に関する分析を駆使して客観的に集落システムをモデル化して、その多様性を提示したものである。欧米の人類学・考古学における理論的研究の課題を幅広く的確に抽出し、GISの分析手法も適切に応用しており、考古学における集落システム分析の先駆的かつ精緻な事例研究の典型例として意義を有する。しかも、韓国考古学・日本考古学両者における初期農耕社会の社会複雑化の研究をそれぞれ網羅的に整理したうえで、韓半島・日本列島それぞれの地域で事例研究を行い、相互を比較するという前例のない国際性に富む研究を

独力で達成した点は、非常に高く評価できる。この点に関しては、審査委員一同、意見が一致した。

ただし、径20―30 km程度の地域内での集落システムの分析に集中する結果、地域を超えた長距離に及ぶ物資流通の問題を重視していない点や、集落システムの一断面の分析に集中する余り、通時的な集落システムの変化が十分に叙述されていない点が、課題として残るといふ意見が審査委員から出された。また、日本考古学における初期農耕社会の社会複雑化の問題は国家形成論と不可分なもので、その点に関する視点を補強する必要も指摘された。GISの手法に関しては的確であるものの、ネットワーク中心性に関する諸分析の結果が同一地域で異なる点に対して、歴史的、考古学的説明をより充実させればGISを用いる意義がより鮮明になるといふ指摘や、発掘データから実証的に分析する方向だけではなく、理念的なモデルとしての集落システムをGISを用いて仮設的に構築して、そのモデルと実際とのずれを論じる方向もありうる、といふ指摘もなされた。

しかしながら、理論面での研究・洞察とGISの分析手法は精緻的確であり、独自性に富む。特にネットワーク中心性の分析とこれに基づく集落システムを階層性と水平的距離がわかるように配慮して三次元的に示したモデル図も、独自性に富み、明快である。韓国考古学・日本考古学両者の初期農耕社会の研究背景を広く、深く理解したうえで、韓半島・日本列島における五地域の初期農耕社会の集落データを収集し、五つの詳細な事例研究を実施したうえで、それらを自らが理論的に構築したモデルの中で比較検討するという作業を、個人で成し遂げた研究の分量と質は特に高く評価できる点、審査委員の意見は一致した。韓国考古学・日本考古学といった枠組みを超えて人類史を俯瞰する視点を有している本論文は、世界各地で同様の手法を応用して事例研究を行い、ま

た集落システムのモデル化と比較を行うことを促すと予想される。以上により、公開審査での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一七年七月一日(火)17時から19時まで、学而館第三研究会室で行われた。

本論文の主査は、本学大学院文学研究科行動文化情報学専攻博士課程後期課程の在学期間中、査読雑誌への論文投稿、国際学会発表などの様々な研究活動および日常的に研究討論を行ってきたことを確認した。また主査および副査は、公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

また、本博士学位申請者は本学大学院学則第三二条第二項の早期修了者に該当する。申請者はすでに韓国における査読誌掲載論文三本を含む七本の論文と分担執筆の著書二本を有している他、これとは別に本学位申請論文の一部は日本の査読誌に掲載が決定しており、一部は別の査読誌に投稿中である。よって、その質的量的に優れた研究業績は高く評価され、在学期間二・五年での学位授与が妥当と判断された。

したがって、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、博士(文学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断する。

原田 昌浩

『埴輪生産体制の継続と断絶』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一七年九月二五日

審査委員

主査 矢野 健一

副査 高 正 龍

副査 長 友 朋 子

副査 和 田 晴 吾

論文内容の要旨

本論文の構成は次のとおりである。

序章 埴輪研究の現状と課題

第一章 埴輪研究の方法

第二章 特殊器台形埴輪の系統と編年

第三章 巨椋池を介したⅡ群円筒埴輪の流通

第四章 中期大型古墳群の埴輪生産(一) 京都府久津川古墳群の分析

第五章 中期大型古墳群の埴輪生産(二) 兵庫県西条古墳群の分析

第六章 山城地域における古墳時代後期の埴輪生産

第七章 王権周縁部における埴輪生産の変遷

終章 王権中枢の埴輪生産への予察と展望

引用・参考文献

本論文は、近畿地方を中心とした古墳群出土の円筒埴輪の製作技術に

関する事例研究を通時的に体系化し、古墳時代の埴輪の生産体制の変遷について、王権との関係を軸に論じたものである。

序章では、埴輪研究の諸視点を展望し、製作技術に注目した埴輪生産体制研究の意義と課題を概観する。第一章では、本論文で扱う円筒埴輪の基本的分類を述べ、同一古墳から出土した埴輪を製作技術から分類し、埴輪の製作集団を推定した後、同一古墳群や近隣地域内での比較を行うという分析方法を述べる。第二章では、円筒埴輪の祖型となる古墳時代前期初頭の特殊器台形埴輪を集成、分析し、大和の王権中枢部が吉備の埴輪製作技術を導入して埴輪製作工人集団を組織し、その集団が各地の埴輪製作に従事したことを示す。第三章では、山城地域における古墳時代前期後葉から中期初頭にかけての「Ⅱ群円筒埴輪」と呼ぶ埴輪を分析し、古墳群を超えて広い地域に同一の規格や技術で生産された埴輪が分布することを述べ、広い地域での協業体制が成立していたことを示す。

この状況は、大和の王権中枢部の影響が直接看取できる和泉地域や明石地域に類似する状況を想定できると述べる。第四章は、古墳時代中期の久津川古墳群(京都府城陽市)の円筒埴輪を分析し、中期前半と後半では埴輪焼成技術が大きく変化したにもかかわらず、埴輪生産工人集団は同一古墳群内で継続していたことを示す。第五章では、同じく中期の西条古墳群(兵庫県加古川市)では、古墳群内での埴輪生産工人の継続が認められないことを示し、古墳群によつての差が生じるのは首長系譜の断絶や王権中枢との関係変化等を想定する必要があることを述べる。第六章では後期の山城地域の埴輪を分析し、後期前葉には古墳ごとに工人集団が異なる埴輪が使用されるが、中葉には異なる古墳で共通する埴輪が使用されることを示し、王権中枢との関係変化が影響していることを述べる。第七章では以上の埴輪生産体制の通時的変化をまとめて述べて、王権中枢部との関係のあり方によつて各地の埴輪生産体制が変化してい

ることを示す。終章では本論文全体の成果を要約する。

論文審査の結果の要旨

本論文は、製作技術から見た埴輪生産の体制から王権中枢部と各地域との関係を通時的に考察した点に意義がある。特に、各古墳群の埴輪の技術的な事例研究を基礎に置いて、具体的な技術者集団の編成のあり方と、王権と地域との関係という政治的側面との関係から、古墳時代全体を見通した点に独自性があり、スケールの大きさと技術的視点の堅実さを兼ね備えていると評価できる。

ただし、事例研究の分析の程度に差があり、第二章や第四章のような精緻な分析が見られる部分と、それに比較してやや大づかみな分析に終始している部分が見られる。分類の手法や用語にもばらつきが見られる点、細部の充実という点で課題が残ることが審査委員から指摘された。また、通時的分析の成果として古墳時代後期の埴輪生産体制の変質についてより詳しい記載が望まれるという指摘もなされた。

しかしながら、埴輪という古墳時代に最も普遍的に見られる考古学的遺物を用いて、製作技術という考古学的視点から古墳時代全体の政治的動向に迫ろうとする本論文の手法と成果は高く評価されるべきものである。特に古墳時代中期の久津川古墳群と西条古墳群との対比的分析や、古墳時代前期・中期・後期各時期の埴輪生産体制の特質の把握においてすぐれていると評価できる。

以上により、公開審査での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一七年六月二七日（火）18時から20時まで、学

而館第三研究会室で行われた。

本論文の主査は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動および日常的に研究討論を行ってきたことを確認した。また主査および副査は、公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

したがって、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。

松川 雅 信

『近世日本の儒教と喪祭』

——閩齋学派の朱熹『家礼』受容と
儒礼実践に関する思想史研究——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一七年九月二十五日

審査委員

主査 桂 島 宣 弘

副査 大田 壮 一 郎

副査 高 橋 文 博

論文内容の要旨

本論文は、朱熹『家礼』に基づく儒式喪祭礼の受容と実践という視角から、閩齋学派の徳川日本における展開を論じたものである。

序論では、戦前・戦後を通じた閩齋学派研究の動向を整理するとともに、そこに孕まれた問題点を指摘している。戦前期に「尊王斥覇」の「国体」思想として顕彰された閩齋学派評価は、戦後反転した。学派の歴史的連続性と学派的完結性は否定され、概して閩齋学派は古学派の登場によって「克服」されていく対象として、位置づけられることとなったのである。しかしこうした戦後の理解では、徳川時代全般を通じて最大の規模と体系性を保持した閩齋学派の同時代的な思想的影響力や、その意味を問うことはできないと本論文は主張する。そのことは、戦後の研究が戦前のそれを本質的な形で批判し得なかったことを意味し、『家礼』

に基づく儒式喪祭礼の受容と実践という視角を用いることで、戦前・戦後の研究成果を止揚した新たな閩齋学派像を呈示することが可能になるとのべられている。

第一章では、本論文全体を見通すための予備的考察が行われている。すなわち、既往の思想史研究では、徳川日本において儒礼はほとんど展開し得ず、儒教は「儒学Ⅱ学問」としてだけ辛うじて展開できたものと考えられてきた。その際、論拠とされてきたのは寺請・寺檀体制に基づく仏式喪祭礼の存在であった。ここでは徳川仏教の歴史的展開過程に即した考察を行うことで、こうした見解に疑義を呈している。寺請・寺檀体制を素地に仏式喪祭礼が徳川社会に滲透していく時期は、およそ十八世紀を跨ぐ頃で、かつそれが既成事実化するのには十八世紀中葉であった。従って、それ以前から既に受容されはじめていた『家礼』に則った喪祭礼を儒者たちが実施することは、少なくとも十七世紀から十八世紀初頭期段階にあつては、比較的容易であつたと主張されている。

第二章では、閩齋学派に『家礼』が根づくきっかけを作った浅見綱齋に主眼を据え、その自我認識と朱子学理解との関連から、その喪祭論がとりあげられている。(生国)を主体とした(風俗革新)がなされねばならないとした自我認識と、「日用」「格物」に重点をおく朱子学理解とは、綱齋の『家礼』へのとり組みと密接に関連していた。綱齋は、仏式喪祭礼が同時代的に滲透しつつあつた当該期の状況下にあつて、仏式を排した儒式喪祭礼の確立を「人道日用ノ急務」と位置づけつつも、それが『家礼』の記載通りであることを否定し、むしろ「格物」を経ることで(生国)に即した形での喪祭礼を明示していた。つまり綱齋の『家礼』へのとり組みとは、「日用」の次元からの(生国)における(風俗革新)を志向するものだった。こうした綱齋の志向性とは、儒者が身分的周縁に存した徳川日本にあつて、「庶人」でも実施可能な喪祭礼という対象から、

朱子学的普遍性を具有させていくことを試みたものであったと主張されている。

第三章では、綱齋『中庸師説』に窺われる鬼神来格説がもつ特徴を明らかにするとともに、それが同時代の垂加神道を含む闇齋学派知識人たちに与えた波紋を検討している。綱齋の鬼神来格説は朱熹とも闇齋とも異なり、来格の根拠に実体的な〈理〉を据える点に特徴を有していた。綱齋においてこうした議論がなされた所以は、当該期における仏式祖霊祭祀の滲透という歴史的状况に求められるとされる。綱齋は、仏式に対して儒式祭祀がもつ優位性を示すべく、確実に祭祀実践によって来格が生じ得ることの証左として、〈理〉という確乎とした根拠を明示し、跡部良顕・三宅尚齋・松岡雄淵ら十八世紀前期の闇齋学派知識人たちに影響を与えたことが明らかにされている。

第四章では、十八世紀中葉に尾張藩中下学問所において、いかなる儒礼実践が構想されていたのかに關し、同学問所堂主を務めた蟹養齋を対象として考察している。養齋は、学問所の門弟たちが火葬・淫祀といった世の習俗に惑溺することなく、儒式喪祭祀を実施するよう促すべく『居家大事記』という実践手引書を著していた。同書において特筆すべき点は、火葬批判が必ずしも仏教批判とは結びつけられず、むしろ檀那寺と共存する形で儒式喪礼を執り行う必要性が説かれていた点、そして淫祀と正祀たるべき祖霊祭祀の正否が、「天道」に基づく禍福という通俗的論理によって説明されていた点である。かくて、通俗的観念や既成事実化した寺請・寺檀体制といった、十八世紀中葉の社会的与件を自説のうちに組み込みつつ、養齋が儒礼実践を門弟たちに方向づけようとしていたとされている。

第五章では、養齋以後における尾張崎門派の儒式喪礼論およびその実践の様相を、中村習齋を中心として検討している。中下学問所の消滅と

細井平洲の招聘という十八世紀後期における尾張の思想界にあって、習齋は藩校明倫堂に出仕し得ない市井の儒者としての生涯を余儀なくされた。習齋は、平洲の「教化」策を「治人」に傾斜した詐術と論駁して「修己」の必要性を強調し、『家礼』に基づく喪礼の必要性を唱えていた。しかし、既に仏式喪祭祀が確立していた十八世紀後期において、市井の儒者が仏式にあらざる喪礼を実施することは困難を極めた。そこで習齋はその著書『喪礼俗儀』において、儒仏混淆に基づく喪礼実践のあり方を示すとともに、そうした混淆こそが『家礼』の意図に即すのだとする新たな解釈を呈示することとなった。また『喪礼俗儀』に範をとる喪礼は、実に幕末維新期に至るまで尾張崎門派において、実際に執り行われていたことも明らかとなった。かくて、寺請・寺檀体制下にあったとしても、儒式喪礼実践のあり方を具体的に示すことのできる集団として、尾張崎門派が存在していたと結論づけられている。

最後に、様々な位相があるとはいえ、儒式喪祭祀を領導し得る存在として闇齋学派は徳川思想史上に位置づけ可能であり、そこにこそかれらの求心力が存在していた、という新たな学派像を呈示している。闇齋学派は、徳川日本において身分的保証をもたなかった大多数の儒者たちに対し、『家礼』に基づく儒式喪祭祀という形で現実社会への回路を示していたのであり、そのことは古学派登場以後も基本的に変わることがなかったのである。戦後の徳川思想史研究が儒礼の不在を前提とし、そして古学派中心史観を形成してきた点を踏まえるなら、既述してきた闇齋学派の像は、新しい思想史叙述への道が拓かれるのではないか、という展望がのべられて論文は結ばれている。

論文審査の結果の要旨

山崎闇齋学派、とりわけ、浅見綱齋に発する学派の『朱子家礼』の受

容と儒礼実践が、時代状況との関係において、具体的には仏教的喪祭の実施状況の度合いに応じて、変容しつつも継続しつづけたことを論証した本論文の意義はきわめて大きい。とりわけ次の五点において本論文は、思想史研究に新しい地平を切り拓くものと評価できる。

第一に、徳川日本における儒者たちにおいて儒式喪祭こそが現実にかかわる接点であったとし、浅見綱齋の『家礼』受容とそれに基づく儒式喪祭実践の具体的なあり方、それを継承しつつ、変容していった後継の『家礼』理解、儀礼実践の具体相が克明に明らかにされ、その思想史的意義が、さまざまな点で論証されていることである。

第二に、思想分析を歴史的状況との関係で分析する方法的態度を明確にとることによって、単なる思想の内在的分析だけでは解明されない、それぞれの思想の意義が明らかにされていることである。こうした方法をとった本論文は、思想史的史料だけではすまされない広く徳川時代の政治・社会制度や宗教状況にも目配りした内容となっている。

第三に、この点がとりわけ重要な点であるが、本論文は戦後の徳川儒教思想史研究に根本的な見直しを迫るものとなっていることである。すなわち、『家礼』の読み直しによる、仏式儀礼に対するその都度の具体的対応の解明は、儒教を排仏論とだけ捉えるこれまでの理解の変更を促し、さらにそれこそが儒者と社会の接点であったとする主張は、荻生徂徠を画期としてきた戦後徳川儒教史研究の大きな変更を迫っている。「身分的周縁」に位置していたとはいえず、儒者の主張・実践の主たる「場」が、これまでの言説分析が示し得なかったところに存在しているという主張は、今後の徳川儒教思想史研究に対する大きな問題提起となっている。

第四に、明・清・朝鮮王朝の儒教の動向にも配慮した研究となっていることである。すなわち、本論文はとりわけ儒礼・『家礼』が重要な意義を有するとされ、またその故に先行的にそれに焦点を当てて展開されて

きた明・清・朝鮮王朝儒教思想史研究にも目配りしたものとなっている。この結果、未だ明示的ではないものの、東アジア的思想空間の中に徳川儒教思想を位置づけることを可能にしたものと評価することができる。『家礼』をめぐる解釈とその実践、仏教に対する姿勢などは、徳川思想史研究を東アジア的視座から捉え返す上では、大きな示唆を与えるものとなるだろう。

第五に、とりわけ尾張崎門派の地方史料を丹念に発掘・精査して、今まで明らかにされてこなかった蟹養齋、中村習齋らの『家礼』解釈やその実践、仏教儀礼との「融合」のありようが克明に明らかにされたことである。未だ活字化されていない諸史料を渉猟しての研究によって、当該研究分野においては未だ明らかにされてこなかった数多くの事実が示された意義は、きわめて大きいといわなければならない。

以上の大きな達成に加え、他に評価できるものとしては以下の点を挙げるができる。①これまで仏式葬祭が寺檀体制の成立後に直ちに確立してきたかのごとくのべられてきたことに疑義を呈し、それが十七世紀から十八世紀にかけて漸次確立していったことを示して、徳川時代前期の儒者もそれとの関係性の中にあつたことを明らかにしたこと。②浅見綱齋の思想については、とりわけ精緻な分析を施し(第二章・第三章)、『性理字義』批判、「格物」「理」の理解の特質を解明し、伊藤仁斎や熊沢蕃山との思想的差異について明確にしたこと。③尾張崎門派の事例紹介は、上総など他の地域での崎門派のありようを検討していく上で、先駆的な研究となっていること。徳川日本のみならず近代以降も継続的に存在してきたといわれる山崎闇齋学派の全貌に迫る手がかりを与えたものと評価できる(第四章・第五章)。

本論文の問題点として指摘されたことは以下のとおりである。第一に浅見綱齋の自他理解について、「生国主義」という概念を提示し、それは

後継の闇齋学派の儒礼実践にも妥当するものとしている。朱熹の『家礼』序の論理は、理としての本は普遍的であるが、文としての礼を地域的・時代的に変改するというものであり、綱齋は、その論理を受けたものであるが、それを「生国主義」と規定する必要はないのではないか。ましてや、後継の門人たちの改変の論理をも「生国主義」といえるのだろうか。それは、理一分殊の論理と解するのが妥当ではないか。第二に、綱齋の『性理字義』批判は、『性理字義』が物の来歴や由来をたどる傾きをもつことへの批判であり、それでは現にある物を現にあらしめている根拠を指示することにはならない。綱齋は、日用の本然・本原としての理、日用を日用として現にあらしめている理を考えるべきとしているのである。こうした綱齋の理と気の関係、物のあり方の捉え方について、本論文の理解・分析はやや不十分ではないか。また、綱齋の『性理字義』批判や鬼神感格説が、朱熹と懸隔していたとするが、それは、朱熹からの逸脱、懸隔ではなく、一つの解釈とすべきではないか。第三に、本論文の方法に関わって、それが歴史学の研究成果、あるいは徳川仏教史研究の成果にやや依存しすぎている点も気がかりな点であった。すなわち、闇齋学派の思想展開、とりわけ『家礼』の理解や実践に関わる分析が、それらのいわば思想の「外側」の事態に規定されていたかのごとく叙述されている傾向が、気になった点であった。とりわけ、闇齋と綱齋の理の実体化傾向の有無という思想内容を、仏式喪祭の定着状況という現実の社会状況と直ちに結びつけるのは、あまりにも飛躍しているのではないか。

以上の問題点・課題が残るものの、公開審査での口頭試問結果を踏まえ、本論文はまさしく申請者が一生取り組みうる壮大なテーマの現段階での一つの集約ともいえるもので、方法論や実証性の面でも、きわめて高いレベルにある論文と評価できる。章ごとの完成度も高く、読み応え

のあるものとなっている。博士学位にふさわしい内容であるというのが、審査委員の一致した結論であった。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一七年六月二十四日(土)午後3時から5時まで末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本論文がきわめて優秀なもので、十分な独創性・体系性、高い水準の学術的価値をもつものとの結論に至った。本論文の叙述、引用史料および提出された英文要旨から、申請者の日本語(現代語・江戸語・古文書)・中国語(古文)・英語の卓越した水準の力量が窺える。申請者は、これまで発表してきた査読を含む学術論文、数多くの国際・国内学会での報告、日本学術振興会特別研究員としての活躍などで、すでに日本の思想史学界や東アジアの学界において若手研究者としての地位を確立している。以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

石原 和

『一八〇〇年前後の宗教社会と民衆宗教の展開』

——名古屋城下の如来教を中心に——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一七年九月二五日

審査委員

主査 桂 島 宣 弘

副査 本 郷 真 紹

副査 神 田 秀 雄

論文内容の要旨

本論文は、如来教を中心に民衆宗教の歴史的位置づけの再検討を企図したものである。

序章では、これまでの民衆宗教研究が総括されている。申請者によれば、戦後歴史学は、長らく近代化を指標としてきたため、民衆宗教には近代宗教の萌芽や国家に抵抗しうる可能性(『民衆的近代』)がみいだされ、そのため、既存の宗教を超えていく側面ばかりが強調され、民衆宗教が起こった宗教社会の展開から分断されて位置づけられてきた。こうした民衆宗教研究の現状に対して、如来教を素材に、それが生まれ展開した近世宗教社会に位置づけることによって、新たな歴史的意義をみいだすこと、さらにこの研究分野自体をも新たに刷新していくことが課題であるとのべられている。具体的には、如来教の教祖と信者たちが生きた一八〇〇年前後の宗教社会の動向と関連づけながら、その開教と教義

展開を明らかにし、この時代を生きた人々のさまざまな信仰実践を明らかにすることで、信者たちが抱えた課題を探り、信者と教祖とがせめぎあう場として民衆宗教の救済を捉えていくことの重要性が主張されている。

第一部では、近世仏教史上最大の「動揺」とも評される浄土真宗の「異安心」騒動・「三業惑乱」に注目し、この一連の騒動と同時代的な宗教の動向として民衆宗教を検討することで、新たな民衆宗教像を提示しようとしている。

第一章では、「三業惑乱」を近世後期の宗教史の一大変動の始点であるとし、ここに救済パラダイムの転換をみている。すなわち、近世浄土真宗の「異安心」騒動を全て精査することで、如来教祖喜之とその信者が生きた一七五〇年から一八五〇年までの間に、「異安心」騒動数が激増するピークがあること、その中心となった騒動が「三業惑乱」であったことが明らかにされている。「三業惑乱」は、自力を強調する三業派と他力を強調する反三業派の教学論争であるが、天明期頃から各地の門末門徒にも「三業婦命説」が広く受け入れられるようになり、寛政期中頃には一大騒動へと発展していく。最終的には幕府が介入・裁定し、三業派を退ける形で騒動は終焉を迎えることとなるが、依然として能動的・実践的な救済のあり方であった「三業婦命説」が求められることも多く、この騒動の影響は長く尾を引くこととなった。一八〇二年に開教した如来教も、三業派と同じような能動的・実践的態度によって救いを得ようとする人々に対峙し、自力他力論・願行論という、救いの方法に関わる説教を行っていることから、如来教はこの時代の具体的課題を負って登場・展開した信仰とみなすことができると結ばれている。

第二章では、近世名古屋における「新敷宗意」事件と「尾州五人男」事件の分析を通じて、名古屋の真宗「異安心」でも、つとめの方法への

問いという課題が共有されていたこと、その中で「心の定置」を強調する説教がなされたことを明らかにしている。「新敷宗意」事件は名古屋の真宗大谷派の多くの寺々で、他宗の方法や新たな方法でつとめを行ったことが問題とされた事件、「尾州五人男」事件は名古屋近郊で活動した五人の僧侶の説教が問題視された事件である。とりわけ「五人男」事件は実践を伴う「三業婦命説」を批判し、むしろ実践する心のありよう（「心の定置」という方法を提示し、心が定まっていけない状態での念仏は地獄に落ちると説いて本山に糺された事件である。真宗と如来教の両者に関わった多数の信者の存在からすると、如来教は当然この動向と関わりを持ったと捉えられること、如来教でも同様の論理を用いて「心の定置」に重きを置く救済が説かれているが、如来教の場合は本末体制から自由であったため、救いを求める人々の願いに即した説教展開を持続できたのではないかと指摘されている。

第二部では、救済に関する課題を抱えた人々に対峙した如来教が、第一部で提示した一八〇〇年前後の救済パラダイム転換の中で、どのような役割を果たしたか、またそれを果たすためにどのような特徴を有していたかを明らかにしている。

第一章では、この時代の「渴仰（かつごう）の貴賤」の信仰活動に注目しながら、如来教説教を考察している。取り上げられているのは、名古屋地域で当時盛況となった開帳、寺社造営であるが、こうした活動の背景には作善を欲する社会があったとされ、その活動の根拠となった善書及び功過思想に注目している。如来教信者も、また「渴仰の貴賤」として、これらの活動に参加していた。教祖喜之は「善の貯え」による救済を説いたが、行為を伴う「善の貯え」を否定し「善の心の貯え」「如来のお心」を説いた。このことから、如来教がつとめの方法の模索という課題の中で、社会に広がっていた作善実践という方法を共有しつつも、行

為については批判し、「心の定置」を説いた宗教として登場したとされている。

第二章では、如来教が、どのように他の新興宗教と対峙したのかを、同時代的に興隆してきた秋葉信仰を取り上げて検討している。まず、秋葉信仰が名古屋においては宝暦期から天明期の三〇年の間に登場しその後急激に広まったこと、その多くが末社・境内社・村落の祠堂であったこと、天保期には巡礼が整備される程に社会に浸透していたことが明らかにされている。火防信仰としての秋葉信仰は、名古屋城下で火事が大規模化・多発したことも関わっていた。また、鳴海の「下郷家文書」を検討し、下郷家を中心とする秋葉講が、祈禱料や御供米の献納とそれへの守札の授与・護摩・祈禱の執行を行い、かつ他の信仰とも共存する重層的信仰を持つ存在であったとされている。如来教と秋葉信仰は同じく熱田を拠点としており、こうした重層的信仰圏域の中にあつたこと、如来教の説教にもこうした重層的信仰が表れていること、秋葉信仰については異名である三尺坊の名を再解釈することで金毘羅よりも下位にある神とすることで、秋葉の特有の利益であった火防を自らの救済のもとに包括したこと、それにより実践的な側面の強かった秋葉信仰の救済を「心の定置」によって救済されるものへと転換させたことなどが分析されている。

第三章では、如来教の非常時への対応から、日常の説教にも通底する説教の特徴をみいだすために、一八一九年の大地震（文政の大地震）の後の如来教説教が分析されている。まず、当時の人々の地震への恐怖の特質が、地震や災害による死への恐怖の他に、現世の人々に害をもたらす未成仏の靈魂への恐怖、地震を通して現世を生きる人々に警告する神意への恐怖にあつたとされている。如来教においても、大地を如来が支えているという世界観が語られ、その指を弾いて今回の地震が起こされた

と説明されていること、心を定めなければ次は天地がひっくり返る大地震がおこるといふ予言がなされていることが示され、このような説教展開の過程には、目前の事態に直ちに応える即時性と、事態に応じて世界観を説明する即興性があり、そこに如来教の信者を惹きつけ続ける魅力があったと結論づけている。

終章では、「一八〇〇年前後の宗教社会のつとめの方法の模索」という課題の生起と、それに対する「心の定置」という方法による救済の発見」こそが、如来教登場の歴史的意義であったと結論づけられている。そして、本論文の方法は、名古屋城下の宗教社会と如来教の展開のみに限られたものではなく、近世後期に起こった諸宗教、民衆宗教の動向を総体的に捉えていくこともできる方法であると結ばれている。

論文審査の結果の要旨

近世後期に開教した民衆宗教の歴史的意義について、当該期の地域の宗教社会の様相を明らかにしつつ、それとの関連で論証しようとした本論文の方法はきわめて斬新なもので、学界にも大きな影響を与えるものと評価できる。とりわけ次の五点において本論文は、近世宗教史研究・民衆宗教研究に新しい地平を切り拓くものと評価できる。

第一に、近世仏教史研究と近世民衆宗教研究を初めて架橋する方法が切り拓かれたことである。これまでこれらの両分野は、ほとんど論点を共有することがなく、それぞれが別個に進められてきた。近世仏教史研究が明らかにしてきた「異安心」などの宗義・教義騒動を手がかりに一八〇〇年前後の宗教社会の歴史的位相を明らかにし、民衆宗教（如来教）もまたその課題を共有しつつ登場したとする本論文の方法・視点は、これまでの民衆宗教研究が看過してきた問題を掘り起こした斬新なものといえる。

第二に、これまでも一定程度言及されてきたとはいえ、民衆宗教を具体的な地域社会内の存在として、きわめて明確に位置づけ説明したことである。この視点は、金光・天理教団などの教学研究機関などが既に岡山・奈良地域を対象に粘り強く行ってきたものとはいえず、とりわけその視点が弱かった如来教を、名古屋地域の宗教状況から初めて本格的に明らかにしたものと評価できる。

第三に、近年やや低調気味であった民衆宗教研究には、未だ数多くの研究課題が存在していることを示したことである。これまでの民衆宗教研究は、近代化という視点に拘泥されてきた分、それが批判されている。昨今、天理教の戦時を問うた研究以外は、歴史学界ではなかなか新しい視点を打ち出せずにいたといわなければならない。本論文では、開帳・寺院造営・寄進などの作善活動との関連、善書の普及などの書物ネットワークの問題、文政大地震の中での活動など、近世史研究の最新研究成果も見据え、民衆宗教研究が、これらの課題の豊かな題材たり得るものであることを明らかにしている。

第四に、民衆宗教研究に限っていえば、その研究は教祖の生涯や教義研究が中心であった。本論文は、それに対して、むしろ信者の信仰生活（「渴仰の貴賤」）に一貫して立つという視点を堅持している。信者の側から民衆宗教を捉えることは、史料の制約も多く困難を伴うものであるが、本論文は、数多くの史料を駆使してこの分野に挑んだものと評価できよう。

第五に、近世の人びとの信仰生活が、きわめて重層的なものであったことを具体的に示したことである。この点は、民俗学などの諸研究でも示されてきたものといえるが、本論文では如来教、真宗、秋葉信仰、功過信仰などの重層性を明らかにし、とりわけ、秋葉講に迫り、それが重層的信仰の受け皿として機能していた様相を示したことは成果といえ

る。

以上の大きな達成に加え、他に評価できるものとしては以下の点を挙げる事ができる。①如来教は、近年の神田秀雄氏、浅野美和子氏らの仕事による『如来教・一尊教団関係史料集成』全四巻の刊行によって、ようやくほぼ全貌が明らかにされたばかりであり、本論文はそれを活用した最初の研究成果の一つとすることができること。②浄土真宗「異宗」「異安心」関連史料など歴史学ではあまり用いられてこなかった史料を始め、「下郷家文書」「肥前温泉災記」などの未公刊史料を数多く活用して論証を進めていること。③如来教のみならず、秋葉信仰論や地震の社会史としても本論文は一定程度のまとまった内容を有しており、民俗信仰研究や地震史研究などにも寄与し得るものとなっていること。

本論文の問題点として指摘されたことは以下のとおりである。第一に、本論文の方法・視点が必然的に有する問題といわざるをえないが、如来教の教祖論、教義論の側面が弱くなったことである。喜之の教義や他の民衆宗教の教祖の信仰については、多くの研究蓄積があり、ここでは救済論、善悪論、死後安心論（「三界万霊」論、「病氣直し」の様態などが検討されてきた。また、如来教の神秩序論（金比羅と如来の関係、他の神々との関係など）もさまざまに論議されてきた。本論文は、そうした問題についてどのように考えているのか、『お経様』のほぼ全てが刊行された今、それと正面から向き合う章があってもよかつたのではないか。第二に、真宗の「異安心」騒動など、如来教の背景については「状況」「課題」を本論文はかなり明確に示しているが、自力・他力などの問題に対して、何が問われ、それに如来教がどのように応えようとしていたのか、やや不鮮明な点である。「心の定置」についても、真宗などの自力・他力騒動が問題としていた「心のありよう」「善悪のありよう」に対して、如来教の「如来同体の心」はどのような地平に立つものであった

のか、その分析がやや弱くなっている感があったのは残念な点であった。第三に、如来教の根本史料である『お経様』には確かに難解な点もあり、解釈の余地があることも事実である。しかしながら、幾つか史料解釈としては、不正確な点があることも指摘された。

以上の問題点・課題が残るものの、公開審査での口頭試問結果を踏まえ、本論文はまさしく申請者が一生取り組みうる壮大なテーマの現段階での一つの集約ともいえるもので、方法論や実証性の面でも、きわめて高いレベルにある論文と評価できる。章ごとの完成度も高く、読み応えのあるものとなっている。博士学位にふさわしい内容であるというのが、審査委員の一致した結論であった。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一七年七月二三日（木）16時30分から18時30分まで学而館第一研究会室で行われた。審査委員会は、本論文がきわめて優秀なもので、十分な獨創性・体系性、高い水準の学術的価値を持つものとの結論に至った。本論文の叙述、引用史料および提出された英文要旨から、申請者の日本語（現代語・江戸語・古文書）・中国語（古文）・英語の卓越した水準の力量が窺える。申請者は、これまで発表してきた査読付を含む学術論文、数多くの国際・国内学会での報告、日本学術振興会特別研究員としての活躍などで、すでに日本の思想史・宗教史学界や東アジアの学界において若手研究者としての地位を確立している。以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

菊地 俊介

『日中戦争期における日本の対華北占領統治と新民会の青年教化動員』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一六年三月三十一日

審査委員

主査 鷹取 祐司

副査 北村 稔

副査 宮内 肇

論文内容の要旨

本論文は、日中戦争期(一九三七～一九四五年)の日本占領下華北において、傀儡政権である中華民国臨時政府の下、現地民衆に対する親日化工作を行う民衆団体として日本軍主導で設立された中華民国新民会(以下「新民会」)が実践した青年教化動員工作に焦点を当てることで、従来の日中戦争史研究では着目されてこなかった日本占領地区の中国民衆の姿と社会の実態を復元し、単なる傀儡という従来の評価とは異なる新民会の一面を明らかにしたものである。

一九三七年八月の日中全面戦争開始後、日本軍は華北に侵攻し、二ヶ月には日本軍占領下に置かれていた北京を首都として中華民国臨時政府を設立した。そして、現地民衆に対する親日化工作を推進するために、臨時政府を支持・擁護することを目的とする民衆団体である新民会を設立した。日本人と中国人の共同参画によって運営されたこの新民会は、

一九八

儒教道徳を基調に繆斌が創作したとされる「新民主主義」を指導思想とし、これに基づいて新しい中国を建設するという理念を掲げた。そして北京に中央指導部、華北各地の省・道・市・県の行政単位ごとに指導部を順次設置し、現地民衆に対する教化・組織化・動員を進める中心的役割を担った。新民会の工作の中心は、現地民衆の親日化を図るための思想教化宣伝工作であったが、それだけでは民衆の支持は得られないと考え、現地民衆の生活水準を向上させるための経済工作も併せ実施した。新民会がこうした諸工作を進めるに当たって重視したのが青年層であった。本論文は、新民会の青年教化動員工作に焦点を当てて、新民会の民衆工作の実態を明らかにしてゆく。

論文は、序論と本文七章および結論で構成されている。以下、順次その内容を紹介する。

序論では、先行研究の状況を整理した上で、本論文で取り上げる具体的な課題について述べる。即ち、一、新民会の青年教化動員工作がどの階層の青年をどのような形で動員したのかを解明すること、二、新民会の青年教化動員工作を現地の青年達がどのように受け止めていたのか、民衆の視点から日本の占領統治の実態を捉えること、三、新民会の工作に窺われる封建道徳への回帰とは一概に言えない内容に焦点を当てることで傀儡政権史像の再検討をおこなうこと、である。

第一章「新民会の成立と民衆工作の展開」では、上記の課題を考察する予備作業として、新民会の成立過程とその変容、新民会の民衆工作全般に関わる問題についてまとめている。一九三七年に設立された新民会は、当初、臨時政府と「表裏一体」の関係を掲げる教化動員組織であったが、一九三九年の改組による当初幹部の更迭および軍部の統制強化、さらに、一九四三年の対華新政策の実施に伴う日本人職員撤退によって新民会の性格が変化していったこと、また、このような軍の統制の下に

新民会の活動も戦時動員の要請に応えるように変化していったことを述べて、新民会の民衆工作も日本軍による統制状況を踏まえて検討する必要があることを指摘する。

第二章と第三章では一つ目の課題を取り上げ、新民会の青年教化運動を具体的に復元する。第二章「新民会の青年訓練所と青年団」では、新民会の青年訓練所と青年団の募集規定などを手がかりに、どのような青年がどのような形で新民会の組織に組み込まれていたのかを明らかにする。新民会の青年動員は、現地のあらゆる青年層を一律に強制的に組織化・動員したのではなく、良家や地主・富農の子弟で優秀な青年を選別して組織化する一方で、貧困層の青年や知識青年は組織化対象から除外していたことを指摘する。第三章「新民会の青年教化動員工作と中国国民党・中国共産党による地下工作」では、新民会が貧困層の青年や知識青年を組織化対象外とした背景に共産党や国民党による地下工作の影響があったことに注目して、その地下工作が如何に浸透し、対する新民会がそれを如何に警戒していたかを考察する。そして、共産党や国民党によるかかる地下工作の影響を受けて、新民会は社会階層を問わずあらゆる青年層を一律に動員してゆく方針に転換していったことを明らかにする。

第四章と第五章は二つ目の課題を取り上げ、新民会に対する現地青年の眼差しに焦点を当てる。第四章「新民会の青年教化動員工作の実態と青年の反応」では、貧困や失業といった問題を抱える現地青年達が青年訓練所に入所したのは就職のための利点があると考えたからであって、新民会の掲げた新民主主義の涵養や農村復興のリーダー育成という名目では現地青年達を集めることができなかったこと、その結果、強制や不正行為によって青年を集めるようになると共に、日本軍による戦争動員の要請に応じて軍事動員するよう変容していったことを指摘する。第五章

「欧米キリスト教会の社会事業と新民会の民衆工作との相克」では、日本の占領統治下にあつて日本の統治に抵抗していた欧米キリスト教会の社会事業とそれに対する民衆の眼差しに焦点を当てて考察することで、新民会は教育や社会事業を展開したものの、長い歴史を持ち民衆から支持される欧米キリスト教会には及ばず、新民会は欧米キリスト教会に取って代わる正当性を民衆に対し説明できなかったことを指摘する。

第六章と第七章では、三つ目の課題である傀儡政権史像の再検討をおこなう。第六章「新民会の青年教化工作と教育、社会の近代化をめぐる問題」では、新民会が青年向けに発行した雑誌や新聞の記事の分析から、新民会の言説には近代化教育や自由恋愛の肯定など中華民国成立以来の近代化の流れを肯定し継承する面もあつたのであつて、先行研究が言うような単なる封建道徳への回帰ではなかつたこと、しかし、そのような近代化肯定の根底には戦時動員の要請に基づくところの戦争協力のための動員を進める基盤形成としての意図があつたことを指摘する。第七章「新民会の女性教化動員工作」では、新民会が女性教化動員のために設置した団体の構成や活動を復元し、新民会は「賢妻良母」として良質な国民を育成する家庭を築くことを主張する一方で、女性が社会進出して生産労働に従事することも主張しており、女性教化工作においても教育と社会の近代化を肯定していたこと、ただし、青年の場合と同様に、これらの女性政策実施の背景にもまた戦時動員の要請があつたことを指摘する。

結論では上述の考察結果を整理した上で今後の課題を提示し、本論を締めくくっている。

論文審査の結果の要旨

本論文の評価を一言で言えば、直接の考察対象である新民会に関する

大量の同時代史料を丹念に読み込むことで新民会の活動実態を多方面から具体的に復元し、従来、傀儡政権という枠組みの中でしか評価されなかった新民会に中華民国成立以来の近代化を肯定し継承する側面があったことを明らかにした力作といえる。以下、本論文中に見える申請者の研究上の獨創性や特長について紹介する。

本論文での直接の考察対象である新民会は、日本占領地区で中国民衆への親日化工作を進める組織で、新民会の下に組織化された中国民衆は対日協力をさせられることになる。本論文が取り上げた民衆はそのような対日協力をさせられた民衆である。従来の日本占領地区研究では侵略した日本とそれに抵抗する中国という構図の下に考察がおこなわれてきたが、現実には、日本と中国の間で対日協力をさせられた一億人にも上る中国民衆が存在していた。申請者は、国民党や共産党による抗日運動だけではなく、いわば侵略と抵抗のはざまにあったそのような中国人の複雑で多様な日中戦争史の全体像を復元できると述べており、こここれまででの研究の枠組みに囚われない申請者の柔軟性や獨創性、視点の新鮮さを窺うことができる。このような申請者の特長が最も顕著に表れているのが、日本統治下にあった欧米キリスト教会を取り上げた第五章であろう。新民会についての従来の研究では、親日化工作をおこなう新民会とその対象となった民衆という単純な対立構図が想定されてきたが、現実には、日中戦争以前からの長い歴史を持ち中国社会で大きな影響力を保有する欧米諸国のキリスト教会の存在があり、新民会と競合していた。申請者は、欧米キリスト教会を考察対象に加えることで、新民会対中国民衆という対立構図だけでは見えてこなかった三者の関係を立体的に示し、欧米キリスト教会の存在故の限界が新民会の民衆動員工作にはあったことをあぶり出すことに成功している。

また、新民会は先述のように親日化工作を進める上で青年層を主たる工作対象としていたが、申請者は青年層として一括するのではなく、その階層や存在形態にまで踏み込んで分類した上で考察する。一口に青年と言っても、現実には様々な立場の青年がいるわけで、申請者は新民会がどのような立場の青年をどのような形で動員したかを、新民会関係の資料を博捜することで明らかにしている(第二章)。この分析は新民会の教化動員工作の対象であった青年達の現実に生きる姿、さらに、彼らを取り巻く社会状況を社会的視点から分析するもので従来の研究には見られない斬新な視点である。さらに、申請者は工作対象となった青年だけでなく、新民会が工作対象としなかった青年層はどのような立場の青年であったのか、そのような青年層が工作対象とならなかったのはどうしてなのかを、青年動員において競合する存在であった国民党や共産党の地下工作などの分析も踏まえて解明している(第三章)。当地には様々な立場の青年が存在しており、新民会・国民党・共産党がそれぞれどのような種類の青年を動員対象としていたかを個別に考察することによって、当時の青年をめぐる三者の動員状況を動的に捉えることに成功している。

如上の点に加えて、分析すべき史料の選択もまた申請者の獨創性を示すものと言える。第六章と第七章では新民会の青年教化工作および女性教化工作を取り上げているが、そこで主に分析されているのは新民会が青年や女性を想定読者として発行した雑誌や新聞の記事である。これらの記事を丹念に読み解いてゆくことによって、先行研究が「新民主義」やそれに基づく教育工作・社会事業の分析を通して封建道徳への回帰と評価してきた新民会の民衆工作の中に、旧来の教育や結婚観を否定し、実学教育や職業教育さらに自由恋愛や自由結婚を肯定するような論説もあったことを明らかにする。これらの点は従来指摘されていなかったも

のであり、これまでの傀儡政権像に再検討を強く迫る指摘である。

このように、申請者はその独創的な視点から従来の研究では考慮されていない対象や分析視角を考察に含めることで本論文中で多くの成果を挙げているのであるが、獨創性に加えて、考察対象に対するアプローチが極めて精緻かつ複眼的であることも申請者の優れた点として特筆される。前述のように第二・三章は主として青年を動員する新民会・国民党・共産党側からの考察であったが、第四章では第二・三章とは逆に、動員される青年達が彼らを動員しようとする新民会をどのように見ていたのかを、青年の視線に焦点をあてて考察している。青年の取り込みに失敗した新民会はその後、強制的な動員へと変容してゆくのであるが、動員対象となった青年側からの視点を導入することで、その失敗や変容の理由、その背景をあぶり出すことに成功している。先述した第五章の欧米キリスト教会についての分析も、同様である。即ち、日本統治下の華北には新民会とそれと競合する欧米キリスト教会が存在していたのであるが、このことは当地の民衆からすれば、日本側の臨時政府や新民会と欧米キリスト教会という選択肢があったということであり、当地の民衆が如何なる理由で何れを選択したかを民衆目線で見ることによって、新民会の民衆教化工作の限界を見事に浮き彫りにしているのである。

また、本論文では華北における日本占領統治を取り上げているが、日本の傀儡政権としては他にも中国東北部の満洲国と南京の汪兆銘政権があった。申請者はこれら三地域の傀儡政権それぞれの実態を踏まえることで傀儡政権史像の再検討を構想しており、本論文での考察はそれに向けての第一歩でもある。かかる研究構想は、本論文の直接の考察対象である新民会に就いての先行研究だけでなく、日中戦争期の日本統治全般に関わる先行研究に網羅的に目を通した上で構想されたものであり、申請者の関心や視野の広さを示していると同時に、申請者の今後の研究展

開を大いに期待させるものである。

このように、本論文は独創的な申請者の研究視点によるアプローチと膨大な史料の裏付けによって説得力の高い結論を導き出した優れた論考と高く評価されるものである。しかしながら、問題点も無いわけではない。

本論文では、新民会が従来の傀儡政権の枠組みを越えて存在した可能性を示したものの、傀儡政権の枠組みを越えた理解を明確にするには、もう少し議論を重ねる必要もあったのではないかと。例えば、第二章において、そもそも、新民会がもっていた中心的な思想は共産主義に對抗する思想で、それは道徳・政治・経済が一体となった王道思想であると説明しているが、実際には、新民会の教化政策は従来の研究が論じてきた封建道徳への回帰ではなく、その克服にあった。新民会が真剣に封建道徳の克服を掲げていたとするならば、その先にある新民会の理想をある程度提示しない限り、それは侵略者によるアメにしかならないのではないか。封建道徳の克服と傀儡政権史としての新民会の見直しとの関係性が論じられないままであったのは残念である。新民会の封建道徳の克服が親日化のためのアメだったのか、中華民国臨時政府（華北政務委員会）という一つの国家・国民を建設・創生する方向性を持ち合わせていたのか、傀儡政権の枠組みをはずした新民会の評価は、この点を考える必要があるように思われる。

また、第五章では、教育の質の面でも欧米の教会学校の方が臨時政府の公立学校よりも支持されていたと述べるが、そこで挙げられた史料に「もしこの地域が中国軍に奪回されたら、新政府の教育を受けた者は不利になる云々」とあることからすれば、民衆が教会学校を選んだのは教育の質だけでなく、日本軍撤退後のことも考えていたからであって、むしろ、その要素の方が強かったのではないかと。もしもそうであるならば、

学校選択において新政府の公立学校よりも教会学校が支持されたのは、教育の質以上に現実的な要因があったからということになり、これはとりもなおさず、日本軍撤退後のことが、新民会の青年教化動員工作への参加不参加、延いては、日本の占領政策に対する中国民衆の態度を決定する際の大きな要因となっていた可能性もあろう。日本占領地に生きる中国民衆の姿を明らかにするという本論文全体の目的を達成する上で、この視点が充分活かされていないのは誠に惜しまれる。

さらに、日中戦争中の実態を把握するうえで問題点も存在する。第一章で、日本軍占領地における興亜会、宣撫班、新民会など各組織の権力分散状況が指摘されるが、この状況をもたらししている日本側の中国占領政策の根本方針への認識が不十分であるように思われる。日本側は南京陥落直後から蒋介石側との和平を何回も試み、占領地からの具体的撤退案さえ提示しており、占領継続から新しい中国の建設などという心づもりは存在しなかった。それが新民会運動の随所に見られる停滞感をもたらした結果、新民会の工作が共産党に対する武装工作や日米開戦後の戦時動員体制に傾斜せざるを得なくなったのではないか。

かかる問題点はあるものの、本論文は、日本、中国、更には欧米の研究史を丹念に確認したうえで、新たな研究上の切り口を見出すことに成功している。即ち、新民会とは傀儡政権下で行われた占領政策奉仕型の運動であり儒教道德という古い封建道德への回帰を目指したのだという従来のおさなりの観点を払拭し、占領地行政下の社会史的考察という新たな視座を獲得することに成功しており、夥しい資料に基づいて日本軍占領下の中国社会の実態を描きだし、従来の研究には見られなかった分析上の幅と深みを獲得しているという評価は、幾分も揺らぐものではない。

以上述べた所より、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与

するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一六年一月二一日(月)14時から16時30分まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、本論文の引用書目・引用史料および提出された英文要旨から、申請者の中国語・英語への十分な力量が窺える。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

立川 ジェームズ

『メロヴィング朝フランク王国における 教会会議の政治的役割』

——王と司教の交渉の視点から——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一七年三月三十一日

審査委員

主査 小田内 隆

副査 小林 功

副査 加納 修

論文内容の要旨

本論文の構成は以下の通りとなっている。

序論

第1部 五一年～六二六／七年の教会会議における王と司教の交渉

第1章 五一年～六二六／七年の教会会議の性格

第2章 グンドウアルドウス篡奪事件後におけるグントラムと司教

の交渉

——オルレアン会議・マコン会議・グントラム勅令——

第3章 六一四年～六二六／七年の教会会議におけるクロタール二

世と司教の交渉

第2部 六三〇～六六〇年代の教会会議における王と司教の交渉

第4章 六三〇年以降における教会会議の性格

第5章 バルティルドの「修道院政策」にみる王・王権代行者と司
教の関係

——教会会議発給の特権文書の署名を手がかりに——

第6章 六三〇～六六〇年代における王・王権代行者と司教の交渉

——ルーアン司教アウドイヌスとモー司教ブルグンドファ

ロの事例——

結論と展望

序論では、いわゆる「教会」と「国家」の関係についての伝統的な教会史や国制史の研究における問題点が指摘される。ここでは、中世初期のヨーロッパ世界、とりわけカロリング朝フランク王国における「国家」と「教会」の関係が議論されてきたが、近代的な教会と国家、聖俗の分離という観念が前提とされ、中世初期は「国家」（世俗権力）が「教会」を支配した聖俗混淆の世界、「本来のキリスト教」のあり方から逸脱した状態として理解された。ようやく、叙任権闘争における「国家」からの「教会」の自立によってその克服の第一歩がしるされる、と。しかし、近年、中世初期ヨーロッパを特徴づける「聖俗混淆」とは「教会」と「国家」、宗教と政治が相互浸透する独自の世界のあり方として理解され、その異文化性があらためて問われるようになった。こうした視点から、中世初期の国家形成において王と司教（教会）の相互的な関係が果たした役割、両者の相互交渉が行われる場としての教会会議の重要性が認識されてきた。すでに、カロリング朝フランク王国の時代については我が国でも山田欣吾氏のパイオニア的研究以来、王国秩序の形成における司教（教会）の役割に光が当てられてきたが、それに先行するメロヴィング朝フランク王国の時代（五〇〇年頃～七五一年）についてはなお本格的な研究

は現れていない。本論文はこの課題に新たなアプローチをもって取り組んだものである。

第1部では、第1章から第3章にわたって五一一年から六二六／七年までの教会会議における王と司教の交渉を検討する。第1章では、この時期の教会会議の性格を明らかにすべく、残存する教会会議決議文書、国王の勅令、トゥールのグレゴリウスの『歴史十卷』を総括的に検討している。ガリアで教会会議が開催された四世紀以来、決議文書は教会会議に集結した司教たちの教会指導者の集団としての意思を表明する手段であり、メロヴィング朝の王は必要に応じて決議文書に対応する勅令を公布した。つまり、王と司教は教会会議において相互に交渉し、そうした機会に公布された決議文書と勅令を通じて政治的コミュニケーションを行ったのである。さらに、同時代のフランク王国の貴重な証言であるトゥールのグレゴリウスの『歴史十卷』には、王と司教の間で交わされた王国の政治的問題をめぐる交渉が描かれ、そうした政治的コミュニケーションの具体的様相を伝えてくれる。

第2章では、五八四年末から五八五年初めにかけてフランク王国で起きたグンドウアルドゥス篡奪事件に注目し、それに関連して開催されたグントラム王時代の一連の教会会議（五八五年のオルレアン会議とマコン会議）とグントラム勅令（五八五年一月）の分析に基づいて、グントラム王と司教たちの関係を考察している。この二つの教会会議はグントラム王とグンドウアルドゥス篡奪事件に関与した司教たちとの間の和解を目指したものである。マコン会議ではこの紛争が調停された後、ブルグンド教会の有力司教のイニシアティブでいくつかの革新的な改革決議がなされた。とくに、主日（日曜日）の労働禁止、十分の一税の義務、聖職者に対する敬意が注目される。王国の政治的紛争（グンドウアルドゥス篡奪事件）の解決によって、グントラム王と司教との協調に基づく「キリスト

教的統治政策」が具体化されたからである。王と司教とはキリスト教的な王国秩序の形成という共通の目標を掲げ、教会会議という場で交渉したのである。

第3章では、六一三年にフランク王国を再統一したクロタール二世の治世期間に注目し、新たな政治状況下で開催された六一四年のパリ会議、六一四／二九年の開催地不詳会議、六二六／七年のクリシイ会議の分析により王と司教の関係とその変化が明らかにされる。六一四年のパリ会議はメロヴィング朝の歴史で最大の教会会議であり、それまでネウストリア分国の王であったクロタール二世が他の分国（ブルグンド、アウストラシア）も支配することになった結果、とくにクロタール二世とライバル関係にあったブルグンド分国の司教たちとの関係を再調整するために開催された。続く六一四／二九年の開催地不詳会議と六二六／七年のクリシイ会議では、王国全土の司教たちが王と協調する姿勢をみせ始めたが、その背景には六一四年以降の大規模な司教交替があった。クリシイ会議で署名した司教の多くは六一四年以降に就任した人びとで、王自身と結びついた司教が中心となっている。おそらく、王のイニシアティブで司教の交替が図られたと考えられる。以上の三つの教会会議は、わずか数年の間にフランク王国全体を統治することになったネウストリア王と各分国で影響力をもつ司教との交渉の場となり、王の影響力の拡大を示している。

第2部では、第4章から第6章にわたって六三〇年代から六六〇年代までの教会会議における王と司教の交渉について検討される。

第4章では、六三〇年代以降に起きた教会会議の変化を明らかにしている。決議文書は六三〇年代から減少傾向を示し、六七〇年代をもって途絶える。他方、この時期に残された王の勅令は存在しない。これに代わって、六三〇年代から六六〇年代にかけて宗教施設、とくに修道院へ

の特権付与を目的とする教会会議が続く。いかえれば、六二〇年代までの教会会議を特徴づけた決議文書・勅令を通じた王・司教間コミュニケーションに代わって、教会会議における王と司教の交渉は修道院への特権付与を焦点としたものになる。その背景には、フランク王国における修道院の霊的・政治的重要性が高まり、王族や貴族の関心を集めたことがあげられる。とくに、六世紀末以来、アイルランドから渡来したコルンバヌスとその弟子たちの布教活動の影響下に、フランク王国の王族や貴族はその所領に多数の修道院を建設した。彼らは禁欲的な修道士の祈願に靈魂救済への期待をかけ、また、修道院を地域支配の拠点として重視したからである。そのため、彼らは修道院に特権を付与し、司教権から全面的に、もしくは部分的に解放しようとした。こうして、六三〇年代以降、教会会議の関心は修道士の祈願を確保することに向かった。

第5章では、六五〇年～六六〇年代に王妃・摂政として王国に影響力をもったバルティルドの「修道院政策」に注目し、当該時期の教会会議を通じて王・王権代行者と司教たちがいかなる関係を形成したかを考察する。修道院への特権付与はこの時代の支配層の共通の関心であったが、とくにクローヴィス二世の王妃として、王の死後には幼いキルデリク二世の摂政として活動したバルティルドが組織的に推進した。E・エヴィヒの通説的理解とは異なって、バルティルドによる特権付与は自立化する司教の動きを抑止しようとしたものではなく、宮廷と密接に結びついた特定の司教門閥によって支えられていた。いかえれば宮廷、司教門閥と各地の修道院をつなぐ人的ネットワークが形成されたのである。六三〇年代以前の教会会議においては、王と司教の交渉は決議と勅令を通じてなされ、両者は相互に一定の自立性を保ちながら、聖俗の協調にもとづく統治を志向した。これに対して、六三〇年代以降の教会会議においては、宮廷と直接に結びついた司教門閥のネットワークを通じて修

道院への特権付与が行われた。以上のように特権を付与された修道院には、聖なる修道士の祈禱によって王国全体の安泰と救済に資する公的役割が期待された。こうして、禁欲的な修道士による神への祈願によって仲介され、王と司教は人民を救済に導く責務を担った。

第6章では、このように宮廷と結びついた司教のネットワークの具体相を探るために、六三〇年代から六六〇年代の全時期にわたって特権付与に関わったルーアン司教アウドイヌスとモー司教ブルグンドファロに注目した。両司教は、多数の宮廷人や修道院長を輩出したフランク王国屈指の名門、いわゆるファロ一族に属していた。ルーアン司教アウドイヌスとモー司教ブルグンドファロが代表するファロ一族が教会会議を通じて繰り返し広げた宮廷との交渉は、史料的に追跡できる唯一のケースである。それがどの程度に一般化できるかはともかく、ファロ一族出身の司教たちの経歴は、六三〇年代以降に生じた王と司教のコミュニケーションのあり方に起きた変化をよく示している。まず第一に、王の支配領域（王国あるいは分国）全体から司教が出席するタイプの教会会議は減少し、代わって宮廷と密接な関係をもつ司教ネットワークに依拠した教会会議が増加した。これは、王と司教の間の個別の人的絆の重要性が増し、司教集団の一体性の意識が後退したことを意味する。第二に、王と特定の司教門閥とが教会会議における特権付与を通じて聖なる修道院空間を創り出したことは、教会会議の役割と意味に大きな変化が生じたことを意味する。かつてのように、教会会議は王国の司教たちが自らの意思を表明し、王との間に協調関係を形成する場ではなくなり、宮廷と結びついた司教門閥の人的ネットワークを形成し、修道士の祈願への期待によって連帯する場となった。

最後の「結論と展望」では、これまでの議論が要約されると同時に、それが中世初期の国家形成に関する最近の理解とどのように関連するか

が示唆されて結ばれる。第1章から第6章までの検討で明らかになったように、メロヴィング朝フランク王国の教会会議は王と司教の交渉の場であり、その時々で両者の協調関係を形成してきた。しかし、それは六三〇年代を境にして、その性格を変えてきた。ある意味で、この教会会議の変化は、ローマ的な古代末期の世界（ポスト・ローマ期）から出発したメロヴィング朝フランク王国の秩序がカロリング朝フランク王国のそれへと転換する構造変化を映し出すパラメーターであったといえよう。六三〇年代までメロヴィング朝の王は教会会議という場を通じて司教と交渉し、いわば間接的にコントロールを図った。これは佐藤彰一氏が提起する「ポスト・ローマ国家」としてのメロヴィング朝フランク王国の一面であった。これに対して、六三〇年代以降、宮廷と結びついた司教門閥が教会会議を仕切るようになり、教会会議はもはや司教集団の意思を体现する場ではなくなっていた。六七〇年代以降、アウストラシアでカロリング家が台頭し、宮廷の実権を握ると、王国全土の司教座や修道院への直接的な支配を強めた。その結果、メロヴィング朝期の教会会議にみられた王と司教の交渉の場としての役割は決定的に失われ、教会会議の開催は途絶える。カロリング家の権力が確立された七四〇年代に入ると、約七〇年ぶりに教会会議が招集される。しかし、教会会議はもはや古代末期的な「王と司教の交渉の場」ではなく、王権が主宰する聖俗の支配エリートの集会であり、事実上の王国集会の様相を呈するようになる。こうして、中世初期の国家形成を特徴づける支配者と司教の緊密な関係は新たな局面に入った。

論文審査の結果の要旨

まず、現在のメロヴィング朝研究のなかで本論文のもつ特徴を指摘し、それぞれについての評価を述べる。

(1) 聖俗の「未分離」から「交渉」へ

伝統的に、中世初期のヨーロッパ世界は「国家」が「教会」を支配した「聖俗混淆」あるいは「聖俗未分離」の社会とされてきた。しかし、こうした認識は近代以降の「教会」と「国家」、「宗教」と「政治」の原的区別を前提としたものであり、遠い過去の「聖俗混淆」「聖俗未分離」とはむしろ近代以降とは異なった聖俗関係のあり方として理解されなければならない。ここでは、支配者と司教との緊密な協力関係が形成され、カロリング朝フランク王国の時代には国家が「教会」として観念されるまでにいたった。近年、カロリング朝フランク王国についてはこうした歴史認識の刷新が進められているが、先行するメロヴィング朝の時代をこの視点から見直す本格的な研究はでていない。本論文はこの課題に真つ正面から取り組み、メロヴィング朝フランク王国の秩序のあり方についてこれまでとは異なった理解を提示したものである。とくに重要なのは、中世初期における聖俗関係を「国家」（王権）と「教会」という制度ないし理念の間の関係としてではなく、教会会議を通じ政治的状況の推移に応じて展開した王と司教の間の交渉とその結果として形成される人的ネットワークに注目した点である。そのため、本論文は形式的にはクロノロジカルな構成を取っているが、内容的には各局面（王位期）ごと王と司教の関係の様相にミクロストリア的ともいえる視点によって光を当て、その布置を明らかにする方法がとられている。残された教会会議の決議文書や特権文書に付された司教の署名と年代記や聖人伝などの記述史料に見いだされる数少ない記述を手がかりに、本論文はメロヴィング朝フランク王国の政治秩序を生み出す基盤となった王と司教の交渉に初めて本格的な光を当てたといえよう。今日、ドイツの中世史家J・フリードの一九八二年の論文を嚆矢に中世初期国家論が活発に議論されているが、最近のマイケ・デ・ヨングの研究も含めて、多くは

カロリング朝期に焦点を当てたものであり、また問題の理念的な側面（「教会」としてのフランク王国）に関心が集中しているように思われる。しかし、本論文が明らかにした王と司教の交渉や人的ネットワークの形成という視点から見て初めて、この時代の聖俗関係や国家のあり方の特性が十分に理解される。本論文はこうした視点の新しさとそれによる緻密な史料分析の徹底性において高く評価できる。

（2）「ポスト・ローマ国家」論への貢献

本論文がもたらした新知見は従来のメロヴィング朝フランク王国研究の通説のいくつかを修正し、また、佐藤彰一氏の「ポスト・ローマ」国家論に新たな次元を加える。まず第一に、「無為な王」から自立化する「司教支配」、その結果としてのメロヴィング朝フランク王国の無秩序というイメージは根本的な見直しを求められる。たとえば、ハインツェルマンによれば、グントラム王の「キリスト教的統治」は司教側によるイデオロギー的プロパガンダであり、王と司教の間にはそうした協調関係はなかった。また、E・エヴィヒの影響力ある解釈のように、王妃・摂政バルティルドの「修道院政策」が自立化する司教支配を抑制する王権側の努力であった。いずれの解釈においても、メロヴィング朝の王と司教の関係はネガティブに理解され、それが王国秩序の形成に果たした役割を認めていない。これに対して、本論文は教会会議を通じての王と司教の交渉が可能にした協調関係に注目し、それが政治的状况に応じてフレキシブルに形成され、三分国体制の王国に一定の秩序を与えたことを主張する。たしかに、メロヴィング朝フランク王国は制度やイデオロギーの面では、カロリング朝フランク王国に比べて顕著な達成はない。しかし、中世初期の政治・社会秩序の形成において、人的ネットワークの果たした役割がいかに大きいかは、最近の研究が様々な点で明らかにするところである。この点で、本論文はメロヴィング朝フランク王国の教会

会議をフォーラムとした王と司教間の交渉の重要性に着目したのは卓見であろう。第二に、本論文によって明らかとなった王と司教の協調関係は、メロヴィング朝フランク王国における統治の本質的な部分に関わるように思われる。メロヴィング朝の諸王は新たに支配下に入ったガリアに存続していた古代末期ローマの制度や人的資源を尊重し、それらを活用しながら間接的な統治を行った。この「ポスト・ローマ」国家（佐藤彰一）とは、新たに支配者となったゲルマンの王たちが古代末期ローマの残存する伝統を自らのものにする過程で創り出した秩序である。この点では、メロヴィング朝の諸王が四世紀以来伝統となっていた教会会議を通じてガリア社会で宗教的にも政治的にも重きをなす司教への歩み寄りを図ったのも、そうした間接的な統治の一環だったと解釈することができる。少なくとも、六二〇年代まで司教集団は教会会議において意思を表明し、王が勅令でそれに答えたが、こうした教会会議のあり方は明らかに「ポスト・ローマ」的である。その意味で「ポスト・ローマ」国家としてのメロヴィング朝の王国統治の重要な一翼を担ったものと考えられる。佐藤彰一氏の議論ではこの側面はほとんど考慮されていないことを考えれば、本論文は「ポスト・ローマ」国家論に新たな次元を加えたものといえる。

（3）カロリング朝フランク王国への展望

本論文が明らかにしたメロヴィング朝の時代における王と司教の教会会議を通じた政治的コミュニケーションの伝統、さらに、六三〇年代以降に教会会議で司教との協調においてなされた修道院への特権付与、それが可能にした王国秩序の安泰と人民の救済をもたらす修道士の祈祷の公的役割。以上のように要約できるメロヴィング朝期の発展を背景にして、カロリング朝フランク王国が同時代人によって「教会」とみなされるにいたった理由が理解されるのである。この意味で、中世初期におけ

る王と司教の関係を軸とした国家形成を全体として理解するために、メロヴィング朝期の研究が本質的な重要性をもつことを説得的に示したと言ってよい。

以上、三点について本論文の特徴とその価値について述べたが、いくつかの課題も残されたといえよう。

まず第一に、同時代の史料における「教会会議」に関する用語や意味について、まとまった議論が不十分であった。このことが本論における議論の焦点である教会会議の規定の曖昧さを残し、緻密な史料分析のなかで弱い部分となっていた。とくに、第2部における六三〇年代の教会会議については、特権付与の際に開かれたと想定される集会が「教会会議」として理解することには議論の余地がある。質疑もとくにこの点に向けられ、論文著者自身も今後の課題のひとつとしたところである。

第二に、本論文で利用された史料は王と司教の人的ネットワークを明らかにするために直接に必要なものに限られている。このためにメロヴィング時代の豊富な聖人伝が人物や政治的出来事のデータ源としてしか用いられていないことが、惜しまれる。一九六〇年代のF・グラウスのパイオニア的研究以来、メロヴィング朝期の聖人伝史料の批判校訂の作業とそれにもとづくメロヴィング朝期の社会や文化について新しい研究が相次ぐ状況を考えれば、その積極的な利用は王と司教との交渉の歴史を狭義の政治的コンテキストを越えて、社会・文化・心性のコンテキストにおいて深めることを可能にすると考えられる。

第三に、メロヴィング朝フランク王国における王と司教の関係や教会会議の役割と比較できる現象は、同時代の西ゴート王国（スペイン）、アングロサクソン王国、ビザンツ帝国などに認められる。とくに前二者については一定の研究の積み重ねがある。メロヴィング朝フランク王国の政治秩序の固有性を理解するためには、古代末期の地中海世界という広

がりにおいて、同時代の国家との比較が不可欠である。

本論文は、同時代史料の徹底した解読作業によって教会会議という場において王と司教の交渉と人的ネットワークの形成がなされたことを、メロヴィング朝フランク王国の政治状況との関連で明らかにしたものである。近年、制度史的な観点から人的結合関係へとメロヴィング朝研究は視点を転換しつつあるが、具体的な関係形成（交渉）の場としての教会会議に焦点を当てた研究は、本論文がおそらく最初のものと思われる。その議論は関連諸史料の綿密な分析と先行研究の批判的な摂取によって堅固に支えられている。その中でとくに注目される成果は、教会会議の性格が六三〇年代を境として大きな変化を遂げた事実を説得的に論証し、この変化の意味を七世紀における転換との関連で示したことである。この点は、本論文がメロヴィング朝フランク王国の研究にもたらした独自の貢献として高く評価される。いくつかの課題は残されたが、本論文は立ち遅れているメロヴィング朝フランク王国の研究に新たな方向性を提示したものであり、今後の研究の深化が期待される。

以上により、審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するのに相応しい水準に達しているものと評価した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一六年一月二六日（月）13時から15時まで、末川記念会館第三会議室で行われた。審査委員の質疑の中で提出された史料解釈上の諸問題にきわめて具体的かつ明晰に説明を行い、それによってラテン語史料の高度な読解力と新しい諸研究への精通を示した。また、論文の成果として得られた新知見から中世初期、とくにメロヴィング朝フランク王国の歴史認識にもたらされる新たな展望については、

審査委員から研究史的な位置付けが問われたが、これについても説得的な説明をすることができた。

このような公開審査における質疑応答を通して、また、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動から判断して、申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は本論文が博士の学位に値するものと評価し、本学学位規程第一八条第一項に基づいて「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断した。

谷 端 郷

『近代日本の都市における水害被災地域の研究』

——一九三〇年代の京都市・大阪市・神戸市を事例として——

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一五年九月二五日

審査委員

主査 高橋 学

副査 吉越 昭久

副査 中谷 友樹

論文内容の要旨

本博士学位申請論文は、歴史災害研究への地理学からのアプローチの一つとして、比較地域論的な視点をもった被災地域研究の方法を提示し、日本における一九三〇年代の諸都市の水害を対象に、複数の災害の比較を通して、当該時期の都市水害の時代的・地域的特徴を明らかにしたものである。論文の全体は、以下の８章で構成されている。

第1章 はじめに

第2章 災害を対象とした地理学的研究

第3章 研究対象と研究資料

第4章 京都市における洪水災害の地域的差異——一九三五年京都市大水害の事例——

第5章 大阪市における高潮災害の地域的差異——一九三四年室戸台風の事

例一

第6章 神戸市における土砂災害の地域的差異——一九三八年阪神大水害の事例——

第7章 一九三〇年代の都市における水害被災地域の特徴

第8章 おわりに

第1章では、過去の災害の実態解明を通して、防災や減災の教訓を導き出す歴史災害研究の必要性が近年高まっていることが指摘される。また、現在の歴史災害研究では、多様な研究領域からの貢献が期待されるため、個々の研究領域での深化の必要性が説かれている状況を確認し、地理学からこれに因應べく、三つの課題を提示した。課題の一点目は、被災地域をより詳細な地域スケールで復原すること、二点目は近年歴史研究への利用が期待されているGIS（地理情報システム）の歴史災害研究への適用を試みることで、三点目はこれまで事例研究にとどまることの多かつた研究に対して、それらを比較して時代的、地域的特徴を議論すること、である。前二者は個別事例研究を深めるための視点や方法に関わる検討であり、後者は個別事例研究を超えた地理学的な観点からの一般化を試みるための課題である。具体的には一九三〇年代に大都市で相次いで発生した一九三五年京都市大水害、一九三四年室戸台風による高潮災害、一九三八年阪神大水害を対象としている。

既存の都市水害史は第二次世界大戦後を起点に書き始められることが多く、一九三〇年代の都市水害が都市水害史の中で検討されることはまれであった。日本において急速な近代化を果たした明治時代以降、とくに人口・産業の集中する大都市において急激な都市化が進行した。山麓部や沿岸部においては、市街地化や工場地化が進行したため、豪雨災害や高潮災害などの水害に対してきわめて脆弱な条件を持つに至ったと考

二一〇

えられる。すなわち、都市水害史を考える場合、被害の社会的要因として近代の都市化（市街地の拡大）も合わせて考える必要があり、既存の研究について再考の余地があると考えたのが対象事例の選定理由である。

第2章では、主に水害を対象とした地理学的研究のレビューを通じて、第1章で提示した諸課題に因應するための研究の枠組みが検討されている。地理学は系統地理学と地誌学に大きく分かれるが、これまでの地理学における災害研究は、系統地理学およびその成果を応用した応用地理学の中で進められてきた。今日の地理学における災害研究は飛躍的に進展しているが、その多くは分析的な研究であり、ともすると災害の全体像を捉える視点を見失いがちであった。しかし、地理学における災害研究のレビューを試みた結果、地誌学的アプローチともいえる被災地域研究の視点が、災害の地理学的研究の中で系統地理学的な研究に並ぶもう一つの軸として必要であると学位申請者は強調する。この視点は、個別の災害事例における被害の地域的差異とその要因を分析し、複数の災害事例の結果を相互に比較することで、被災の同時代性や地域性を考察しようとするものである。

第3章では、まず、明治中期から昭和初期にかけての日本における水害史を概観した。具体的には水害被害額の推移などを検討し、一九三〇年代を含む昭和初期に大規模な水害が多発したことを明らかにした。次に、第4章から第6章で主な分析資料として用いた、自治体刊行の災害誌の資料的価値を再検討し、被災地域を詳細に分析できる可能性を示した。また、災害誌に付された地図は測量された地図上に被災範囲が描かれている場合が多く、GISを使って定量的な分析を施すことで分析結果の実証性を高められることを指摘した。

第4章から第6章にかけては、事例分析がまとめられている。第4章では、一九三五年京都市大水害を事例に、地形や市街地化のような自然

的要因と人文社会的要因の両面からGISを用いて定量的に検討した結果、浸水被害の全体的な傾向としては農地や農業集落の被害が目立つ一方で、局地的には様々な都市水害の様相がみられたことを明らかにした。第5章では、一九三四年の室戸台風の大阪市を事例に、江戸時代の干拓地や明治時代以降の埋立地で被害が大きかっただけでなく、局地的に様々な要因によって被害が甚大となったことを明らかにした。とくに此花区あたりの被害の激化には、地形条件だけでなく、これまで実証的に示されてこなかった地盤沈下の影響もデータによって示している。第6章では、一九三八年阪神大水害の神戸市を事例に、複数葉にまたがっていた災害地図を統合し、これまで着目されてこなかった家屋被害分布の詳細とその要因を検討した。その結果、地形に合わせて被害の特徴に差がみられたことを明らかにした。

第7章では、京都市、大阪市、神戸市の三都市の比較を通して見出された共通点や相違点から、一九三〇年代の都市水害の時代的・地域的特徴を考察している。その際、水谷武司やJames K. Mitchellのモデルを参考に、それぞれの災害事例の分析結果を検討した。その結果、一九三〇年代の都市水害は、開発が優先され防災対策が疎かにされるなど近代社会から現代社会への移行期であるがゆえの不安定性も併せ持ちながら、沿岸部や山麓部など水害に対して脆弱な地域へ市街地が拡大した結果、発生したものであることが明らかとなった。この状況は第二次世界大戦後の水害の特徴と類似し、現代的な都市水害と同様な災害発生構造が、一九三〇年代からみられたということの意味する。そして、現代的な都市水害は、高度経済成長期に抱え込んだ諸矛盾が原因となって新たに発生したものというよりも、一九三〇年代頃から時代ごとの都市化の特徴に合わせて、ホットスポットが転移してきたと捉える新たな近現代都市水害史像を提示した。

第8章では本稿のまとめと今後の課題が示されている。第1章で挙げた課題ごとに整理すると以下のようになるとめられる。まず一点目の課題については、被災地域内をより詳細な地域スケールで検討することで、地形や市街地化のような微細な被害程度の地域的要因を分析・考察することができ、個別事例研究の深化に貢献できることを示した。また、被災地域内を類型化することは、各事例研究を比較する際の基礎的な作業としても位置づけることができた。二点目は、各事例研究を通して、歴史災害研究へのGIS利用の有効性が示された。たとえば、面積計算とその集計によって水害被災地域の特徴を定量的に分析し、先行研究の結果ともほぼ合致する結果が得られた。この点も歴史災害研究におけるGIS利用の意義を高めるものであったと考えられる。三点目は、これまで個別事例研究に終始することの多かった歴史災害研究に対して時代的・地域的特徴を考察する方策として、比較地域論的な視点をもった被災地域研究の方法を示した。そして、その方法によって一九三〇年代に相次いだ大規模都市水害について時代性や地域性を考察し、新たな都市水害史像を示すことができた。これらの方法は、他都市の災害事例にも適用可能であり、第二次世界大戦後の枕崎台風による呉市の土砂災害や伊勢湾台風による名古屋市の高潮災害などを再検討し、一九三〇年代の諸都市の災害との比較を行っていくことなどが、今後の課題として挙げられている。

論文審査の結果の要旨

これまでの日本の大都市における水害研究は、第二次世界大戦後を起点に進められることが多かったが、学位申請者はそれでは見過ごされてしまう都市水害の歴史的経緯を理解する必要性を指摘した。すなわち、現代日本の大都市で発生する水害の背景に日本の近代化以降に発生する

都市化の進展と脆弱性の増大を指摘する。そこで、一九三〇年代に発生した京都・大阪・神戸の水害を、初期の本格的な水害と位置づけて、近代化に伴う都市化と都市水害の発生の関係を明らかにすることを目的に研究を行った。その結果、都市水害の歴史的地位相を都市化に伴うホットスポットの移転現象として理解する新しい結果を提示した。この点は、これまでの研究にはない独自の成果であり、高く評価される。学位申請者は、発生してから既に八〇年以上経過した過去の災害を対象にして、歴史GIS（地理情報システム）の手法を取り入れることで、当時の「災害誌」の図面記録から被災場所の地理的な計測を実施し、水害被害の集中する地形区分と都市化が進行する地域との関係を明らかにした。これまでと全く定性的な論述に終始していた歴史災害についてGISを導入することで、定量的に分析することが可能になり、分析の実証性を高めたことが指摘できる。

さらに、本論文で取り上げた京都市、大阪市、神戸市の災害研究を単なる事例研究にとどまらずに Mitchell のモデルをベースとして、学位申請者独自の工夫を加え、災害の比較地誌学的手法へと一般化する作業に成功しており、この結果は今後様々な場面で応用が期待される。

この事例研究の一般化に向けた作業の成果として、都市化の進行とともに、より水害の危険性の高い領域へと市街地が拡大し、時代に応じて水害被害が集中する地形区分が変遷している状況を明らかにして、それを「水害ホットスポット」と整理したことは、歴史地理学のアプローチによる災害研究として、歴史GISの導入に関する意義とともに、日本の大都市型水害の歴史的経緯を総括している点でも有意義であり、博士論文に値する成果を示しているものと判断できる。

ところで、学位申請者は歴史災害を防災計画に活かすことを目標の一つとしているが、都市の社会的バックグラウンドとしての脆弱性や、地形

的脆弱性については論及しているものの、それを防災計画に活かすプランにまでは至っていない。この点は、今後、研究を進めるに当たり大きな課題になるといえるよう。

また、本論文がまとめられる際、先学の文献レビューは、災害研究が理工学分野、社会科学分野、人文学分野など多岐に渡るために、それらを見通す学位申請者の視点が明確にされなければならない。外国語文献も含め、多岐に渡る文献のレビューの枠組みを明確に提示することが、今後の研究の進展に重要であろう。後に続く後輩のためにもそれを期待したい。

専門用語などの定義が必ずしも適当でないと思われる部分もみられる。「歴史災害」と「災害史」、「地誌」と「地誌学」の区別など、基幹的な用語・概念を明瞭に定義することで、理論の展開に違和感を持たれないようにする細心の注意が必要である。学部時代に地理学を専攻せず、大学院になってから学位申請するまで到達した努力は多とするものの、さらに一層の研鑽を望みたい。歴史時代の現象を扱う上で自治体作成の「災害誌」と言われるものの資料（史料）批判については、本論の根本に関わる重要な問題であり、頁を割いて十分に検討した手順を読者にみせる必要があると考えられる。

さて、本論文の主軸をなす第4章〜第6章は、既にレフェリーつきの学術誌などに掲載された内容を基にしており、究極なまでに無駄を省いた構成になっている。しかし、学位申請論文としては、必要欠くべからざる基礎的図表を追加し、より読者の理解を促進する工夫がされてもよかったのではなからうか。特に、話題となる被災場所だけではなく、その背景となる集水域の地質、地形、気象、植生などに目配りをし、三次元、あるいは時間ファクターを加えた四次元での検討も必要である。さらに、被災場所では人口だけではなく、社会構造、産業、防災施設や組

織などまで検討することで「災害誌」を標榜する学位申請者の立場がより確固としたものになると思われる。そして、最後にまとめられた「災害モデル」は、参考とした水谷のモデルや Mitchell のモデルから、既に学位申請者の谷端のモデルとして昇華されており、今後、谷端モデルをよりよいものに仕上げていただきたい。

提出された学位申請論文は個々に地理学、地誌学、歴史地理学、自然地理学、歴史学、災害論などそれぞれの分野からは、軽微な問題点を指摘することができるが、申請者が目指した都市災害を第二次世界大戦後からではなく、一九三〇年代まで遡り、京都市、大阪市、神戸市を取り上げ、GISを用いてより細かなところまで立ち入って定量的に水害の構造を明らかにしようと試みた点は高く評価できる。そして、学位申請者が審査にあたり、今後の研究の展望として述べた、GISを用いて各地の都市の歴史災害の様相を明らかにし、今後の防災対策に活かして行くこととする意思を、ぜひ実現してほしいと考える。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一五年六月一六日（火）17時から19時30分まで、至徳館三〇四西会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における、国際学会や全国学会などにおける発表、論文作成に当たり参考にした外国語論文、学会誌の英文要旨など様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を

授与することが適当であると判断した。

飯塚 隆 藤

『淀川流域における近代河川舟運の変化に
関する地理学的研究』

—歴史GISデータベースを用いて—

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一六年三月三十一日

審査委員

主査 矢野 桂 司

副査 吉越 昭 久

副査 片平 博文

論文内容の要旨

本研究は、近代の河川舟運研究への地理学からのアプローチの一つとして、歴史GISの手法を用いて、日本のなかでも河川舟運が盛んに行われていた淀川流域を事例に、明治中期から昭和初期にかけての河川舟運の盛衰過程を明らかにしようとしたものである。特に、明治・大正・昭和初期の舟運に関連する浜・河岸・港単位の膨大な資料をGIS化するることにより、地域レベル、流域レベル、全国レベルのマルチスケールでの分析を可能とした点に大きな特徴がある。本論文は、以下の8章から構成されている。

第1章 序論

第2章 河川舟運および歴史GISにおける研究動向と課題

第3章 明治期における河川舟運の地域差

二一四

—淀川流域・木曾三川流域・利根川流域を中心に—

第4章 明治中期における淀川流域の舟運の実態

—浜・港・船舶定繋地に着目して—

第5章 明治中期から後期にかけての淀川流域における舟運の変化

第6章 大正期から昭和初期にかけての淀川流域における舟運の変化

第7章 考察

第8章 結論

まず第1章では、近年、地域観光・地域活性化の観点から河川舟運研究が注目されていることを指摘した上で、近代の舟運研究が都市内の地域レベルでの研究は多く見られるが、流域レベルでその変容をとらえた研究が少ないことを課題として挙げている。申請者は、上流・中流・下流といった河川の流域全体を通して、舟運の変化を明らかにすることが重要で、そのためには近年急速に展開している歴史GISの手法や考え方を導入することが必須となる、と主張している。

第2章では、近代の河川舟運および歴史GISに関する既存研究のレビューとその評価とがまとめられている。まず膨大な量にのぼるこれまでの研究を網羅的・系統的にレビューした上で、三つの課題を浮き彫りにしている。その第一は、河川舟運における詳細な位置情報などの空間的検討の不足、第二は河川舟運における地域間の比較研究の不足、第三は地理学における河川舟運研究の不足のそれぞれの問題である。そして、申請者は、歴史GIS手法による膨大な近代の河川舟運に関する資料のデジタル化・GIS化は、これら三つの課題に向けて大きく貢献することが期待される、と述べている。

そして、これらの課題に向けた実証研究が、第3〜6章で行われる。第3章では、明治期において舟運が盛んであった淀川、木曾三川、利根川の三流域に関して、一八九〇・一九〇一・一九〇七(明治二三・

三四・四〇)年の『徴発物件一覧表』から、市町村ごとの船舶総数の変化を求め、流域全体のみならず、流域内部での舟運の分布と変化を明らかにした。さらに、一九〇六(明治三九)年の『徴発物件一覧表』をもとに、市町村単位での種類別船舶数(日本形五十石以上船・西洋形船、小舟・漁用船など)と舟夫数の空間的分布を地図化し、それぞれの流域内部での舟運の特徴を明らかにした。明治中期から後期にかけて、流域人口は増加するが、鉄道の発展と共に、河川舟運は相対的には衰退傾向にある。規模の大きい利根川流域では船舶数が大幅に減少するが、淀川や木曾三川の流域の減少はそれほど大きくはない。また、いずれの流域においても、上流・中流・下流、さらに市町村単位で見ると、減少だけでなく増加する地域も見られ、流域内において増減の地域差が存在することが明らかにされた。そこで、次章からは、その地域差の大きい淀川流域を取り上げ、より詳細に河川舟運の変容を明らかにすることになる。

第4章では、明治中期における淀川流域の舟運を検討するために、『徴発物件一覧表』(明治三三年版)に掲載された「船舶表」と「府県統計書」の二つを資料に、浜・港・船舶定繋地のGISデータベースを作成した。そして、構築したGISデータベースを用いて地図化し、明治中期の舟運の状況を明らかにした。全国に船舶定繋地は一四、六三五カ所あり、そのうち淀川流域には五七六カ所あることを示した。さらに、浜や川岸、大字単位での詳細な種類別船舶数を地図化し、琵琶湖・淀川流域において多様な河川舟運が展開されていたことを明らかにした。

そして、第5章では、淀川流域を対象に、明治中期から後期にかけての舟運の変化について、明治期に編纂された『徴発物件一覧表』と「府県統計書」、『鉄道局年報』のGISデータを作成し、明治中期から後期における舟運の変化と鉄道との関係について、一八九六(明治二九)年から一九〇六(明治三九)年までの一〇年間に約二、四〇〇隻が減少したこ

とを明らかにした。そして、変化率と鉄道路線を重ね合わせて、事例を挙げながら舟運の衰退と鉄道との関係性について分析を行った。また、淀川流域内の鉄道路線の変化について、乗車人員・移出貨物量ともに中期から後期にかけて倍増していることも明らかにした。さらに、明治後期の琵琶湖舟運の変化について、一九〇七(明治四〇)年から一九一〇(明治四三)年にかけて、琵琶湖での汽船乗客数と移出貨物量が増加していること、また、明治中期から港の数が増大していることを示した。そして、これらの結果から、淀川流域においても鉄道と舟運の間に補完関係が存在していたことを導き出した。

最後に、第6章では、大正から昭和初期にかけての淀川流域の舟運の変化について、「府県統計書」と「駅勢要覧」をもとにGISデータを作成し、船舶数は流域全体としては衰退傾向にあるものの、舟運が維持され、上流の滋賀県(琵琶湖)と下流の大阪市では舟運が活発に行われていたことを明らかにした。しかし一方、一九一三(大正二)年から一九三七(昭和一二)年にかけて、中流(桂川・宇治川・木津川)では衰退が著しく、船舶数が半減したことを示した。

また、「駅勢要覧」から大正・昭和初期における舟運の状況の検討から、五八カ所の駅で舟運との関係が見られた。そのうち二六カ所で工場による舟運利用が確認でき、駅周辺に船(はしけ)舟を有する駅が一八カ所あり、「水陸連絡」や「海運連絡」の機能が見られたことを確認した。

これらの知見から、大正・昭和初期における舟運の衰退傾向の地域差は、(1)上流の琵琶湖では「湖上汽船」のほか、漁船だけでなく物資を運ぶための輸送船が存在し舟運は衰退することなく継続的に利用されていたこと、そして、(2)中流では衰退が著しかったものの、鉄道や自動車などの陸上交通では運びにくい危険物や燃料、食料品、工場出荷製品の輸送に舟運が利用されていたこと、最後に、(3)下流では「水陸連

「海運連絡」が見られ、内陸舟運は鉄道や海運と連携することで、衰退するどころか、むしろ物資輸送の重要な役割を果たすとともに、最盛期を迎えたこと、などを明らかにした。

従来の舟運研究では、明治中期からの鉄道敷設により舟運は衰退、もしくは鉄道と競合補完関係にあることが議論されてきたが、大正・昭和初期において舟運の衰退傾向に地域差は見られるものの、鉄道やトラックなどの陸上交通が卓越しても船舶が消失することはなく、舟運が輸送面において陸上交通の補完的役割を果たしていたことが明らかになった。

第7章では、先の四つの実証研究を通して、明治から昭和初期にかけての淀川流域の河川舟運の盛衰過程の要因を分析し、河川舟運研究における歴史GISの有効性を明らかにしようとした。まず、淀川流域における近代河川舟運の盛衰過程は、Ⅰ期「舟運発展期」、Ⅱ期「舟運再編期」、Ⅲ期「舟運停滞期」、Ⅳ期「舟運存続期」の四つに分けられることを提示し、淀川流域では明治中期から昭和初期にかけて河川舟運の形態が変化しつつも、上流・中流・下流に河川舟運の核となる拠点が存在し、それらが連携し、緊密な関係にあったことが、昭和初期まで舟運を存続させた要因であるという結論を導いた。そして、河川舟運研究について、市郡、市町村、浜・港という三つの空間単位で時空間分析を提示することにより、「全国レベル」、「流域レベル」、「地域レベル」のマルチスケールで河川舟運を検討し、河川舟運研究への歴史GISを用いた研究アプローチの有効性を見出すことができた。

そして、終章の第8章では、本論のまとめと今後の課題、さらに、歴史GISを用いた国内外での地域比較研究や近代以前の河川舟運研究のさらなる展開を提案している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、琵琶湖を含む淀川流域を対象地域として、明治中期から昭和初期にかけての河川舟運の盛衰課程を分析したものである。従来の河川舟運研究の多くが、一本の河川や限られた個所の浜や港を事例として積み重ねられてきたのに対して、本研究のユニークな点は、「流域」という概念をクローズアップさせることによって舟運を河川流域全体からとらえ、その中に含まれる地域ごとの差や変化、およびその要因などを広範囲の現象として把握しようとしたところにあるといえる。その結果、淀川の近代期における河川舟運が主として鉄道敷設により明治中期になって衰退を余儀なくされたとするこれまでの研究に対し、淀川流域では地域によって両者が補完関係にあったことから昭和初期まで河川舟運が継続したことを示した。また、河川舟運の変化は流域内でも地域差が見られたことを明らかにし、これまでの論文とは一線を画するような成果を導き出した。

そうした試みが積極的に展開されているのは第4章・第5章・第6章の実証研究部分であり、『徵発物件一覧表』『府県統計書』『鉄道局年報』などの膨大な統計資料を渉猟した上で、それらの横断的な時空間分析を行うことよって、淀川流域における明治中期・明治中期後期・大正期・昭和初期にかけての河川舟運の変化のありさまが見事に再現されている。そして統計資料から得られる大量のデータの同時的な分析を可能としたのが、GISの積極的な活用である。申請者は舟運研究の中に歴史GISの手法を取り入れる必要性を随所に強調しているが、まさにこうした試みはこれからの交通史研究に新たな地平を拓くことにつながる意義深いアプローチであるといえる。とりわけ、膨大な資料の収集に始まり、長い時間をかけてのGISを用いた図化作業から考察に至り、そ

の過程を通して優れた結論に導いたことに敬意を表したい。この論文は、前述のように多くの資料類を用いていること、歴史GISの手法を用いていること、近代淀川の舟運を時空間的に明らかにしたこと、などに大きな特徴があり、結論的に鉄道の敷設が直接舟運の衰退に結びついたとする従来の見解に根拠を持った反論を提示できた点でも評価されている。また、作成された図表もこれまでにない優れた出来ばえで、本論文の結論に結びついており、今後地理学や交通史学の分野に大きな影響を与えるであろうことは疑いがない。このことは、上記3章（第4章・第5章・第6章）の実証研究がそれぞれ主要な学術雑誌に掲載され、学界において高い評価を得ていることから明らかであろう。

しかし、これから研究を進めていく上でのいくつかの課題も指摘される。

その一は、近年、内外において相次いで発表されてきた歴史GISに関する成果、およびそれに関連する文献のクリティカルな評価が十分になされていないことである。本論文中に紹介された歴史GISに関する論文・プロジェクトの数は決して少なくなかったが、この分野の動向や分野をリードしている研究の評価に触れられている部分はほとんど確認されず、結果的に実証研究の分析や結果とは深く結びつけられなかった。歴史GISとは、過去の大量のデータを同時に分析することのみを究極の目標とする単なる手法ではないはずである。若手研究者の一人として、同分野の研究レビューに対するさらに積極的な姿勢や詳細な評価が望まれる。

その二は、人文・社会科学の研究は皆そうであろうが、本論文もまた近代の河川舟運研究の到達点には達しているとはいえない。本論文の作成に限ってみても、膨大な資料類のデータベース化と歴史GISの使用にほとんどの研究時間を費やしてしまったために、地図化によって明ら

かになった事実の指摘などは行えたが、そこからさらに論を進めなければならぬ。時間空間的な考察に十分な時間を取ることができなかったことも指摘しておかなければならない。とりわけ、舟運は河川沿いに物資や人を運ぶという視点だけでなく、そこから港の背後の地域との交流、鉄道・トラックなどの役割分担など、明らかにしなければならぬ課題は多かったように考える。

その三は、歴史GISの方法論の有効性は、過去の地理空間情報を扱うだけでなく、全国、流域、地域といった空間スケールの違いを一元的に扱うとともに、時間次元の変化による空間単位の変化を的確に処理するところにある。市町村合併による境域の変化や地名の変化といった複雑な地理空間情報を系統的に処理して、事象の時空間的变化を地図として可視化させた本研究の特徴をもっと強調すべきであった。また、当時の河川舟運に関連するGISデータと、自然環境や他の統計のGISデータを用いた、重ね合わせなどの空間分析をさらに展開していただきたい。

その四は、実質的な結論をまとめた第7章において、四つに分けられた「時期区分」についてである。区分は、I期「舟運発展期」、II期「舟運再編期」、III期「舟運停滞期」、IV期「舟運存続期」であるとするが、このうち、仮にI期を「発展期」として位置づけようとするれば、当然それ以前の（発展期に入る前の）状況がつぶさに概観または既存の成果に基づいて紹介されなければならないのではないか。またIV期の「存続期」についても、そのネーミングが適切であったかどうかも含めて再吟味の余地がある。この時期には、大阪市内で舟運の最盛期を迎えていたこと、伏見港や大津港を中心として淀川の上流・下流に核となる拠点が存続していたことなどから、「存続期」と見做したことが推察できるが、第4章・第6章の実証研究における舟運の「変化」はすべて「盛衰

過程」を明らかにするという立場で貫かれてきたはずである。だとすれば、淀川流域における本来の舟運の「衰退」はさらに後のこととせねばならない。時期区分のネーミングあるいは時期設定の問題も含めて、今後の課題が残ることとなる。より慎重な吟味を期待したい。

以上、いくつかの課題も指摘されるが、本論文は近年、主として欧米や日本で急速に議論が進められてきた歴史GISの考え方を意識しながら、地理情報科学からの視点だけではなく、伝統的な従来の舟運研究成果とも積極的に関連づけることによって、GISを取り入れた手法の有効性を積極的に提示しようとした力作といえる。こうした試みはオリジナリティが非常に高いことはいうまでもなく、この分野における学術的水準を十分に備えていると見做される。また、近代の舟運という歴史的空間における交通現象を、定量的な解釈にまで進化させたことは十分な評価に値する研究といえる。よって本論文は、博士学位の水準に達しているものと判定される。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一六年一月一五日（金）16時から18時まで、歴史都市防災研究所階カンファレンスホールにて行われた。

上記の審査委員会の見解に基づいて審議した結果、提出された本論文は博士学位の授与にふさわしい十分な独創性と体系的とを備えており、かつ学術的にも非常に高い価値を持つものと結論するに至った。また、本論文の内容については、これまで地理学や交通史に関する学会において多数の口頭発表がなされており、さらに第4章～第6章に当たる実証研究部分の成果についても、すでに主要学術雑誌に掲載され、学界での高い評価を受けている。加えて申請者は、共同研究にも積極的に加わることによって日々成果を積み上げているほか、隣接分野の研究者とも積

極的に交流している。一方、複数の学術論文に添えられた英文レジュメによっても、十分な外国語の能力を有していることを確認した。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第一八条第一項により、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与するに適當と判断する。

日高友郎

『神経難病者のコミュニケーション支援の マイクロ・エスノグラフィ』

——文化心理学的アプローチに基づく検討——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一六年三月三十一日

審査委員

主査 サトウ タツヤ

副査 山本 博樹

副査 廣井 亮一

論文内容の要旨

本論文は、神経難病である筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者を対象とした継続的なフィールドワークに基づき、文化心理学の観点から、神経難病者のコミュニケーションのあり方並びにその支援のための実践的知見を得ることを試みたものである。

本論文は全9章で構成される。第1章から第4章までが序論に当たり、第5章から第8章までが個別の経験的研究であり、第9章が総合的考察と結論である。

第1章は「神経難病者の在宅療養の発展とその問題点」と題し、制度的・社会政策的な文脈の中での「難病」の布置について、歴史的な動向も含め詳細なレビューを行っている。これにより、「難病」における「神経難病」の位置づけ、さらに「神経難病」における「ALS」の位置

づけを明確にするとともに、神経難病者に対する心理社会的側面からの支援が決定的に欠けている現状について整理した。

第2章は「難病者の生を捉えるための理論的・方法的な基盤」と題し、以下三点について論述した。第一に、本論文において用いる方法論であるマイクロ・エスノグラフィが、文化人類学に由来するものであるとともに、心理学の「観察法」として位置づけ直すことが可能であること、第二に、本論文において用いる理論枠組みである「文化心理学」、およびその新しい方法論である複線径路・等至性モデルは、少数事例研究からも一般性を持つ知見を生成的に産出できる可能性があり、ALS患者の生活の実際を理解し、個別に異なる療養現場の中から転用可能な知見を提示する上で重要となること、第三に生(ライフ)の視点を導入することで、生命・人生・生活などの全ての人間の側面を包括する心理学研究の成立可能性が開かれること、である。

第3章は本論文の目的を記載した。本論文の目的は、「病いの実態の記述的理解」、「ALS患者の一对多リアルタイムコミュニケーションの実践」、「ALS患者の病いの体験を語るための場作り」を一体とした支援モデルを提唱することを通じ、神経難病者のコミュニケーションの可能性を拡大することである。

第4章は方法であり、「難病在宅療養のマイクロ・エスノグラフィ」本論文のフィールド」と題し、本論文でフィールドとした二つの場について論述した。第一は、ALS患者の在宅療養の現場である。本論文では、人工呼吸器を装着して在宅療養を行っているALS患者に着目し、その自宅を主たるフィールドとしたフィールドワークを行った。第二には、対話のファシリテーションが行われている現場である。神経難病者が自らの病いの経験を語る場を構築する実践をするに当たり、神経難病者とオーデイエンスの対話を促進するための機能を探るために、サイエ

ンスカフェへのフィールドワークを行った。

第5章は「研究1…在宅療養におけるALS患者のコミュニケーション支援の実際」と題し、ALS患者である和申氏の自宅へのフィールドワークに基づき、マイクロ・エスノグラフィとして、在宅療養の場の記述を行った。在宅療養においては、「他律の回避」が記号として通底しており、これに基づいた支援を実施することで、ALS患者本人にとつてだけでなく支援者・家族等を含めた場の全員にとつて、快適と感じられるような療養の実現に繋がることが示唆された。

第6章は「研究2…ALS患者のリアルタイムコミュニケーション可能性の検討」と題し、呼吸器装着・音声言語使用不可能な、重篤な状態にあるALS患者であつても、パソコン上のインスタントメッセージングソフトを駆使することにより、最低限の定型の会話を自在にこなすことが可能であることを示した。一方で、すぐさま返答が難しい患者においては、返事を機器に入力したり、介護者に伝えたりするために生じる「沈黙」に対して、周囲の者が耐え切れず、発言権を他に移動させてしまうという現象が生じる可能性が示された。

第7章は「研究3…病者の経験を伝えるためのコミュニケーションのあり方…ファシリテーション機能の解明」と題し、科学者と市民の対話の場であるサイエンスカフェを対象としたフィールドワークを行った。科学者と市民の対話場面の分析を通じ、両者の双方向的なコミュニケーションを実現するためには、第三者（ファシリテーター）が必要であることを示すとともに、その機能を「収束」、「発展的修正」、「流し」の三点として描出した。本知見は、科学者と市民という二者関係のみならず、病者と市民という関係においても転用が可能であると考察された。

第8章は「研究4…病者アドボカシー企画の運営と意義の変容過程…複線径路・等至性モデルによるALS患者参加型企画の分析」と題し、

ALS患者を登壇者（話題提供者）として迎えるシンポジウムの実際に企画・運営した際の記録をデータとして分析対象とし、病者アドボカシー（権利擁護）の一環として、「病者が自らの病いの経験を語る場」を構築するために必要な知見を得ることを目的として実施された。企画運営の観点から見ると、企画を継続的に実施する上で以下四点が重要となると考えられる。第一に「企画の初期の時点で数年間続ける見通しをつけておくこと」、第二に「患者会（および患者会役員）との人的ネットワークを十全に保つこと」、第三に「登壇する患者とのラポール形成においては、企画者はファシリテーターとして振る舞うこと」、第四に「企画を継続的に実施することで、より継続しやすくなること」である。

第9章は「総合考察」であり、議論を総括した。文化心理学的アプローチをとりながら、病者の生（ライフ）という観点を導入することにより、ALS患者のコミュニケーションとその支援を、課題も含め、多角的に描き出すことを狙いとした。日高氏は本論文の成果を、ALS患者という重篤な四肢機能不全、コミュニケーション障害を持つ者のコミュニケーションを拡大するためのモデルとして位置づける。難病に罹患したとしても、決して不幸であるとは限らず、様々な形で、「自分にとつて」快適と感ぜられるような生（ライフ）が存在し得るということを示したことが、本論文のモデルとしての機能であると主張する。また、そのための心理学的な方法論として、人々の生（ライフ）を描くことを狙いとしたライフ・エスノグラフィを提案するものである。

論文審査の結果の要旨

本論文において著者の日高氏はALS患者および患者家族や介護者への支援を目的とした心理学的な先行研究について、「研究の焦点（経験／コミュニケーション）」ならびに「研究目的（影響する要因や介入効果の検討

／「当事者にとっての意味の探求」という区分を設けて整理している。その上で日高氏は先行研究においては、「コミュニケーション」に焦点を当て、「当事者にとっての意味の探求」を目的とした研究が不足していることを指摘し、本論文をその空白を埋めるものとして位置づける。ALS患者のコミュニケーション支援における現場での工夫の丁寧な記述だけでなく、難病者が自らの病いの経験を語る場を構築するという実践そのものも研究に組み込むという点が独創的であり、「文化心理学」という理論枠組みを用いることで、これらの研究・実践に一貫性を付与していることも評価される。

一方で、本論文においては以下二点の問題点も指摘される。第一に、理論枠組みの設定とその選択の適切さについて、必ずしも明瞭な説明がなされていないことである。第二に、「神経難病者のコミュニケーションの可能性を拡大」という目的が達成されたかどうかについて、事後的な評価が十分になされていない点である。

もつとも、こうした問題点があるにもかかわらず、本論文においては、(1)「自発呼吸すら困難な全身性の障害を持つ者」においても、(本人にとって快適と感ぜられるような)療養生活とコミュニケーションが達成され得るということ、(2)また、氏の実施した、長期間のフィールドワークをマイクロ・エスノグラフィとして分析、提示することによって行われたモデル生成が、病と共に生きる方の心理学という領域を切り拓いたこと、(3)さらに、こうした手法が、心理学における方法論の発展に貢献するものであること、は十分に評価され得ると考えられる。

難病者が自らの病いについて語る場を作り出すことによって、アドボカシー(権利擁護)の拡大を図る姿勢を示していることは、研究と実践の緊密な関係を示すものであり、そのことも本論文の特徴であり評価され

るべき点であると言える。

以上により、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は二〇一六年六月一四日(火)13時15分から14時45分まで、清心館五〇六号教室で行われた。質疑においては、個人の生き様の記述が不十分ではないか、という指摘や、支援モデルの有効性に踏み込む必要があるのではないか、という指摘もなされたが、このことは本論文の意義を失うものではないと判断された。総じて本論文に関する申請者の発表の内容は適切であり、質疑も滞りなくすすめられ、その意義が十分に理解されたと言える。

本審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

なお、日高氏はアメリカ合衆国・クラーク大学の Jaan Valsiner 教授のもとで研鑽し、その成果に基づく英語論文を執筆していること、国際学会で英語による研究発表を行っていること、そして本論文において海外の文献を適切に読解し引用していることから、その英語運用能力は十分であると判断した。本博士論文には含まれていないが、福島県立医科大学に助手として着任した後は、その研究力を発揮して精力的に英語論文(ファーストオーサー)を公刊していることも付記する。

以上、論文審査、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

竹澤 智美

『写真のなかの距離の知覚』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一六年七月一五日

審査委員

主査 東山篤規

副査 北岡明佳

副査 松田隆夫

副査 渡辺利夫

論文内容の要旨

論文は6章からなる。その章題は、(1)はじめに、(2) 実際空間と画像空間の知覚的距離の比較、(3) 対象の像の大きさが同じ画像で得られる知覚的距離、(4) 対象の像の大きさと知覚的距離、(5) 対象の像の大きさ比と知覚的距離、(6) おわりに、である。論文の巻末には「用語と式」、「実験データ」が附与されている。

第1章では、風景の中の被写体をカメラで撮影した静止画において、被写体までの距離(本文では絶対距離としている)および被写体間の奥行き(本文では相対距離としている)の知覚を問題にすることが述べられている。カメラから被写体までの距離 A を十〜百メートルとし、地平線を常に写真の中央に置き、被写体の物理的大きさ S を一定にすることによって、論文の扱う研究範囲を限定している。

申請者はまずカメラ光学を解説する。フィルム(感光素子)に写る被写

二二二

体像の大きさ i は、 A に反比例し、 S とレンズの焦点距離 F に比例する。モニターに写された被写体像の大きさ I は、 i に比例し、フィルムの大きさ h とモニターの大きさ H の比 H/h にも比例する。よって $I = SFH / Ah$ を得る。この I を観察距離 V から見ると、その視角 I_v は SFH / AVh に等しい。

申請者は、写真の中では大きさの恒常性と、大きさ—距離の不変仮説が成り立つと仮定する。この二仮説と上述の光学法則をもとに、モニターの中の被写体までの見かけの距離 A_p が AVh / FH に等しくなることを導き、 h 以外の各変数をそのべき乗(A^{a1} 、 F^{a2} 、 H^{a3} 、 V^{a4})に置き換えることによってモデルに一般性をもたせた(論文の表記法を若干変更している)。

$$A_p = A^{a1} V^{a4} h / F^{a2} H^{a3} \quad (1)$$

実際の奥行き R とその見かけの奥行き R_p も、同様にして、べき関数を仮定する。

本論文の目的は、まず A_p や R_p が正確に判断されるのか、あるいはどのように歪むのかを示すことであった。これは、 A_p を A の一次関数として、または R_p を R の一次関数として表し、その勾配を比較することによって行われた(実験1〜6)。つぎに A_p や R_p の判断に貢献する変数の重みづけ(重要度)を示すことが試みられた(実験7〜10)。これは、 A 、 R に加え V 、 F 、 H のべき乗(式1)を比較することによって行われた。

第2章の実験1では、観察者は、実際の通路に提示された視標(ターゲット)となる人物までの A_p および二人物間の R_p をメートル法によって推定した(推定法)。その結果、 A_p は正確に判断され、 R_p は R よりも小さく判断された。この結果は、この論文全体の統制群と考えられる。実験2では、コンピュータのモニターに写された画像が用いられ、実験者によって指定された距離や奥行きを、観察者が被写体をモニター画像の中で移動させることによってつくりだした(産出法)。このとき、 V 、 h 、

F 、 H を一定にして、 A と R を独立変数として A_p と R_p が求められた。その結果、 A_p は正確に判断され、 R_p は R よりも小さく判断された。また R_p を R のべき関数として表したとき、べき指数はほぼ1.0となった。これらの結果より、申請者は、 A_p は被写体の視角に、 R_p はモニターの中の二被写体の大きさの比にもとづいて判断されると推測した。

第3章では、視標となる被写体の大きさを一定にして、背景(実験3)、被写体の概念的大きさ(実験4)、隣接する被写体(実験5)、標準刺激(実験6)の有無が、 A_p と R_p に及ぼす効果を検証した。実験3では、被写体の背景として、通り、滑走路、一様(背景なし)が用いられ、実験1や2と類似した課題が被験者に与えられた。その結果、 A_p は正確に、 R_p は実際よりも小さく判断された。一様背景のときの A_p は、滑走路を背景としたものよりも大きく判断された。

実験4では、視標となる人物の横に別の人物が提示され、産出法によって視標までの距離の判断が求められた。その結果、視標の A_p は、背景の影響を受けて一様V滑走路V通りの順で減少し、隣接する対象を遠方に配置した条件では、視標の A_p が小さくなる傾向があった。

実験5では、視標となる対象とそれに隣接する対象(ともに人物または衝立)が提示され、推定法によって A_p と R_p が求められた。その結果、 A_p も R_p も実際よりも小さく推定されたが、前者よりも後者の縮小率が大きかった。視標が人物のときに A_p は大きく、近接する対象が遠くに提示された条件では R_p が小さくなった。さらに A_p を A のべき関数として表したとき、そのべき乗は、視標の特徴や隣接対象の距離にかかわらず、0.8~1.0となった。

実験6では、標準となる距離(または奥行き)と比較して視標の A_p (または R_p)の判断が求められた。 A_p と R_p のどちらの判断も、実際の大きさの約2分の1になった。判断過程に二被写体が関与すると、 R_p だけでない

く A_p の縮減も生じると推察された。

第4章では、 A と F だけでなく、 V (実験7)あるいは H (実験8)あるいは被写体の概念的大きさ(実験9)を独立変数にして、推定法によって A_p と R_p が求められた。その結果、 V のべき乗は、距離では約0.2、奥行きでは約0.1、 H のべき乗は、距離では約0.4、奥行きでは約0.2、 F のべき乗は、距離では約0.8、奥行きでは約0.2となった。

第5章(実験10)では、二被写体の物理的奥行き R を一定にして、 A と F を比例的に増減させるドリーズームと言われる撮影方法を用いて、二被写体のうち近い方の画像の大きさを一定に保って遠い方の大きさを変え、推定法によって近い被写体の A_p と二被写体間の R_p を求めた。その結果、 A あるいは F が増加するのにもなって A_p が増加した。 R_p は R と F が増加するのにもなって増加した。この結果より、申請者は、 R_p は二被写体の画像の大きさの比が1に近づくのにもなって減少すると推察した。

第6章は、本論文の結論を示す。(1)モニターの中の二被写体間の R_p は、各被写体までの A_p の差に等しくなく、前者は後者よりも小さいと判断される。(2) A_p は、モニターの中の被写体の視角 I_r をはじめ、モニターの中の被写体の大きさ I やモニターの中に被写体が占める割合 I_s にも依存する。(3) R_p は、モニターの中の二被写体の大きさ I の比にもとづいて判断されると推測された。

論文審査の結果の要旨

本研究は、モニター(あるいは写真)の中の被写体までの見かけの距離 A_p や被写体間の見かけの奥行き R_p を論じたものである。研究者の中には、写真の中では A_p や R_p は不正確であると論じるものがある中、本研究は「一定の大きさをもった被写体が奥行き方向に地面に沿って移動する」

事態では、かなり正確に距離を判断することができ、奥行き判断については実際の奥行きよりは小さくなることを示した。加えて、見かけの距離 A_p や奥行き R_p の判断に際しては、実際の距離 A や奥行き R の寄与が高く、ついでカメラの変数であるレンズの焦点距離 F とモニター画面の大きさ H が効果的であり、貢献度のもつとも低い変数がモニターまでの観察距離 V であることが見出された。

本研究のもつとも評価されてしかるべき点は、複数の物理・光学的変数をきわめて丹念に操作し、しかも繰り返し実験を行うことによつて、それぞれの変数の効果を定量化することに成功したことである。その結果、 A_p や R_p に影響する刺激変数が三群に分かれることが見出されたが、これは他の類似の研究からは得られていない発見といえよう。また二被写体間の R_p が、各被写体までの見かけの距離 A_p の差よりも著しく小さくなることを見出したことも、写真空間の性質として、おそらく初めて指摘された知見であろう。

しかし、敢えていささか苦言を述べるならば、本研究の成果は、幾何学的錯視や三次元空間視などの先行研究に適切に関連づけられていない。たとえば、枠組みの中に視標が提示されると両者の間には対比や同化が生じるはずである。また A_p や R_p の判断には、視標の視角 I_p や、モニターの中の視標の大きさ I の比などだけでなく、視標の背景および隣接対象の効果が検出されているにもかかわらず、申請者はこれを重要なものと認識していない。それから被写体が地面に沿つて移動すると写真の中で被写体の位置（高さ）と大きさが共変する。論文では、これらの効果への言及が十分になされたとはいえず、この点は、まことに惜しいものがある。また、物理変数の関数として心理変数を表すためには、式1に尺度係数の項を加える必要があり、べき乗だけによつてデータを記述するのは十分でないとの指摘がなされた。また式1から導出できない式

をデータ解析に援用しているという指摘があった。この他に若干ではあるが、表記に誤りがあることや表現に曖昧な部分があることが指摘された。

このような指摘にもかかわらず、本論文に収められた実験のどれもが、きわめて緻密に計画され丹念に実行されており、一定の大きさをもつた被写体が地上を移動する事態において、さまざまなレンズと撮影距離を用いて撮られた被写体写真の A_p や R_p が予想できるようになっている。これは、取り扱われた現象世界が狭いながらも、その中において観察される被写体の空間関係が正確に描出されていることを意味する。この点は、おおいに評価されてしかるべきである。また、 A_p や R_p の判断に影響する諸変数（距離 A 、奥行き R 、レンズの焦点距離 F 、モニター画面の大きさ H 、モニター画面までの距離 V ）の効果が等価でなく、たいへん効果的な変数（ A と R ）とそうでない変数（ V ）の存在が見出されたことは、写真の従来の空間視研究が気づきえなかつた斬新な知見である。この知見には、今後、平面画と三次元空間の見かけの奥行きとの関係を扱つた研究はもろろんのこと、日常場面における写真の撮影や撮影されたものの展示・鑑賞などにおいて配慮されなければならない重要な提言がふくまれる。

以上により、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本件は、本学学位規程第一八条第二項にもとづいて審査が行われた。論文の公開審査は二〇一六年五月三〇日（月）13時30分から15時10分まで末川記念会館第三会議室で行われた。審査委員会は、申請者の論文発表や学会発表などの研究活動および公開審査の質疑応答を通して、博士学位にふさわしい能力を有することを確認した。また、申請者は、すで

に単著二論文を英語で執筆し、それを知覚の専門雑誌 *Perception* に掲載していることから、外国語（英語）の能力も十分であると認められる。よって、本学学位規定第二五条第一項により、学位申請論文に関連のある分野の試験のすべてを免除した。

以上の諸点を勘案して、本審査委員会は、本学学位規程第一八条第二項に基づいて、博士（文学 立命館大学）の学位を申請者に授与することが適当であると判断する。

川本 静香

『大学生におけるうつ病の二次予防に関する
臨床心理学研究』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一七年三月三十一日

審査委員

主査 サトウ タツヤ

副査 土田 宣明

副査 宇都宮 博

副査 日下 菜穂子

論文内容の要旨

本論文は、うつ病の発症リスクが高まる大学生を対象としたうつ病の二次予防の促進を目指し、臨床心理学的地域実践の展望を描くことを目的としたものである。

本論文は全6章から構成される。第1章が序論にあたり、第2章から第5章までが個々の調査研究、第6章が総合的考察と結論である。

第1章では、本論文の問題と背景として、大学生を対象にうつ病の二次予防を行う必要性和意義が示された。先行研究を整理する中で、大学を中心としたコミュニティにおいて二次予防を実践するための具体的な課題が明らかにされた。そしてこの課題の解消のための具体的な研究課題として、スクリーニング・テストに関わる研究と、受診意欲に影響を及ぼす要因について検討を行う必要があることが示された（高野・宇留田、

第2章は、「大学生のうつ病における受診意欲を妨げる要因に関する研究」と題し、大学生におけるうつ病の受診意欲を妨げる要因について自由記述による探索的検討が行われた。テキストマイニングによる分析の結果、「時間経過による自然回復」「周囲への相談と受診の面倒さ」「疾病との関連付けの難しさ」「精神科に対する抵抗感」の四つの要因を得た。また、この四つの要因と性別との関係性についても検討が行われた。この四つの要因について、健康信念モデル (Health Belief Model; HBM) に基づいて、うつ病における精神科・心療内科への受診を促進させるためのアプローチ方法として、疾病にかかる可能性の自覚ならびに疾病の重大さの自覚を妨げる「疾病との関連付けの難しさ」と「時間経過による自然回復」の認識を修正し、治療・援助を受けることの障害である「周囲への相談と受診の面倒さ」と「精神科に対する抵抗感」の改善が必要であることが示された。

第3章では、「大学生のうつ病アナログ群の特徴：スクリーニングの倫理的問題解決の試み」と題し、カットオフ値を用いて抽出された者が、本当にうつ病のハイリスク者であると同定できるのかという課題を精査するためにうつ病アナログ群に着目し、アナログ研究を行った。ここでアナログとは「等価な」「類似の」という意味であり、臨床心理学の実証研究においてアナログ研究とは、抑うつ傾向や不安傾向についてそれらの傾向が強い大学生等を臨床群と等価と見なして研究を行うことである。第3章の研究ではうつ病アナログ群を「抑うつ重症度が健常範囲にある者には類似せず、かつ、うつ病患者と類似した抑うつ状態にある非臨床群」と定義し、この定義に沿う非臨床群をうつ病アナログ群として抽出し、健常者とうつ病患者の連続性の中でうつ病アナログ群の位置づけについて考察した。分析の結果、既存のベック抑うつ尺度 (Beck

Depression Inventory second edition; BDI-II) のカットオフ値のみを用いたアナログ群の抽出では、うつ病患者の抑うつ状態と同様の状態の者を抽出できないという問題があることが再度確認された。

第4章では、「大学生における多様なうつのスクリーニングの試み」と題して、スクリーニング・テストの実践において、スクリーニング・テストを受けた者に対する利益と心理教育としての効果を持たせるために、従来のスクリーニング・テストで判断できる抑うつの重症度(うつ病のハイリスク度)に加えて、従来型の病態であるメラニコリー親和型と非メラニコリー親和型の両者をアセスメントできるようにするための知見の導出を試みた。具体的には、ツァンうつ病自己評価尺度 (Zung Self-rating Depression Scale; SDS) と BDI-II における Persons (1986) の症状別アプローチと潜在クラス分析を用いて分析を行ったところ、SDS・BDI-II ともに対象者の抑うつをメラニコリー親和型と非メラニコリー親和型に分化することができた。これにより、従来のスクリーニング・テストで判断できる抑うつの重症度(うつ病のハイリスク度)に加えて、従来型の病態であるメラニコリー親和型と、非メラニコリー親和型の両者をアセスメントできる可能性が示された。

第5章では、「うつ病治療における薬物療法に対する大学生のしろうと理論：適切な情報提供を目指して」と題し、うつ病における受診の意思決定に影響を及ぼすとされるうつ病治療における薬物療法のしろうと理論について検討した。分析の結果、うつ病の薬物治療に対するイメージについて7つの大カテゴリー(「内服による有害反応」「薬効に対する不信感」「薬効がある」「内服に関わる不安感」「長期的・継続的な内服」「適切性・必要性」「治療におけるコスト」)を得た。これらの結果から、大学生のうつ病治療における薬物療法についてのしろうと理論は、専門家が持つものと大きくは変わらないものがある一方で、誤った認識や、限られ

たケースにおいて起きた事象が全てのケースにおいて当てはまるような、誇張した認識となつているものがある可能性が示唆された。こうした点に関しては、リスク認識やリスク・コミュニケーションの観点から、専門家と非専門家の間にあるズレを解消するための対話の場を設定し、対等な立場で議論を行うことの必要性が確認された。

第6章は「総合考察」であり、本論文における一連の研究から得られた知見が臨床心理実践ならびに臨床心理学においてどのように貢献しているのかについて考察を行うとともに、うつ病のリスクのある大学生に対する臨床心理学的地域実践の今後の課題と展望について議論が展開された。川本氏は本論文の成果を、臨床心理実践と臨床心理学の二つの側面から述べている。まず臨床心理実践においては、学生の利益につながるスクリーニングのあり方と、受診の意思決定を支援に資する具体的な情報提供の内容を示したことを成果として取り上げた。また考察の中でコミュニティ内における専門家と非専門家（支援者と学生）の水平的人間関係の構築とそうした人間関係に基づいた対話型の情報提供のあり方の方角性が示されたことが、学生個人のライフ（生命・生活・人生）を支える臨床心理実践において価値ある知見であると主張する。また、臨床心理学における成果として、これまでうつ病患者のアナログ（等価な／類似の）としての扱いであった大学生の抑うつを、連続性の観点から予防的支援が必要な者としての新たな位置づけの必要性を示した点が取り上げられる。本論文で大学生の抑うつを臨床群との連続性の中に位置づけることで、予防的アプローチの必要性を理論的に示したことは、今後の臨床心理学におけるアナログ研究の可能性を拓くのみならず、大学生の精神健康の促進に資するものである。

論文審査の結果の要旨

本論文において、川本氏は大学生におけるうつ病の二次予防についての先行研究を「①スクリーニング・テストによる早期発見」と「②うつ病の疑いのある当事者による受診行動」、「①と②を組み合わせた実践研究」の三点から整理した。その上で川本氏は大学生のうつ病の二次予防における具体的な課題として、①スクリーニング・テストの実施は、時に過剰診断や過剰支援を生み出し、コミュニティ内でのレッテル貼りを増長させる危険性があること、②受診の意思決定は、本人の意思決定に基づく必要があるが、その意思決定を支えるための情報提供の内容についての知見の蓄積が十分でないことを明らかにしている。本論文はこの二点の課題解決のために、「問題の認識の査定」と「援助要請の意思決定」の二つの観点から実証研究による知見を蓄積することによって、①コミュニティにおいて適切なスクリーニング・テストの実施の方向性を示すとともに、②大学コミュニティの成員が対等な立場（水平的人間関係）で二次予防を実践することの将来的な可能性を示した点が独創的である。また、本論文においてうつ病を連続性の観点から捉えることで、スクリーニングによって抑うつ状態にあると同定された者を「予防的支援の必要な者」として位置づけた点は、臨床心理学におけるアナログ研究の今後の発展において有益であると評価できる。

一方で、本論文においては以下の三点について課題が指摘される。一点目は、スクリーニング・テストのカットオフ値の設定や抑うつのタイプのアセスメントについての妥当性検討が臨床現場で実用可能なまでには検討されていない点である。二点目は、本研究で示した二次予防の一連の研究で明らかになった知見が、大学生を対象とした二次予防の促進にどの程度効果があるのかについての事後的な効果検証が実施できてい

ない点である。また三点目は、援助要請の意思決定に資する情報提供のあり方についてはその方向性を示したのみに留まり、そのフィージビリティや有効性についての検討が十分に検討されていない点である。

以上のような課題はあるものの、本論文においては、うつ病の発症リスクが高まる大学生の時期に学生個人のライフ（生命・生活・人生）をトータルで支えることの重要性に触れ、その予防の必要性和具体的なアプローチ方法を示したことは、実践の学問である臨床心理学の今後の発展に資するものとして、十分に評価され得ると考えられる。また、今後の展望として、コミュニティの成員が立場の非対称性を超えてコミュニケーションを取りあい、支援者と学生の双方が協働してうつ病の予防活動を実践していく展望を示した点は、これまでの支援者主体の支援から当事者参加型の支援への変容を促すものであり、臨床心理学における新たな実践の発展に貢献するものであると評価できる。

以上により、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公聴会は二〇一七年一月二〇日（金）16時00分から17時25分まで、清心館五〇二号教室で行われた。

質疑においては、大学というコミュニティにおけるうつ病の二次予防を考える際に多職種連携を考える必要があるが、そのことについての言及が不足しているのではないか、などの質問がなされた。こうした点について川本氏は、クリニック（診療所）における悪化予防ではなく、コミュニティ（大学等）における悪化予防を考える為のモデル作りには大きな意義があると主張し、その有用性は審査委員にも確認された。他の点

についての質疑についても当を得たものであった。また、何より、大学の死因の第一位が自殺である（第二位は事故死）という現状を捉えた上で、臨床心理学の立場からうつ病の予防に役立つ研究を行い大学生への支援・介入を考えるべきだという川本氏の主張は審査担当者のみならず会場の臨席者に大きな感銘を与えた。

審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間における論文発表や学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上、論文審査、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

神崎 真実

『不登校経験者受け入れ校のマイクロ・エスノグラフィ』

——生徒全体を支える組織的支援モデルの生成——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一七年九月二五日

審査委員

主査 サトウ タツヤ

副査 山本 博樹

副査 岡本 直子

副査 南 博文

論文内容の要旨

本論文は、「不登校経験者や中途退学者を入学試験の時点で排除してしまふことなく、生徒の支援ニーズに応えようとする高等学校」を受け入れ校と定義し、二つの受け入れ校をフィールドとして、教員の支援方法と視点を記述したものである。これまでの不登校者支援では問題のある個人に焦点が当てられてきたが、受け入れ校での個別支援は困難が多い。そこで、学校が組織として生徒全体を支えるための支援モデルを生成することを目的とした。

本論文は11章構成である。第1～4章が序論、第5～9章は通信制高校と単位制高校の実践記述、第10章は高校教育と受け入れ校の関係の検討、第11章は総合考察である。

第1章は「不登校経験者・中途退学者等の受け入れ校というフィールド」と題し、受け入れ校が担う役割と現状を概観した。

第2章は「多様な支援ニーズへの対応とその課題―先行研究の概観」と題し不登校者・中途退学者支援に関する先行研究を概観した。先行研究の知見は、教師や心理士と不登校者が一対一で関わる状況や、大半の生徒が学級単位で過ごす状況で適用されうるが、そうした状況下のない受け入れ校の現状を考慮すると、生徒全体を支える方法と視点の記述、状況とともに生徒の学校従事を促える理論が必要である。

第3章は「本研究の課題とアプローチ・目的」である。本論文では、受け入れ校の状況を踏まえた知見生成を目指すためマイクロ・エスノグラフィが選択された。また、フィールドの人々の関係性・状況を動的に描く理論的支柱として「形態維持」が導入された。

第4章は「方法」であり、本研究のフィールドである通学型の通信制高校A、全日制単位制高校Bの概要を記し、フィールドにおける観察者の役割を示した。

第5章は「通学型の通信制高校において生徒指導を成立させる方法」と題し、通学型の通信制高校Aにおいて、教員が生徒指導を成立させる方法を検討した。A高校では、本来ならば学級単位で行われる生徒指導が職員室で実施されており、教員全体で生徒のニーズや状況を把握し、生徒の輪に入るよう促していることが示唆された。

第6章は、「通学型の通信制高校の教員が描く学校像・教員像・指導像」と題し、A高校で目指される／回避される学校像・教師像・指導像を記述した。A高校では、作り続ける場としての学校、出会い続けて触媒となる教師、生徒が一步でも前へ進む教育像が目指されていた。

第7章は、「全日制単位制高校における担任教員の支援方針とその方法」と題し、全日制単位制高校Bに勤める担任教員の支援方針と方法、

支援が揺らいだときの展開を記述した。担任による支援に揺らぎが生じた時は、B高校の持つ多様な人的資源によって、生徒の多角的な理解、生徒の味方役の確保がなされていた。

第8章では、「全日制単位制高校におけるボランティアの活動継続過程と意味づけ」と題し、B高校が設立当初よりボランティアを活用してきた点に着眼し、ボランティアの意味づけと活動過程を検討した。ボランティアは生徒との関係形成を積み重ねるなかで、活動効果への疑念を抱えつつも「自分のための」活動へと意味を転じながら、生徒を待つ姿勢を体得していた。

第9章は、「全日制単位制高校におけるボランティアを活用した学級復帰支援」と題し、学校心理学の枠組みを援用して、ボランティアによる支援、SSWによるボランティアコーディネート、教員によるボランティアの位置づけを検討した。支援は、生徒主導の関係を形成し多様な役割を担うボランティア、ボランティアの生徒理解の文脈をひろげ教師との役割分担を促すコーディネータ、学習の意味を拡張してボランティアを捉える教員、がそれぞれの役割を担うことで維持されることが示唆された。

第10章では、「高校教育における学校教育目標の内容分析」と題し、高校教育における受け入れ校の位置づけ・役割を探った。京都・大阪の三六二の高校を設置者、課程、偏差値で類型化し、各高校HPに掲載された校長挨拶文との対応分析を行った。高校教育における多様な支援ニーズへの対応は、高校類型間で分業されている可能性が示唆された。

第11章は「総合考察」であり総括を行った。デザインが記号の配置であることを踏まえ、支援記号の配置と居場所について考察した。受け入れ校では、生徒の身体と学校の裂け目を埋めるために「生徒に注意が向きすぎることなく、放置もしないこと」、生徒の身体を他者や授業に向ける「生徒の課題と一緒に向かうこと」、生徒の社会との出会いを促すため

「生徒が様々な人と関わること」という三層の支援が維持されていた。

論文審査の結果の要旨

本論文は一般に不登校として知られる現象について、日本社会においてその扱われ方がどのように変遷したのかを概観した上で、不登校経験者・中途退学者が再度入学する高校を「受け入れ校」と新たに規定し、先行研究を渉猟した上で、受け入れ校における生徒全体への組織的な支援を検討するために、二つの高校でフィールドワークを行いその実践を記述したものである。

一つ目のフィールドは通学型のスクーリングを提供する私立通信制単位制A高校であり、神崎氏は計三年六ヶ月間にわたりフィールドワークを行い、生徒指導を行うために職員室が必須通過点としてデザインされていたことを見出した。その背景にある教員たちの考え方として、(1)作り続ける場としての学校(適応しなければいけない場ではない)、(2)出会い続ける(教え込み型ではない)教員、(3)一歩でも前に進めるように支援する指導(大学進学だけではない)という教育像を持っていることを明らかにした。二つ目のフィールドは私立全日制単位制B高校であり、神崎氏は一年五ヶ月間にわたりフィールドワークを行い、この学校では職員室の出入り口の前に設置された生徒ホールが、必須通過点としてデザインされていたことを見出した。教員への聞き取り調査により、B高校には、教員だけではなく多様な資源が生徒を支えるという考え方、多様な資源となる方々の居場所としても生徒ホールを機能させていることが明らかになった。また、学生ボランティアの観察と聞き取りから、支援者としての気持ちが強すぎると支援がうまくいかず、むしろ生徒との交流そのものを待つ者として意味づけていくことが明らかとなった。

以上のフィールドワークによって、これらの受け入れ校に通底するの

は「場のデザイン」を通じた組織的な対応であることが明らかになった。

本論文の課題としては、実際にはデータと存在していた生徒側の行動や考えについて、それらを主題として分析が行われていないこと、その結果として生徒の実際の活動が見えにくかったこと、記号という概念を用いたことは本論文を文化心理学に位置づけることを意味するがそれが明確になっていないこと、支援モデルの形成の意義が教育心理学における指導論の議論との関係で明確になっていないこと、などが挙げられる。

とはいえ、神崎氏は本論文の成果を、受け入れ校で生徒全体を考慮しながら社会への移行を支えるためのモデルとして位置づけていることは重要である。教師は環境と生徒との相互関係の調整者であり、支援とは、その場にいる人々によって生成され維持される「居るありよう」と「交流」をデザインすることであると主張する。本論文で示されたモデルは、具体的な事例を豊富に提示する点において不登校経験者の学び直しに資するものであり、個人内に閉じた不登校者支援を「場」の支援へ開いた点において理論的発展の可能性を持つと考えられる。

以上により、公開審査での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一七年七月七日（金）17時30分から18時45分まで、清心館五〇一号教室で行われた。質疑においては文化心理学や教育心理学における本論文の位置づけが不明確ではないかという指摘、生徒個人の生き様の記述が不十分ではないかという指摘、支援モデルの有効性に踏み込む必要があるのではないかという指摘などがなされたが、このことは本論文の意義を失うものではないと判断された。総じて本論文に関する申請者の発表の内容は適切であり、質疑も滞りなくすすめら

れその意義が十分に理解されたとと言える。

本審査委員会は、本学大学院文学研究科行動文化情報学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上、論文審査、公開審査での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。審査委員会は申請者の神崎氏に対して、本学学位規程第一八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。